

令和元年版

# 古賀市環境報告書

(平成 30 年度に講じた施策と環境の状況)

(案)

古賀市

福岡県古賀市

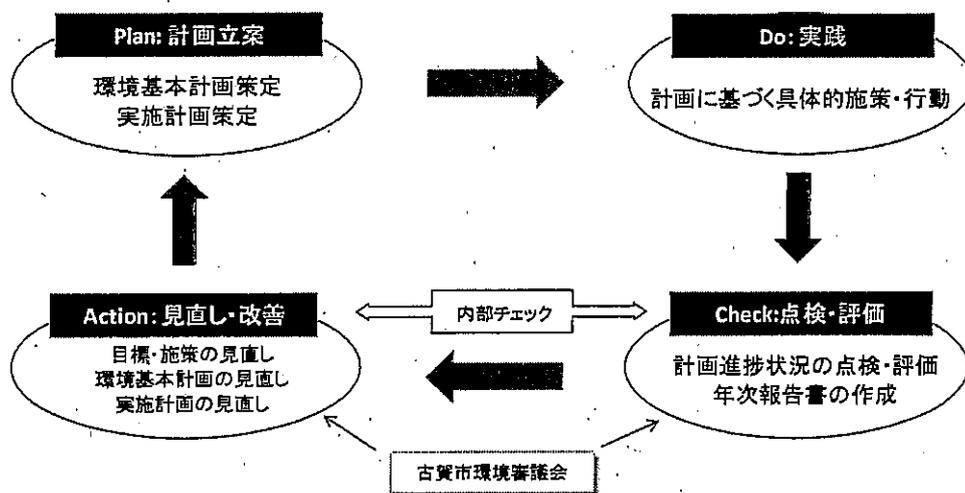
令和元年 11 月

## 古賀市環境報告書について

古賀市では、めざすべき環境像「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環のまち しが」の実現のため、平成 25 年度に「第 2 次古賀市環境基本計画」を策定し、平成 26 年度から取組を進めています。

この「古賀市環境報告書」は、第 2 次古賀市環境基本計画の進行管理における「Check:点検・評価」、「Action:見直し・改善」という役割を担っており、計画の進捗状況や古賀市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取組に活かしていくため、「古賀市環境基本条例」第 11 条に基づき、毎年作成し、公表することとしています。

### 【第 2 次古賀市環境基本計画の進行管理】



(資料: 第 2 次古賀市環境基本計画)

#### － 報告書の利用にあたって －

- 報告書の数値等は、平成 30 年度末のものを使用しています。
- 報告書の数値等で最新のものが必要な場合は環境課までお問い合わせください。

#### － 表紙の説明 －

- イラストは、人と自然との「つながり」をテーマに「環のまち しが」を親しみやすく描写したもので、第 2 次古賀市環境基本計画裏表紙においても使用しています。

## 目 次

---

1	古賀市の概要.....	1
2	第2次古賀市環境基本計画の役割と位置づけ.....	3
3	めざすべき環境の姿.....	4
4	環境像を実現するための体系的な取組.....	5
5	第2次古賀市環境基本計画の推進体制.....	6
6	平成30年度古賀市の環境に関わる主な取組.....	7
7	各施策内容における取組状況について	
	(1) 自然環境.....	10
	(2) 生活環境.....	23
	(3) 都市環境.....	31
	(4) 地球環境.....	36
	(5) 資源循環.....	45
	(6) 環境意識と行動.....	52
	(7) 第2次古賀市環境基本計画進捗一覧(平成29年度).....	65
8	古賀市カーボン・マネジメントシステム	
	(1) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの経緯.....	68
	(2) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの目的.....	68
	(3) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの仕組み・推進体制.....	68
	(4) 古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について.....	69
	(5) 古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の取組状況.....	70
	(6) 今後の取組.....	74

## 資料編

1	河川水質.....	76
2	海水域水質.....	82
3	地下水水質.....	84
4	大気環境.....	85
5	廃棄物及びリサイクル.....	87
6	用語解説.....	90
7	古賀市環境基本条例.....	93

## 1 古賀市の概要

福岡県の北西部に位置しており、福岡都市圏に属している古賀市は、平成9年10月（1997年）に糟屋郡古賀町が市制施行し、古賀市となりました。南西部は新宮町、南部は久山町、東部は宮若市、北東部は福津市と隣接しています。

海岸線には、玄海国立公園に指定されている白砂青松が連なり、河川は、中川、大根川が流れ、西の玄界灘から中央に位置する平野、さらに犬鳴山系、立花山系など自然に恵まれた地域です。

自治体名 古賀市

代表者 古賀市長 田辺 一城

所在地 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号

### 第4次古賀市総合振興計画

#### ●都市イメージ

「つながり にぎわう 快適安心都市 こが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」

#### ●基本目標

- (1) 活気とにぎわいあふれるまちづくり
- (2) 自然を大切にし 環境にやさしいまちづくり
- (3) ところ豊かに学び続ける人が育つまちづくり
- (4) 住みやすい生活環境の整ったまちづくり
- (5) 安全で安心して暮らせるまちづくり
- (6) すこやかで元気あふれるまちづくり
- (7) 互いに認めあい みんなでつくるまちづくり

### 古賀市の概況

面積	人口	世帯数
42.07 km <sup>2</sup>	59,234 人	25,488 世帯

(平成30年度末現在)

(古賀市の木) くろがねもち (古賀市の花) コスモス

(気象) 古賀市は、日本海型気候区に属し、比較的温暖な気候です。平成30年度の最高気温は37.3度、最低気温は-2.3度となっており、年間降水量は平成26年度からの5年間の平均で、約1,453mmとなっています。

表1 気温の推移

	最高	最低	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成26年度	36.1	-3.0	16.2	6.9	6.8	10.6	14.5	19.3	21.8	26.2	25.8	23.3	18.6	13.6	7.2
平成27年度	35.8	-0.4	16.5	7.5	7	10.1	15.3	19.6	21.8	25.6	26.3	22.3	17.8	15.3	9.8
平成28年度	35.9	-4.4	17.3	6.8	7.3	10.7	15.9	20.0	22.8	27.5	28.2	24.4	20.3	13.7	9.9
平成29年度	35.4	-2.8	16.6	7.0	7.6	9.6	15.6	19.9	22.1	28.3	28.2	23.2	18.5	12.7	6.7
平成30年度	37.3	-2.3	16.5	4.9	5.1	10.6	15.7	19.5	22.6	27.4	28.6	23.6	17.7	13.0	9.1

※粕屋北部消防本部-消防年報より抜粋している。

(単位: °C)

※平均の数値については、1~12月の平均値を記載している。

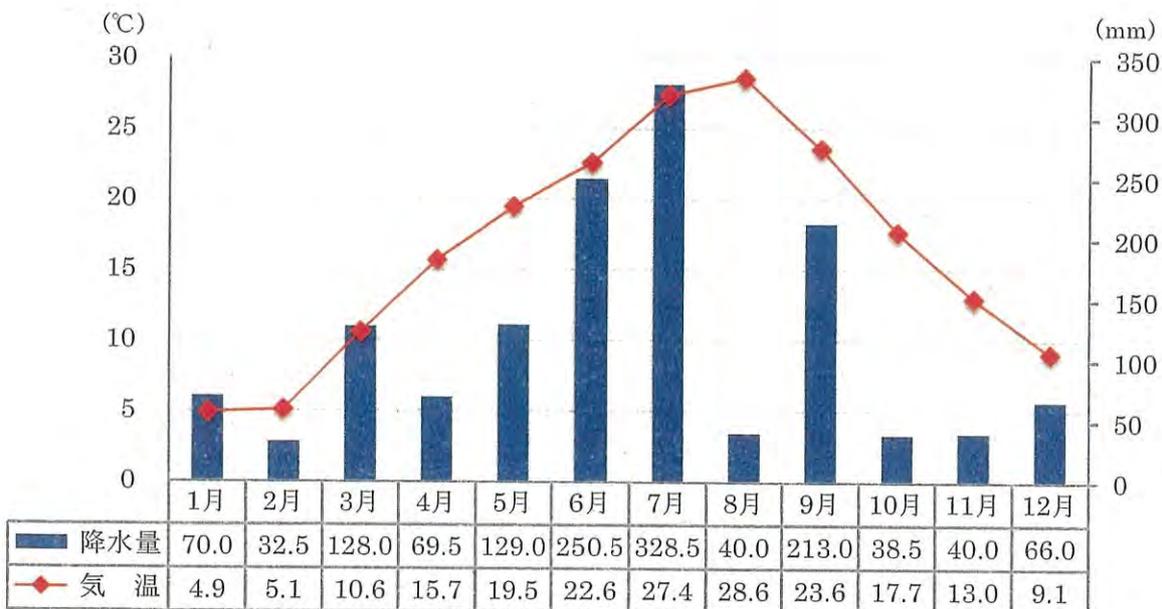
※1~12月の数値については、各月の平均気温を記載している。

表2 降水量の推移

	総量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成26年度	1,423.50	52.5	57.5	45.0	32.5	38.0	46.5	375.5	373.0	93.0	108.0	127.0	75.0
平成27年度	1,500.50	77.0	39.0	78.5	257.0	110.0	202.0	117.5	234.5	127.0	55.0	116.0	87.0
平成28年度	1,900.50	72.0	109.0	65.5	196.5	165.5	248.0	169.0	90.5	406.5	144.5	99.5	134.0
平成29年度	1,033.50	53.0	43.0	38.0	92.0	56.5	96.5	112.0	83.5	95.0	224.5	67.5	72.0
平成30年度	1,405.50	70.0	32.5	128.0	69.5	129.0	250.5	328.5	40.0	213.0	38.5	40.0	66.0

※粕屋北部消防本部-消防年報より抜粋している。

(単位: mm)



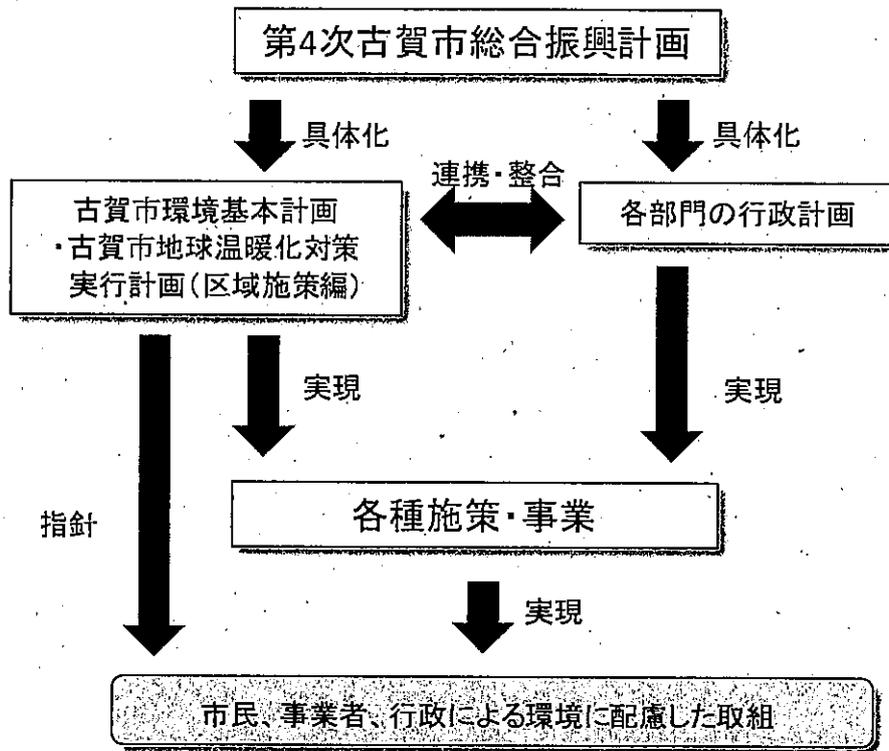
(資料: 粕屋北部消防本部)

図1 気温及び降水量(平成30年度)

## 2 第2次古賀市環境基本計画の役割と位置づけ

本計画は、平成16年10月に制定された「古賀市環境基本条例」第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること、また、「第4次古賀市総合振興計画」で掲げた都市イメージ「つながり にぎわう 快適安心都市こが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」を環境面から実現することを目的としており、環境行政の最上位計画に位置づけられています。

具体的には、環境面において、他の行政計画と連携・整合を図るとともに、市民、事業者、行政などの共働によって環境に配慮したまちづくりを推進していくための目標や取組について示しています。なお、「古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」については、本計画に含めることにより一体的に推進するものとしています。



※第2次環境基本計画では、古賀市のエネルギーに関する各部門の行政計画である「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を同時に策定

(資料:第2次古賀市環境基本計画)

図2 第2次古賀市環境基本計画の役割と位置づけ

### 3 めざすべき環境の姿

私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらしている社会経済活動の背景には、資源やエネルギーの確保、地球温暖化の進行による気候変動、水質の悪化や廃棄物の問題、地域固有の生態系の危機や越境大気汚染など、環境に関する様々な課題が存在しています。

今日、私たちは、良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を担っています。私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境に影響を与えていることを自覚し、市民、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割の下で、協力・共働して豊かな環境を保全し創造していくこと、また、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環のまちを実現することが重要であると考えています。

【第2次古賀市環境基本計画における環境像】

「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環のまち かが」

これは、「第1次古賀市環境基本計画」で掲げた、めざすべき環境像である「未来へつながる人と自然が織りなす環のまち」の考え方を引継ぎつつ、私たち自らの積極的な環境への働きかけで良好な環境を創り出し、充実感や楽しみを得る過程を強調し、発展させたものです。



(資料：第2次古賀市環境基本計画)

## 4 環境像を実現するための体系的な取組（前期事業・施策）





## 6 平成 30 年度 古賀市の環境に関わる主な取組

### ■自然環境：「生物多様性古賀戦略」の策定

平成 28 年度より学識者や団体代表者で構成する生物調査検討委員会において、生物多様性地域戦略の策定に向けた検討を行ってまいりましたが、平成 30 年 5 月に環境審議会内に生物多様性専門部会を設置して協議を重ね、多くの市民の意見を取り入れながら、平成 31 年 3 月に「生物多様性古賀戦略」を策定しました。

この戦略は、大人から子どもまで、古賀の自然の豊かさや生物多様性の大切さを知り、それぞれの行動につなげていけるような内容となっています。（12 ページ）



緑豊かな山々から白砂青松の海岸、市内を流れる大根川など、古賀には豊かな自然という次世代に残したい財産があります。

### ■自然環境：薬王寺水辺公園ビオトープ改修工事

自然豊かな環境の中にある薬王寺水辺公園内のビオトープは、周辺の森林を棲みかとする希少な両生類の産卵場所となっていますが、土砂の流入により池の陸地化が進み、産卵場所がなくなってしまう危機に瀕していました。

そこで池の浚渫と水流の改善を行い、池の環境が改善したことで、翌春には再び希少種の産卵が確認できました。（21 ページ）



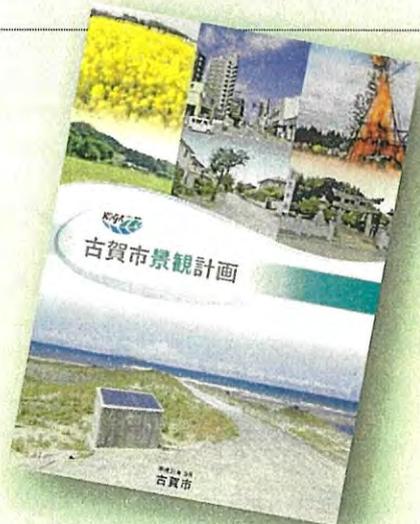
平成 31 年 3 月に薬王寺水辺公園ビオトープで自然観察会を開催しました。

### ■都市環境：「古賀市景観計画」の策定

身近な生活景観を守り活かし、古賀らしい良好な景観を形成していくための方針と基準、方策を定めた「古賀市景観計画」を平成 31 年 3 月に策定しました。

市がめざす景観像や景観まちづくりの目標を明らかにすることによって、市民・事業者・行政の共働による景観まちづくりを推進することをめざしています。

また、地域の景観の調和を保つため、一定の強制力を持ったルールも定めています。（31 ページ）



## ■資源循環：食品ロス対策についての取組

まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を無駄にしない「フードバンク活動」に市と県が共働で取り組んでいます。

古賀市ごみ減量化推進優良事業所でもある「株式会社ピエトロ」から、賞味期限が近くなったために出荷できなくなったり、印字ミスや包装破損などで通常の販売が困難になったりしたドレッシングやパスタソースをフードバンク団体に寄贈していただきました。寄贈していただいた食品は、フードバンク団体から子ども食堂などへ届けられています。

(49 ページ)



平成 30 年 5 月に株式会社ピエトロと県内のフードバンク団体（3 団体）が食品寄贈に関する合意を締結しました。

## ■環境意識と行動：グリーンカーテンの匠事業

地球温暖化や省エネルギーなどについて学ぶ「グリーンカーテンの匠事業」を継続して実施しています。

平成 30 年度は市民向け講座を全 4 回、学校向け講座を 7 小学校でそれぞれ全 4 回実施しました。小学校では 4 年生が参加し、地球温暖化のしくみや自分たちができる省エネルギー行動などについて学びながら、学校でグリーンカーテンを育成し、実ったゴーヤを実際に試食するなどしました。(52・59 ページ)



自分たちが種から育てたゴーヤの苗をプランターに移植。

## ■環境意識と行動：ラブアース・クリーンアップ 2018 in 古賀

平成 30 年 6 月 10 日に古賀海岸にて海岸清掃活動を行いました。

企業、市民団体、一般参加合わせて 355 人に参加いただき、2,050 kg ものごみを拾うことができました。今後も継続してラブアース・クリーンアップを開催する予定です。

(57 ページ)



※ラブアース・クリーンアップは、平成 4 年 5 月に福岡市で開催された「ローマ・クラブ福岡会議 in 九州」を契機に、この会議のテーマである“地球環境と地域行動”の実践活動として、市民・企業・行政が力を合わせて始めた地域環境美化活動です。古賀市では平成 20 年から活動を継続しています。

## 7 各施策内容における取組状況について

第2次古賀市環境基本計画においては、環境分野ごとに「環境目標」を設定し、目標達成のための「取組の方向性」と「基本的な取組」を示しています。

ここでは、「基本的な取組」ごとの平成30年度取組の内容、その課題と対応策、今後の取組についてまとめています。

### 本章の見方

環境分野			
環境目標			
取組の方向性			
基本的な取組			
施策内容			
指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標

第2次古賀市環境基本計画から引用しています

環境分野ごとの「環境目標」「取組の方向性」「基本的な取組」「施策内容」「指標」を記載しています。

「平成30年末現在」欄については、平成29年度末時点で把握している数値を記載し、把握できていないものについては、今後の把握方を記載しています。

実施主体	担当課							
◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)								
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組内容	●平成30年度に実施した取組							
	●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	●平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について								

具体的な取組を実施していくための

「実施主体」「市における「担当課」「取組内容」「スケジュール」「平成30年度に実施した取組」「平成30年度における課題、及び課題に対する対応策」「平成31年度(令和元年度)以降の取組」「施策内容に対する進捗状況と今後の動向」を記載しています。

(1) 自然環境

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	A. 保全方針・戦略の策定
基本的な取組	A-①生物多様性の保全に向けた体制の構築

施策内容

過去実施した自然環境調査(平成14~15年度)における研究会のメンバーを中心に、生物多様性の保全に向けた検討委員会を立ち上げます。既存の植生図などのデータを最大限活用しながら、古賀市の特性にあった調査方法を検討し、自然環境に関する不足データの収集やモニタリング・評価システムの構築など、市民をはじめ地域を巻き込んだ保全のための体制づくりの検討も併せて取り組みます。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
生物多様性の保全に向けた体制づくり	—	環境審議会生物多様性専門部会において検討	平成29年度

実施主体	担当課
古賀市、自然環境を専門とする有識者、市民団体等	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	自然環境調査実施検討委員会の立ち上げ及び継続実施		自然環境を専門とする有識者や市民団体等で構成された「自然環境調査実施検討委員会」を立ち上げ、適宜協議を実施する。					
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	●第1回専門部会(5/7) ●第2回専門部会(8/31) ●第3回専門部会(12/26)			●第4回専門部会(1/21)		モニタリング体制構築等の検討		
<p>●平成30年度に実施した取組</p> <p>今後の生物多様性の保全に向けての必要な情報や体制づくりなどを「生物多様性古賀戦略」に盛り込むため、「古賀市環境審議会生物多様性専門部会」(平成30年5月7日設置)において協議を行い、平成31年3月に「生物多様性古賀戦略」を策定した。</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>「生物多様性古賀戦略」において、「市民参加型の生きもの調査」等を通じて、モニタリングを実施していくことをめざすこととしたが、具体的な方法の検討が必要である。</p> <p>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について</p> <p>先進事例等の研究を行い、多様な主体と連携し、継続して実施できるモニタリング体制の構築について検討していく。</p>								

取組2	指標種の設定及びモニタリング体制の構築			指標種の設定及びモニタリング体制を構築する。				
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	●第1回専門部会(5/7) ●第2回専門部会(8/31) ●第3回専門部会(12/26)			●第4回専門部会(1/21)		モニタリング体制構築等の検討		
<p>●平成30年度に実施した取組</p> <p>今後の生物多様性の保全に向けての必要な情報や体制づくりなどを「生物多様性古賀戦略」に盛り込むため、「古賀市環境審議会生物多様性専門部会」(平成30年5月7日設置)において協議を行い、平成31年3月に「生物多様性古賀戦略」を策定した。</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>「生物多様性古賀戦略」において、「市民参加型の生きもの調査」等を通じて、モニタリングを実施していくことをめざすこととしたが、具体的な方法の検討が必要である。</p> <p>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について</p> <p>先進事例等の研究を行い、多様な主体となる連携し、継続して実施できるモニタリング体制の構築について検討していく。</p>								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

平成30年度に策定した「生物多様性古賀戦略」において、「市民参加型の生きもの調査」や情報共有の仕組みづくりを通じて、古賀市の生物多様性に関する取組の基礎となる情報を収集・共有していくことをめざしている。今後、その手法等について検討を行っていく必要がある。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	A. 保全方針・戦略の策定
基本的な取組	A-②自然環境調査の実施と「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定

施策内容	
<p>「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」策定に当たり、各分野毎にグループを形成し、データが不足している地域の自然環境調査を学識者をはじめボランティア団体など多様な主体による共働で実施します。</p> <p>生物調査や植生調査においては、小学生など若年層と取り組むことで、環境教育・環境学習の場としての活用を図ります。また、古賀市に存在する重要な生物や植生の確認のため、分かりやすい指標を用いた調査を定期的の実施いたします。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定	—	平成30年度に策定	平成29年度

実施主体	担当課
古賀市、自然環境を専門とする有識者、くりんくりん古賀等	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	自然環境調査・評価を実施するための体制構築	自然環境調査・評価を実施するための体制を構築する。							
	スケジュール	平成30年度			平成31年度(令和元年度)				
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		●第1回専門部会(5/7)			●第4回専門部会(1/21)				
			●第2回専門部会(8/31)					モニタリング体制構築等の検討	
				●第3回専門部会(12/26)					
	<p>●平成30年度に実施した取組 今後の生物多様性の保全に向けての必要な情報や体制づくりなどを「生物多様性古賀戦略」に盛り込むため、「古賀市環境審議会生物多様性専門部会」(平成30年5月7日設置)において協議を行い、平成31年3月に「生物多様性古賀戦略」を策定した。</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 「生物多様性古賀戦略」において、「市民参加型の生きもの調査」等を通じて、モニタリングを実施していくことをめざすこととしたが、具体的な方法の検討が必要である。</p> <p>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について 先進事例等の研究を行い、多様な主体と連携し、継続して実施できるモニタリング体制の構築について検討していく。</p>								

取組2	自然環境調査実施計画の策定	自然環境調査に係る実施計画を策定する。							
	スケジュール	平成30年度			平成31年度(令和元年度)				
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		●第1回専門部会(5/7)			●第4回専門部会(1/21)				
			●第2回専門部会(8/31)					モニタリング体制構築等の検討	
				●第3回専門部会(12/26)					
	<p>●平成30年度に実施した取組 今後の生物多様性の保全に向けての必要な情報や体制づくりなどを「生物多様性古賀戦略」に盛り込むため、「古賀市環境審議会生物多様性専門部会」(平成30年5月7日設置)において協議を行い、平成31年3月に「生物多様性古賀戦略」を策定した。</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 「生物多様性古賀戦略」において、「市民参加型の生きもの調査」等を通じて、モニタリングを実施していくことをめざすこととしたが、具体的な方法の検討が必要である。</p> <p>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について 先進事例等の研究を行い、多様な主体と連携し、継続して実施できるモニタリング体制の構築について検討していく。</p>								

多様な主体との調整			市民団体等多様な主体との共働にて調査を実施する。					
スケジュール	平成30年度			平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
●第1回専門部会 (5/7)	●第2回専門部会 (8/31)		●第3回専門部会 (12/26)		●第4回専門部会 (1/21)		モニタリング体制構築等の検討	
取組 3	<p>● 平成30年度に実施した取組          今後の生物多様性の保全に向けての必要な情報や体制づくりなどを「生物多様性古賀戦略」に盛り込むため、「古賀市環境審議会生物多様性専門部会」(平成30年5月7日設置)において協議を行い、平成31年3月に「生物多様性古賀戦略」を策定した。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策          「生物多様性古賀戦略」において、「市民参加型の生きもの調査」等を通じて、モニタリングを実施していくことをめざすこととしたが、具体的な方法の検討が必要である。</p> <p>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について          先進事例等の研究を行い、多様な主体と連携し、継続して実施できるモニタリング体制の構築について検討していく。</p>							

「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定			「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」を策定する。					
スケジュール	平成30年度			平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
●第1回専門部会 (5/7)	●第2回専門部会 (8/31)		●第3回専門部会 (12/26)		●第4回専門部会 (1/21)		生物多様性古賀戦略の推進	
取組 4	<p>● 平成30年度に実施した取組          これまでに収集した情報をもとに、今後の生物多様性の保全に向けて必要な情報や体制づくりなどを「生物多様性古賀戦略」に盛り込むため、「古賀市環境審議会生物多様性専門部会」(平成30年5月7日設置)において協議を行い、ワークショップやパブリックコメント等を経て、平成31年3月に「生物多様性古賀戦略」を策定した。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策          多様な主体との連携した取組を推進していく必要がある。</p> <p>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について          先進事例等の研究を行い、多様な主体と連携し、継続して実施できる取組を推進していく。</p>							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

平成30年5月7日に古賀市環境審議会生物多様性専門部会を設置し、平成15年度に実施した自然環境調査の結果や平成29・30年度に実施したワークショップでの意見等をもとに、多様な主体で生物多様性を保全していくための「生物多様性古賀戦略」を平成31年3月に策定した。今後は多様な主体と連携し、継続して実施できる取組を推進していく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	A. 保全方針・戦略の策定
基本的な取組	A-③生物多様性の保全に向けたガイドラインの作成

施策内容
<p>宅地開発など古賀市の開発事業の際に、生物多様性に配慮した環境整備を促すため、現行の環境配慮指針を見直し、土地対策指針要綱での協議内容や、「古賀市美しいまちづくりプラン（景観基本計画）」を考慮した環境整備を図るためのガイドラインを作成します。</p> <p>ガイドラインには、植生や生物の生息環境など、その地域の生物多様性の視点から、重要度に応じて求められる保全施策の方法とともに外来生物への対応なども考慮します。</p> <p>また、古賀市の環境の状況は変化していくため、A-②の推進にあわせ定期的なモニタリング調査を実施し、適宜内容の見直しを図り、環境配慮指針として整備します。（第1部 第6章参照）</p>

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
生物多様性の保全に向けたガイドラインの策定	—	次期古賀市環境基本計画に併せて検討予定	平成30年度

実施主体	担当課
古賀市、自然環境を専門とする有識者	環境課、都市計画課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	生物多様性の保全に向けたガイドラインの整備	《基本的な取組A-②自然環境調査の実施と「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定》にて推進する実施内容と整合性のとれたガイドラインを整備する。(目標平成30年度)
	●平成31年度(令和元年度)以降の取組について	次期古賀市環境基本計画の策定と併せて、検討していく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

次期古賀市環境基本計画の策定と併せて、ガイドラインに盛り込む内容等を検討していく。
---

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）
基本的な取組	B-①農地の保全と有効活用

<b>施 策 内 容</b>
<p>水源かん養や災害防止などの農地の持つ多面的・公益的な機能を今後も生かすため、水路・ため池などの適切な維持管理を促し、継続的な機能維持に努めます。</p> <p>生産された野菜などの一部をコスモス館の販売や学校給食に用いることで、地産地消の推進を図るとともに、市民農園の整備や市民がその大切さを実感できるようなふれあいの場の創出にも努めます。</p> <p>また、耕作放棄地対策については、国の制度である「人・農地プラン」事業を進めるとともに、農業委員会による指導強化、同時に耕作放棄地の再生事業を実施していきます。</p>

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
コスモス広場の組合員数	200人	172人	増加（令和5年度）
市民農園数	3箇所	4箇所	5箇所（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市、古賀市農業委員会、コスモス広場利用者組合	農林振興課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	「人・農地プラン」の作成				農業の担い手や農地などを含めた今後の地域農業のあり方を示す「人・農地プラン」を作成する。			
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	スケジュール	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
	広域化実施・事業説明・検討会実施				事業説明・検討会実施			
<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>古賀市全域を対象とした「人・農地プラン」を作成した。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>「人・農地プラン」を古賀市全域で一本化したことから、今後はその内容の周知、担い手の確保、農地集積に向けてプランの推進を図る。</p> <p>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について</p> <p>農業次世代人材投資事業・農地中間管理事業等の周知、活用を推進し、担い手の確保、農地集積に向けてプランの推進を図る。</p>								

取組2	耕作放棄地の解消				農業委員会による農地パトロールで耕作放棄地と認定された農地を、耕作できるようにする。			
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	スケジュール	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
	事業実施・課題の整理				事業実施			
<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>農業委員会による農地パトロールを実施した。古賀市農業再生協議会において、草刈り機の貸し出しを行い、農地の適正な管理に寄与した。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>国の補助事業の活用は交付要件から事業実施後における継続的な耕作が困難であることから、市の事業として農業者の要望に柔軟に活用できる事業の検討が必要である。</p> <p>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について</p> <p>古賀市農業再生協議会など関係機関に対する意見聴取や先進事例の研究することで、実用性のある対策を検討する。</p>								

地産地消の推進		地元農産物の学校給食への利用やコスモス館での販売を促進し、地産地消を推進する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	コスモス館(コスモス広場)での農産物通年販売				コスモス館(コスモス広場)での農産物通年販売			
	補助事業の実施				補助事業の実施			
取組3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 コスモス館(コスモス広場)における農産物販売を通年で行った。学校給食用に農産物を生産する農業者2名に対し補助を行い、古賀市産の農産物の利用拡大に努めた。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 消費者に対するコスモス館(コスモス広場)での農産物販売について、積極的なPR活動が必要であることから、新たなPR方法の検討等についてコスモス館(コスモス広場)に働きかけを行う。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について コスモス館(コスモス広場)における農産物販売を通年で行う。また、学校給食用に農産物を生産する農業者に対し補助を行い、学校給食における古賀市産農産物の利用拡大に努める。</li> </ul>							

農業用施設の継続的な維持補修		農業用施設の継続的な維持補修を行う						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	老朽箇所の把握				老朽箇所の把握			
	維持補修工事実施				維持補修工事実施			
取組4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 11農区28箇所の維持補修工事を実施した。(水路補修18箇所、農道補修5箇所、井堰補修4箇所、ため池補修1箇所)</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 今後も継続して農業用施設の老朽状況の把握に努めていく。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 農業用施設の老朽状況を把握し、随時維持補修工事を実施していく。</li> </ul>							

市民農園開設に向けたあっせんや相談		市民のレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などを目的に、小面積の農地を利用して野菜や花を育てる市民農園開設に向けたあっせんや相談を受ける。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	体験型農園、福祉農園の検討				体験型農園、福祉農園の検討			
取組5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 平成28年度までに開設した4か所の市民農園について、広く市民に周知を図った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 農地の選定や施設整備費用、地権者の承諾などクリアすべき課題が多いことから、市民農園の開設は容易ではない。また、利用ニーズの把握も行う必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 今後の市民農園の方向性について検討するとともに、体験型農園、福祉農園の開設に向けた研究を行う。</li> </ul>							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

水路・ため池等の維持管理については、地元要望等も踏まえながら適切に行っている。今後も農地の有する多面的機能の維持・発揮するため、農業用施設の維持管理を適宜行っていく。  
 高齢化等による農業従事者の減少が今後も見込まれる中で、地産地消を推進するため、コスモス館(コスモス広場)における直販や学校給食への供給支援、市民農園の整備に対する補助などを行っていく。  
 耕作放棄地対策については、「古賀市農業委員会」による農地パトロール等の取組とともに、古賀市全域で一本化された「人・農地プラン」により、担い手への農地の集約を進め、農地の有効利用を推進していく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）
基本的な取組	B-②森林・松林の適正な管理と保全

施策内容	
<p>人工林の計画的な間伐や「古賀市10万本ふるさとの森づくり事業」で実施したグリーンパークの木々の育林を継続して実施していくとともに、海岸に植生する松林についても、松くい虫防除のための農薬散布や松葉かきなど、ボランティア団体と連携・協力しながら適切な管理に努めていきます。</p> <p>また、近年問題が顕著になってきている竹林被害の問題についても、有効な対策の検討やそれに向けた体制の整備などについて考察していきます。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
森林面積（古賀市森林計画上の民有林）	1,120ha	1,119ha	現状維持（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市	農林振興課、都市計画課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	松林の保全	松くい虫の防除を行うとともに、ボランティアによる松葉かきなどを行い、松林の保全を図る。							
	スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		地上散布 伐倒駆除		伐倒駆除	樹幹注入 伐倒駆除	地上散布 伐倒駆除		伐倒駆除	樹幹注入 伐倒駆除
	ボランティア活動				ボランティア活動				
	<p>●平成30年度に実施した取組</p> <p>海岸部松林の薬剤地上散布（33.61ha）、枯損木の伐倒駆除（729本）、薬剤の樹幹注入（391本）、及び市街地公園内の樹幹注入を行った。また、ボランティア団体（3団体）による松葉・松枝の収集が行われ、松林の環境が維持された。</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>ボランティア活動への参加人員の確保が重要であることから、市ホームページなどでのボランティア活動の紹介を通じて周知を図り、参加を呼びかけていく。</p> <p>●平成31年度（令和元年度）以降の取組について</p> <p>薬剤地上散布、枯損木の伐倒駆除、薬剤の樹幹注入を継続して行う。また、ボランティア団体による松葉・松枝の収集を行うとともに、活動への参加呼びかけを行っていく。</p>								

取組2	森林の保全	荒廃森林の整備と水源かん養機能の維持を図るため間伐を行う。							
	スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		所有者意向確認						所有者意向確認	
	調査		間伐			特定調査			
	<p>●平成30年度に実施した取組</p> <p>森林所有者の意向を確認し、「荒廃森林再生事業」として間伐（76.09ha）を行った。また、「水源かん養森林整備事業」として除伐（1.20ha）を行った。</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>事業実施に対し同意が得られない森林所有者については、事業内容について丁寧な説明を検討する必要がある。</p> <p>●平成31年度（令和元年度）以降の取組について</p> <p>森林所有者の意向を確認しながら、現地調査及び施工（間伐等）を実施する。</p>								

竹林対策		侵入竹林対策について研究する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		対策の研究			→	対策の研究		
取組3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 竹の利活用に関する協議会に参加するなど、竹林対策に関する検討を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 竹の活用については、様々な方法があるものの、大量の竹を持続的に活用する有効策を調査・研究する必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 引き続き竹林対策に関する調査・研究を行っていく。</li> </ul>							

グリーンパークの森林保全		グリーンパークの森林保全に関する育林や啓発活動等を実施する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		適宜実施	→ 環境活動			適宜実施	→ 環境活動	→
取組4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 「10万本ふるさとの森づくり」により植樹した樹木の維持・保全のため、植樹に携わった団体によるツツジの剪定や下草刈りが実施された。また、平成30年10月には環境保全・環境教育を目的とした環境活動イベント(Play Forest)が九州電力主催で開催された。「古賀市緑のまちづくりの会」及び市内造園業者により、剪定作業を実施した。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 植栽地は生育が進んでおり、公園内の森林としては、防犯・景観上で支障のある区域も生じてきたため、間伐作業や剪定を行った。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 今後も剪定・間伐等を公園管理の必要性から積極的に実施していきたい。</li> </ul>							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

松林の保全については、薬剤地上散布等の対策やボランティア活動の支援を継続して実施している。保安林の間伐については、「荒廃森林整備事業」を活用し、整備を行っていく。  
今後も、各種の事業を継続し、森林の有する多面的機能の維持・発揮を図っていく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	B. 森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）
基本的な取組	B-③農業者・団体の人材育成

施策内容	
<p>農業従事者の減少に歯止めをかけるため、各種補助金などの制度をはじめ、福岡県北筑前普及指導センターや粕屋農業協同組合と情報共有しながら、それぞれが保有する有効な支援策を提案し、育成していくことで、将来的には認定農業者としての農業経営が図れるよう支援を行っていきます。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
認定農業者数	53人	43人	66人（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市・古賀市認定農業者協議会	農林振興課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	農業次世代人材投資資金の交付		人・農地プランに位置づけられた45歳未満の独立・自営就農者に対して、農業次世代人材投資資金を交付する（最長5年間）。					
	平成30年度				平成31年度（令和元年度）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	制度説明・申請受付・審査・給付			→			→	
<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>「人・農地プラン」に位置づけられた45歳未満の独立・自営業就農者に対して年間150万円（最長5年間）の「農業次世代人材投資資金」を交付している。平成30年度は継続3名に交付した。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>事業の相談があった新規青年就農者に対しては、給付金制度だけでなく就農までの一連の相談が受けられる支援体制をつくる必要がある。</p> <p>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について</p> <p>現在の給付対象者である3名の就農者に対して、多面的な支援を積極的に行っていく。また、効果的な事業の周知方法について引き続き検討するとともに、新規就農者の確保に努める。</p>								

取組2	経営転換協力金の交付		人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体への農地集積に協力する、土地利用型農業から経営転換する農業者、離農する農業者、農地の相続人に対し、農地面積に応じ経営転換協力金を交付する。					
	平成30年度				平成31年度（令和元年度）			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	制度説明・申請受付・審査・給付			→			→	
<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>農地中間管理機構に農地を貸し付け、経営転換をする農業者に対し、経営転換協力金を交付する事業について推進を図ったが、要件等が適合しなかったため実施に至らなかった。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>農地の集約化を進めるために、「人・農地プラン」の推進と合わせて本事業の周知拡大を図っていく必要がある。</p> <p>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について</p> <p>事業の周知方法について検討するとともに、「人・農地プラン」の作成と合わせて事業の説明を行い、「経営転換協力金制度」の活用について地域での検討を促していく。</p>								

認定農業者の支援		認定農業者の効率的かつ安定的な農業経営を支援する。							
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	継続的支援(認定農業者協議会主体)				継続的支援(認定農業者協議会主体)				
取組3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 認定農業者で組織する「古賀市認定農業者協議会」が行う研修会や消費者交流会の開催支援など、継続的な支援を行った。認定農業者に対し、農業用機械の導入補助(6件)を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 多様な農業経営形態があることから、できる限り多くの認定農業者にとって役立つ研修内容、開催方法等を検討する必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 研修会・情報交換会等の開催支援や農業用設備・機械等の導入補助などにより、安定的な農業経営に資する支援を継続的に行うとともに、充実を図っていく。</li> </ul>								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

平成30年度末現在の「農業経営改善計画」の認定数は37件であり、平成30年度の新規認定はない。「農業次世代人材投資資金」の受給者は30年度末時点で3名である。今後も認定に向けた働きかけとともに、就農者に対する支援を継続して実施し、若い世代の農業への定着を図る。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	C. 人と自然とふれあう場の保全・創出
基本的な取組	C-①栗王寺水辺公園及び小学校内ビオトープの計画的な保全と活用

施策内容	
栗王寺水辺公園内のビオトープを、ボランティア団体などと共働して、計画的な保全に取り組みます。また、小学校（舞の里小、花見小）内にあるビオトープについても、学校やボランティア団体をはじめ、地域、PTCAとも連携・協力しながら保全を図るとともに、環境学習の場としても有効に活用していきます。	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
ビオトープを活かした取組数	2回	11回	増加（令和5年度）
生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度	17.6%	27.6%	47.8%（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校、市民	環境課、学校教育課、都市計画課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

舞の里小学校ビオトープの再整備		多様な主体と連携して舞の里小学校ビオトープの再整備を行う。							
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	「舞小ビオトープ倶楽部」による保全活動 【5.6.9.12.3月】アオミドロの除去、草刈、 植栽の管理、泥上げ				「舞小ビオトープ倶楽部」による保全活動 【4.6.7.8.10.12.2月】アオミドロの除去、草刈 植栽の管理、泥上げ				
取組1	●平成30年度に実施した取組								
	ぐりんぐりん古賀・学校・PTCAで構成される「舞小ビオトープ倶楽部」により、生き物が生息しやすい環境づくりが行われた(延べ参加者数34人)。アオミドロ対策として赤玉土の土入れなどを行い、池内の環境の改善ができた。								
	●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策								
	アオミドロの繁殖が問題となっているため、対策を行って生きものの生息環境を整える必要がある。								
取組2	●平成31年度(令和元年度)以降の取組について								
	千鳥ヶ池公園などから地域固有の生きものを一時的に移して繁殖させることで、より多様な生物が住むビオトープになるよう環境を整える。								

学校教育活動へのビオトープの活用推進		授業をはじめとした学校教育活動へのビオトープの活用推進を行う。							
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	美化委員会による活動 3年生 生き物学習	1年生生活科 生き物調べ	美化委員会による活動 3年生 生き物学習	1年生生活科 生き物調べ		飼育・栽培委員会による活動			
		4年生理科・季節の生きもの				4年生理科・季節の生きもの			
取組2	●平成30年度に実施した取組								
	舞の里小学校において、1年生・生活科「生き物となかよし」、3年生・総合的な学習「生き物調べ」、4年生・理科の学習「生き物の観察」、5年生「樹木の名前カード整備」を行ったほか、美化委員会での観察活動も行った。								
	●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策								
ビオトープの整備についての会議の充実を図る必要がある。									
●平成31年度(令和元年度)以降の取組について									
舞の里小学校において、1年生・生活科「生き物となかよし」、3年生・総合的な学習「生き物調べ」、4年生・理科の学習「生き物の観察」、飼育・栽培委員会での観察活動・清掃活動、樹木の名前カード整備を実施する。									

薬王寺水辺公園内のビオトープの活用推進				希少生物の生息する薬王寺水辺公園内のビオトープの活用推進を行う。					
取組 3	スケ ジ ユ ー ル	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		「ぐりんぐりん古賀」による保全活動 【4/13】両生類幼生調査 【6/4】植物調査 【10/20】外来種駆除と原オモダカの一時的避難 【2, 3月】両生類産卵調査 【通年】トンボ調査				「ぐりんぐりん古賀」による保全活動 【4, 5月】両生類幼生調査 【7月】ヘラオモダカ移植 【11/23】ビオトープ保全活動 【1~3月】両生類産卵調査			
				→ 浚渫工事 【3/24】自然観察会					
● 平成30年度に実施した取組 生息する両生類幼生(春)、産卵状況(冬)の調査を行ったほか、ビオトープ周辺の植物調査及び外来種の駆除を行った。また、浚渫工事の実施により、陸地化していたビオトープが一部再生された。									
● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 今回浚渫工事を行った部分を定期的に草刈り・泥上げ作業などを行うことで、再度陸地化することがないように注意する必要がある。									
● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について ビオトープの土砂除去工事を行って水生生物などの生息に適した環境に再整備するとともに、平成29年度は秋に行った植物調査・トンボ調査を、平成31年度は春に実施する。また、外来生物であるアメリカザリガニの駆除を行う。									

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

現在、舞の里小学校ビオトープ、薬王寺水辺公園ビオトープの2カ所において、「ぐりんぐりん古賀」だけでなく、学校やPTCA、行政などの関係者同士の連携により保全活動や環境教育の場として活用されている。その結果が認められ、平成29年度に舞の里小学校が全国学校・園庭ビオトープコンクールで日本生態系協会賞を受賞したこともあり、今後も引き続き、関係者と連携した取組をすすめていく。

環境分野	自然環境
環境目標	人と自然との「共生」
取組の方向性	C. 人と自然とふれあう場の保全・創出
基本的な取組	C-②自然環境に配慮した河川・公園の保全と創造

施策内容
環境保全型ブロックの使用など自然環境に配慮した整備を推進していきます。 また、ボランティア団体と連携した草刈りや、市民とのワークショップによる景観や自然環境に配慮した河川及び親水空間の確保をめざすとともに、環境学習の場としても活用していきます。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度	17.6%	27.6%	47.8% (令和5年度)

実施主体	担当課
古賀市、市民	都市計画課、建設課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	花見東地区公園整備に関するワークショップ開催	花見東地区公園整備についてワークショップを開催する。
	●平成31年度(令和元年度)以降の取組について はなみ公園整備事業完了に伴い、当該ワークショップは平成28年度で終了。	

取組2	大根川整備に伴う工事に係るワークショップの開催		大根川整備が開始されることから、これまでのワークショップ参加者や市民に工事に係るワークショップを開催する。					
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール					● 第12回ワークショップ(5/9)			
●平成30年度に実施した取組 工事の進捗に合わせてワークショップを開催しているが、平成30年度発注の大根川整備工事は年度末から始まったため、令和元年5月9日に第12回ワークショップを開催した。								
●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 多くの市民に大根川親水空間について関心を持ってもらうため、市ホームページなどで広く周知を行う。								
●平成31年度(令和元年度)以降の取組について 工事の進捗に合わせたワークショップを開催する。								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

親水空間確保のための、大根川の工事が平成27年度から施工されている。整備が完了後、環境教育の場として活用されることが期待される。
--

(2) 生活環境

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	A. 大気環境その他の保全
基本的な取組	A-①生活環境苦情などに対する適切な対応

施策内容

生活環境苦情に対しては現場確認など迅速な対応を行うとともに、必要に応じ立入検査を実施します。また、近年では、特に不法投棄や野焼き、近隣騒音など、一般家庭が当事者となる苦情が多くを占めているため、広報やホームページによる市民・事業者へのマナーの啓発に努めます。  
また、有害物質の流出による土壌汚染や水質事故などの対応は、県や関係部署と連携して拡大防止、原因の究明を図ります。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
生活環境苦情件数	73件	79件	20%減少 (令和5年度)

実施主体	担当課
古賀市、福岡県、関係機関	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

生活環境苦情の対応		生活環境苦情となっている原因を確認し、発生源に対し指導を行う。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	苦情相談・受付・対応				苦情相談・受付・対応			
取組1	● 平成30年度に実施した取組							
	生活環境苦情の相談に対し、原因等を確認し迅速な対応を行った。(平成30年度における苦情相談受付件数：79件) ※苦情相談受付数の内訳：騒音(10件)、悪臭(47件(うち野焼き35件))、水質汚濁(15件)、その他(7件(事業所からの粉塵等))							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	法令等の強制力がない案件についての対応が難しい。今後も関係機関と連携し、迅速な対応を行っていく。							
取組2	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	引き続き、苦情発生時においては即時対応を行い、被害拡大防止に努める。							

土壌汚染や水質事故などに関する対応		有害物質の流出による土壌汚染や水質事故などの対応に関しては、県や関係部署と連携して被害の拡大防止、原因の究明に努める。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	事故対応				事故対応			
取組2	● 平成30年度に実施した取組							
	発生内容に応じ関係機関(宗像・遠賀保健福祉環境事務所、福岡県土整備事務所、水道課、下水道課、農林振興課等)と連携し被害拡大防止等の対応を行った。(平成30年度における水質汚濁に関する事故：15件)							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	法令等の強制力がない案件についての対応が難しい。今後も関係機関と連携し、迅速な対応を行っていく。							
取組2	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	事故発生時においては関係機関(宗像・遠賀保健福祉環境事務所、福岡県土整備事務所、上下水道課、農林振興課等)と連携しながら、迅速な対応による原因の除去、及び被害の拡大を防止する等の対応を行っていく。							

市民・事業者へのマナーの啓発			広報やホームページによる市民・事業者へのマナーの啓発を図る。					
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		広報・ホームページ等による周知				広報・ホームページ等による周知		
取組 3	● 平成30年度に実施した取組							
	広報・市ホームページ等にて野外焼却禁止などのマナーに関する周知を実施した。(掲載件数:1件)							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	まだ野外焼却などを行う市民・事業者がいるため、モラル向上に繋がる効果的な啓発を行う必要がある。							
● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について								
内容が分かりやすい効果的な啓発方法を行っていく。								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

平成30年度実績において苦情件数は計画策定時より約9%上昇しており目標を達成していないため、効果的な啓発方法を取り入れることで、マナー啓発を促し苦情件数の減少を図っていく。また、相談内容も多岐に渡っているため、他自治体の対応事例の研究を行っていく。

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	A. 大気環境その他の保全
基本的な取組	A-②光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)の基準超過時における適切な対応

**施策内容**

古賀市近隣の、一般大気・自動車排出ガスの測定局では、近年、いずれの地点、測定項目においても、概ね環境基準を満たしておりますが、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)の短期的評価においては基準超過が確認されており、全国的な傾向ではあるものの、健康被害が伴う可能性があるため、観測データの把握、庁内の体制の構築、市民への注意喚起など、適切な対応を行ってまいります。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
大気環境の保全に関する満足度	21%	43.3%	50% (令和5年度)

実施主体	担当課
古賀市、関係機関	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

注意喚起時等の対応		県が発表する観測データ等を把握し、注意喚起等の警報が県より発令された際は、対応マニュアル等に従い、市民への周知、被害実態の把握等、必要な対応を速やかに実行する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	市民への周知、被害実態の把握				市民への周知、被害実態の把握			
取組1	●平成30年度に実施した取組							
	平成30年度中は、古賀市において、PM2.5に関する注意喚起、光化学オキシダント注意報等は発令されなかった。国道3号鹿部交差点付近に県の大気常時監視局(自動車排出ガス測定局)が設置され、平成30年4月1日から測定が始まった。これにより、市内でこれまで測定されていなかったPM2.5の状況が把握できるようになった。							
	●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	勤務時間外における対応について迅速に行う必要がある。							
取組2	●平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	県が発表する測定値を注視しながら、注意喚起等が発令された場合は、事前に策定した対応マニュアルに従い迅速な行動を行う。							
	市民への注意喚起							
市民への注意喚起		広報やホームページによる市民への注意喚起を行う。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	広報、ホームページ等による市民への注意喚起				広報、ホームページ等による市民への注意喚起			
取組2	●平成30年度に実施した取組							
	平成30年度は注意喚起の発令が無かったことから市民への注意喚起は実施していない。							
	●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	市が把握していないイベント等が行われていた場合は、その参加者に対し周知を図ることは難しいため、防災無線・ホームページ・メール等で周知していく							
●平成31年度(令和元年度)以降の取組について								
注意喚起等が発令された場合は、事前に策定した対応マニュアルに従い適切な行動を行う。								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

PM2.5に関する注意喚起や光化学オキシダント注意報等発令時においては、周知や被害実態の把握など迅速な対応を行っていく。

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	A. 大気環境その他の保全
基本的な取組	A-③自動車騒音の計画的な測定・監視

**施策内容**

騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視を計画的に実施します。対象路線は2車線以上の道路（市町村道については4車線以上）であり、古賀市では9路線が対象となっています。平成24年度から福岡県から権限委譲されており、5年間のローテーションで計画的な測定を実施します。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
道路交通騒音の環境基準達成率	96%	97.1%	100%（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

自動車騒音測定実施		騒音規制法に基づき自動車騒音測定を実施する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			自動車騒音測定	→			自動車騒音測定	→
取組	● 平成30年度に実施した取組							
	平成30年12月に2路線(国道3号、県道町川原福岡線)において騒音測定を実施した。環境基準達成状況は、国道3号において96.3%、県道町川原福岡線においては100.0%であり、両路線での達成状況は97.1%となった。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	国からの法定受託事務に基づき、市内で2車線以上の車道を有する国道2路線、県道6路線、高速道路(九州自動車道)を5年間のローテーションに基づく測定対象としている。							
取組	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	平成31年度(令和元年度)は、県道町川原赤間線、県道古賀停車場線において実施する。							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

現在、国からの法定受託事務に基づき、市内で2車線以上の車道を有する国道2路線、県道6路線、高速道において5年間のローテーションに基づき測定を行っている。平成30年度の騒音測定においては、97.1%となっており、今後引き続き実施する測定においても環境基準100%達成するよう、道路管理者に改善を促していく。

環境分野	生活環境
環境目標	「快適」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	B. 水環境の保全
基本的な取組	B-①定期的な水質検査の実施

施策内容	
<p>古賀市の河川水質検査では、近年、いずれの観測点でも概ね環境基準を満たしておりますが、今後も引き続き、水質の把握に努めるため、水質調査を実施していきます。また、海水域についても、毎年定点監視を行うことで水質状況の経年的な把握に努めます。</p> <p>地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を行っており、経年的に環境基準を満たしていますが、有事の際には、県と情報の共有を図り、適切に対応していく必要があります。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
河川・海域における水質の環境基準達成度状況	100%	91%	100% (令和5年度)

実施主体	担当課
古賀市・福岡県・関係機関	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

市内河川水質調査		市内河川9箇所の水質調査を実施し、水質状況を経年的に把握する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	河川水質調査				河川水質調査			
取組1	●平成30年度に実施した取組							
	大根川水系及び中川水系の9地点において水質調査を実施した。県においても環境基準点における河川水質調査を実施した。							
	●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	平成30年度の河川水質においては、2地点においてBOD(生物化学的酸素要求量)75%値が環境基準を超過していたため、今後も継続して水質調査を実施し、注視していく。							
●平成31年度(令和元年度)以降の取組について								
平成30年度に引き続き継続的な水質調査を行い、水質状況の把握に努めていく。								

海水域水質調査		海水域4箇所の水質調査を実施し、水質状況を経年的に把握する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	海水域水質測定				海水域水質測定			
取組2	●平成30年度に実施した取組							
	平成30年5月10日に海水域水質調査を実施し、水浴場水質判定基準は、北花見海岸・花見海岸・水再生センター裏側・古賀西小学校裏側の全4地点においては「適」との結果であった。							
	●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	全調査地点において、調査結果が「適」となったが、今後も継続して海水域水質を中止していく必要がある。調査実施の際には、波の高さや天候等にも配慮しながら海水域水質調査を実施していく。							
●平成31年度(令和元年度)以降の取組について								
平成30年度に引き続き継続的な水質調査を行い、水質状況の把握に努めていく。								

快速環境監視事業				上水道未整備地域の地下水水質状況の把握のために、家庭用飲用井戸における12項目の水質調査(サンプリング調査)を実施する(快速環境監視事業)。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	井戸水水質調査				井戸水水質調査			
取組 3	● 平成30年度に実施した取組							
	上水道未整備地域における水質状況把握のため、市内10行政区で家庭用飲用井戸について水質調査を実施した。(対象井戸については、上水道未整備世帯100世帯につき1世帯の割合で行政区長により選定されている。)							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	調査により不適項目が検出された井戸の所有者に対しては、改善対策について通知を行った。							
取組 4	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	引き続き継続的な水質調査を行い、面的な水質状況の把握に努める。また、面的に異状が見られた場合は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、粕屋保健福祉事務所、福岡県土整備事務所と共に原因を追及していく。							

問題発生時の対応				上記の水質調査及びパトロール等により水質等に問題が確認されれば、原因除去及び被害拡大防止に関係機関と連携して対応する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	連携・対応				連携・対応			
取組 4	● 平成30年度に実施した取組							
	平成30年8月に、市内事業所が自主的に実施した井戸水調査において、水道水質基準を超えるテトラクロロエチレンが検出されたと報告があったため、原因と周辺の井戸水調査を実施した。 また、過去に水質に関する苦情相談があった箇所(4か所)を中心に、市が実施する環境パトロールにより定期的に水質状況を確認した。水質の悪化により市民の生命・財産への影響が懸念された場合、関係機関(環境課、農林振興課、水道課、下水道課、施設管理関係各課、粕屋保健福祉事務所、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、福岡県土整備事務所)と連携し、原因除去、被害拡大防止等の措置を行った。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	関係機関と連携して対応することができていることから、今後も継続していく。							
取組 4	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	テトラクロロエチレンに係る井戸水水質調査については、今後モニタリング調査を実施していき、被害拡大の防止に努めていく。また、水質等に問題が発生した際は、関係機関との連携を図り、早急な対応で原因の除去及び被害拡大の防止に努めていく。							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

水質状況に問題があると確認された場合は、関係機関(環境課・農林振興課・上下水道課・施設管理関係各課・宗像・遠賀保健福祉環境事務所・福岡県土整備事務所)と連携し、原因除去、被害拡大防止等に努めることで水環境の保全に努めていく。

環境分野	生活環境
環境目標	「快通」で「安全」な住環境の確保
取組の方向性	B. 水環境の保全
基本的な取組	B-②公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業の推進

施策内容	
<p>古賀市全域において、公共下水道・農業集落排水・浄化槽事業により水洗化の普及・促進を図ります。          鷹野・米多比地区への継続した整備を実施しており、整備済区域における水洗化を促すため、奨励金制度の活用や説明会の実施など水洗化率の向上を図ります。未整備区域については、合併処理浄化槽設置に伴う補助金を交付し、水洗化を促します。          また、古賀水再生センター流入水の汚濁負荷を軽減するため、事業場における水質の把握、定期的な水質検査を実施します。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
汚水処理人口普及率	91%	94.9%	100% (令和7年度)

実施主体	担当課
古賀市	上下水道課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

合併処理浄化槽補助金の交付		合併処理浄化槽補助金を交付する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	申請受付、審査、補助金交付				申請受付、審査、補助金交付			
取組	<p>●平成30年度に実施した取組</p> <p>「合併処理浄化槽設置補助」を11件実施し、その完了検査時等、随時管理者に対して浄化槽設置後の適正な維持管理について説明を行った。また、既設浄化槽については、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携を取り、浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査の実施状況の確認を行った。</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>ここ数年、補助金の申請件数が減少しているため、当該補助金制度について市ホームページ等で更なる周知を行う必要がある。</p> <p>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について</p> <p>今後も引き続き、公共下水道及び農業集落排水事業計画区域以外について「合併処理浄化槽設置補助」を継続するとともに、設置者に対して浄化槽の適正な維持管理の説明を行う。また、既設浄化槽の法定検査の実施状況について継続して確認を行っていく。</p>							

事業場排水検査の実施		定期的な事業場排水検査を実施する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	事業場現地採水 水質検査 現地調査及び改善指導				事業場現地採水 水質検査 現地調査及び改善指導			
取組	<p>●平成30年度に実施した取組</p> <p>排水量が多い事業場や水質の悪化の可能性が懸念される事業場からの排水について、水質検査(15箇所)を2回実施した。また、検査により水質基準を満たしていない事が判明した3事業場については、水質の検査結果及び改善について文書通知等を行った。</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>BOD(生物化学的酸素要求量)やノルマルヘキサン抽出物質含有量等の水質基準が適用されない日平均排水量が50m<sup>3</sup>未満の事業場についても、悪質な排水が続けば下水道管路閉塞等が懸念されるため、水質の検査を実施し注意喚起を行っていく。</p> <p>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について</p> <p>今後も水質検査を継続し、事業所における排水の水質改善を促すための指導を行っていく。</p>							

市内下水道管渠・施設の整備		市内下水道管渠・施設を整備する。							
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	現地調査・設計		発注・契約・着工		現地調査・設計		発注・契約・着工		
取組 3	<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>公共下水道事業では、新たな污水排出源への対応として、玄望園地区の管渠を整備した。農業集落排水事業では、薦野・米多比地区の管渠及び処理場の整備を行った。 また、処理区域内の接続を促すために対象者へ通知するとともに「水洗便所改造奨励金」の周知を行った。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>農業集落排水事業薦野・米多比第Ⅱ期地区について、令和2年度整備完了に向け、引き続き計画的な整備を行う必要がある。</p> <p>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について</p> <p>今後も引き続き、市内全域の水洗化に向け、污水処理構想等にもとづき、効率性を踏まえつつ計画的に整備を行っていく。</p>								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

污水処理構想等にもとづき、集合処理（「古賀市公共下水道事業」及び「古賀市農業集落排水事業」）・個別処理（合併処理浄化槽）手法により、効率性を踏まえつつ計画的に整備を行っていく。

(3) 都市環境

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	A. 都市景観の維持・形成
基本的な取組	A-①景観まちづくりセミナーの開催

施策内容

景観まちづくりに関する市民意識を高めるため、「環境」「色彩」「植栽」「生態系」など、景観まちづくりにかかわりの深いセミナーを定期的で開催します。長期的には、景観まちづくりに積極的に参画する人材の育成をめざします。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
セミナー参加延べ人数	440人	1,049人	1,300人(平成30年度)

実施主体	担当課
古賀市	都市計画課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

景観まちづくりセミナーの開催		景観まちづくりに関する市民の意識向上を図るため、景観まちづくりセミナーを開催する。						
取組1	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
●平成31年度(令和元年度)以降の取組について 平成31年度からは「古賀市景観計画」に基づいて事業を実施するため、「景観まちづくりセミナー」は平成29年度で終了。								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「古賀市景観計画」(平成31年度施行)に基づき実施事業を検討する。

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	A. 都市景観の維持・形成
基本的な取組	A-②景観まちづくり教育プログラムの実施

**施 策 内 容**

まちなみや自然の美しさなど、普段見落としている古賀市の魅力を再発見することをめざし、景観写真コンテストや景観絵画コンテストなどを開催することで、市民の都市景観に対する意識の高揚を図ります。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
コンテスト応募点数	100点	661点	300点（平成27年度） ※平成26年度に達成済

実施主体	担当課
古賀市	都市計画課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組	古賀の魅力再発見コンテストの実施		古賀の景観について考えるきっかけづくりを目的として、古賀の魅力再発見コンテストを実施する。					
	平成30年度			平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	作品募集			審査・表彰式				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 古賀市の景観スポットについて、絵画・写真を募集し、入賞作品については、市民ホールその他で掲示を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 応募作品の減少、応募作品が同じテーマに偏っていたり、過去の受賞者が再度受賞したりとマンネリ化が見られた。</li> <li>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について 平成31年度からは「古賀市景観計画」に基づいて事業を実施するため、「古賀の魅力再発見コンテスト」は事業終了。</li> </ul>								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「古賀市景観計画」（平成31年度施行）に基づき実施事業を検討する。

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	A. 都市景観の維持・形成
基本的な取組	A-③屋外広告物の管理

施策内容	
まちなみ景観を損ねる無秩序な屋外広告物を、福岡県屋外広告物条例に基づいて適正に管理します。また、路上などの違反広告物を市民ボランティアで簡易除却できる「古賀市路上等違反広告物追放推進団体」を増やす啓発活動を行い、都市景観の維持管理に努めます。	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
古賀市路上等違反広告物追放推進団体	4団体	5団体	8団体（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市、古賀市路上等違反広告物追放推進団体	都市計画課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	違反屋外広告物に対する是正指導・適正管理		景観を損ねる違反屋外広告物に対する是正指導・適正管理を実施する。					
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール								
	適宜対応				適宜対応			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年度に実施した取組 無届違反広告物への是正指導。簡易除却ではボランティア団体への委託と都市計画課職員での除去を行った。主要3路線における未申請屋外広告物の指導成果としては、取り組みを始めた平成23年度と比較して、未申請数が国道3号では198件から23件に、国道495号では285件から26件に、県道35号では269件から19件に改善された。</li> <li>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 警告シールによる取組は効果がなかったことから、これまでどおり、是正指導及び簡易除却を実施した。</li> <li>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について 景観計画策定に伴う、屋外広告物条例制定に向け、取り組み内容について検討しつつ、これまでどおりの指導・除却を行う。</li> </ul>								

取組2	違反広告物追放推進団体への簡易除却委託		古賀市路上等違反広告物追放推進団体へ簡易除却を委託する。					
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール								
	ボランティア制度の周知・推進団体に委託				ボランティア制度の周知・推進団体に委託			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年度に実施した取組 ボランティア団体が実施する違反広告物の簡易除却に市都市計画課職員も同行し除去を行った。</li> <li>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 団体の登録数が伸び悩んでいるため、周知を徹底する。</li> <li>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について ホームページや広報での周知を検討。ボランティア団体の活動に同行し、活動を支援する。</li> </ul>								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

市民団体等への個別の案内をすることで、ボランティア団体の増加を目指す。団体の増加により、除却回数の増加と市民意識の向上、違反広告物の減少につなげていく。

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	A. 都市景観の維持・形成
基本的な取組	A-④公共空間景観形成ガイドラインの推進

**施 策 内 容**

「道路」「公園・緑地」「水辺・河川」「公共建築物」などの公共空間において、古賀市の風土を踏まえた景観デザインとなるよう定めた「公共空間形成ガイドライン」の理解と協力を促します。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
公共空間景観形成ガイドライン準拠物件	0件	3件	5件（平成30年度）

実施主体	担当課
古賀市	都市計画課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

ガイドラインを遵守した景観の整備		公共物設計発注におけるガイドラインを遵守することにより景観に配慮した整備をする。							
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	ガイドラインを遵守した事業実施				ガイドラインを遵守した事業実施				
取組1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 ガイドラインの遵守状況について調査を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 「古賀市景観計画」に基づいた事業の実施を検討する。</li> <li>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について 「古賀市景観計画」に基づいた事業の実施を検討する。</li> </ul>								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「公共空間景観ガイドライン」の内容については、「古賀市景観計画」に位置付けた届出対象制度として審査を行う。

環境分野	都市環境
環境目標	緑・歴史・風景の「調和」
取組の方向性	B. 歴史・文化的景観の保全と活用
基本的な取組	B-①指定文化財の適切な維持管理と有効活用

施策内容	
<p>既に指定済の文化財についての適切な維持管理を推進するとともに、その歴史的・文化的価値に関する調査研究を引き続き実施します。また、案内板の設置や、「唐津街道」、「鹿部田淵遺跡」をはじめとする古賀市内の歴史をテーマにした講座の開催により、文化の保全と継承、市民への普及啓発を推進し、歴史的景観の保全に努めます。</p> <p>また、古賀市の「国史跡船原古墳」などの重要遺跡に関する調査・保存・整備、文化財収蔵施設の整備などを推進するとともに、未指定の文化財に関する調査研究を推進します。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
自然史・歴史講座の開催数	4回	5回	増加(平成35年度)

実施主体	担当課
古賀市教育委員会	文化課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

歴史的文化的の保全と継承についての啓発		自然史・歴史講座の開催により、市民の歴史的文化的の保全と継承について啓発する。							
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	5/15 第1回自然史・歴史講座 3/23～5/23 船原古墳速報展	8/18 第2回自然史・歴史講座 7/11～12/23 スポット展示 7/20～8/22 企画展 8/23-24 第3回自然史・歴史講座	10/25 第4回自然史・歴史講座 10/20 第1回子ども考古学部 11/24 第2回子ども考古学部 12/15 第3回子ども考古学部	3/5 第5回自然史・歴史講座 1/18日 第4回子ども考古学部	4/26～6/26船原古墳速報展 第1回自然史・歴史講座	7/25-26 第3回自然史・歴史講座 8/3 第4回自然史・歴史講座 7/2～ スポット展示 7/20～8/22 企画展	10/26 第5回自然史・歴史講座 10/5 第1回子ども考古学部 11/9 第2回子ども考古学部 12/7 第3回子ども考古学部	1/18 第4回子ども考古学部 3/7 第6回自然史・歴史講座	
<p>●平成30年度に実施した取組</p> <p>【自然史・歴史講座】            第1回(講演会)「船原古墳最新情報2018～今明かされる馬具の輝き」            第2回(講演会)「幕末の古賀～青柳宿を往来した人々」            第3回(体験学習)「船原古墳と馬具のヒミツ」            第4回(現地学習)「維新の前哨地太宰府で学ぶ」            第5回(現地学習)「街中に残る唐津街道を訪ねる～青柳宿から福岡まで～」</p> <p>【子ども考古学部】(小学生対象:全4回講座)            第1回 考古学とは何だろう 第2回 縄文土器を作ろう 第3回 古賀の古墳を探索しよう 第4回 古代食を作ろう</p> <p>【スポット展示】船原古墳情報ミニ展示(市役所市民ホール・遠賀信用金庫ギャラリー・アクロス福岡等)            【企画展】「幕末の古賀～青柳宿を通った人々～」            【体験パスポート】(小・中学生対象)            【船原古墳速報展】前年度までの船原古墳調査成果報告            【船原古墳広場】・4月に広場オープン・案内板設置・誘導用サイン設置</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>古賀市固有の歴史・文化について一部でなく多くの方に知ってもらうためには、興味がわくような企画とPRが課題である。今後はさらに広報に力を入れ広く周知し、郷土歴史に関心を持つ市民の裾野を広げ、文化財の保全継承に努める。</p> <p>●平成31年度以降の取組について</p> <p>今後も講演会・展示会を開催し、市内外を問わず古賀市の歴史文化に興味関心を高めていただくきっかけづくりを行う。</p>									

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

<p>毎年古賀市の歴史をテーマに開催している「自然史・歴史講座」は好評で、初めて参加する方も増加していることや、近年子ども対象の事業を重点的に活動したことにより小学生以下の来館者が増加傾向にあり、郷土史の普及啓発、伝承に努めている。今後も継続していくとともに、幅広い層に向けても郷土の歴史について関心度が向上するよう工夫していく。</p>
---

(4) 地球環境

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	A. 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
基本的な取組	A-①再生可能エネルギー導入の推進

施策内容

再生可能エネルギーの導入については、「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、市の特性にあった設備やシステムを検討し、推進していきます。  
 家庭への太陽光発電システム導入に係る設置費の助成など、再生可能エネルギーに対する補助については、国・県の動向を注視し、費用対効果などを考慮しながら実施していきます。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
太陽光発電設備設置件数	1,055件	2,129件	増加（令和5年度）
二酸化炭素総排出量の削減割合	398千t-CO2 100% （平成21年度・2009年）	407千t-CO2 100% （平成27年度・2015年）	386千t-CO2 -3% （令和5年度・2023年）

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

再生可能エネルギー導入可能性調査の検討		市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入可能性調査を検討する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	国・県等の動向や他市町村の先進事例等の情報収集				国・県等の動向や他市町村の先進事例等の情報収集			
取組1	● 平成30年度に実施した取組							
	再生可能エネルギーの普及促進のため、国や県の動向を注視し、説明会等での情報収集に努めた。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	市の特性にあった再生可能エネルギー設備導入について、具体的な施策につなげることができなかった。引き続き、国や県の動向を注視し、他市町村等の先進事例などの情報収集に努めていく必要がある。							
取組2	● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について							
	引き続き、国や県の動向を注視し、他市町村等の先進事例などの情報収集に努め、古賀市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入について検討していく。							

再生可能エネルギー導入の推進		導入可能性調査の結果を基に再生可能エネルギー導入の推進方針を策定し推進を図る。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	国・県等の動向や他市町村の先進事例等の情報収集				国・県等の動向や他市町村の先進事例等の情報収集			
取組2	● 平成30年度に実施した取組							
	再生可能エネルギーの普及促進のため、国や県の動向を注視し、説明会等での情報収集に努めた。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	市の特性にあった再生可能エネルギー設備導入について、具体的な施策につなげることができなかった。引き続き、国や県の動向を注視し、他市町村等の先進事例などの情報収集に努めていく必要がある。							
取組2	● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について							
	引き続き、国や県の動向を注視し、他市町村等の先進事例などの情報収集に努め、古賀市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入について検討していく。							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

国や県の動向を注視し、他市町村等の先進事例などの情報収集に努め、市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入について検討していく。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	A. 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
基本的な取組	A-②家庭でできる省エネルギー行動の効果検証

**施 策 内 容**

A-①の施策に伴い、太陽光発電システムの設置世帯を中心に「環境家計簿」や「うちエコ診断」による啓発を行うとともに、集計結果の公表や表彰など、今後の再生可能エネルギーの普及への啓発に活用します。また、「エコファミリー」への登録を促すことで電気やガス、水道使用量の節減など省エネルギー・省資源の取組を県と連携して推進していきます。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
うちエコ診断受診件数	0世帯	275世帯	500世帯（令和5年度）
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千t-CO2 100% (平成21年度・2009年)	407 千t-CO2 100% (平成27年度・2015年)	386 千t-CO2 -3% (令和5年度・2023年)

<b>実 施 主 体</b>	<b>担 当 課</b>
古賀市・国・福岡県	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	「うちエコ診断」の実施		「うちエコ診断」を推進する(H30年度目標:250件)。					
	平成30年度			平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール		● ● ●	→		→			
		うちエコ診断会	出張診断		うちエコ診断会			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 市民の省エネや節電意識の向上を図るため、各家庭の実態に合わせた省エネ・節電対策を紹介する「うちエコ診断」を福岡県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員と連携し実施している。平成30年9月20日～21日、平成30年10月15日(健康福祉まつり)、平成30年11月18日(まつり古賀)に「うちエコ診断会」(受診者数:36世帯)を実施した。市主催のうちエコ診断の受診者数は、これまでの5年間でのべ257世帯となっている。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 事業開始から長期間が過ぎたことで、受診者数が伸び悩んでいる。現状では受診者の増加を図ることが難しい。今後は、受診者数の増加を図るための効果的な周知方法や受診後の状況把握の方法を検討する必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 令和元年度はサンリブ古賀のフリースペース、リーバスプラザこが交流館でもうちエコ診断を実施し、今までうちエコ診断に取り組んでいなかった層の受診を図る。また、省エネ・節電行動を継続していくための取組を検討していく。</li> </ul>								

取組2	「エコファミリー」への登録を推進		市民による「エコファミリー」への登録を推進する。(H30年度目標:250世帯)					
	平成30年度			平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール			→				→	
			イベント等での推進				イベント等での推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 平成30年度は、「グリーンカーテンの匠事業」や地域への出前講座、うちエコ診断会などで登録呼びかけを実施した。(平成30年度登録実績:401世帯(平成29年度より43世帯の増加))</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 登録がまだ少ないことから、周知の方法等を検討する必要がある。また「福岡県環境家計簿」を活用し、家庭のエネルギーの把握を行っていくことで省エネ・節電意識の向上を図ることができると考えられることから、今までエコファミリーに登録した人が、継続した取組につながるサポートの方法を検討する必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 「グリーンカーテンの匠事業」での説明会や取組状況の確認、出前講座やまつり古賀などのさまざまなイベントの際に登録呼びかけ等を実施することで、「エコファミリー」への登録を推進し、また、登録者の継続した取組につながるサポートの方法を検討していく。</li> </ul>								

運輸部門の省エネ対策を推進				運輸部門の省エネ対策として市民や市内の事業者に対し「エコドライブ」を推進する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			職員向けエコドライブ講習会の検討				職員向けエコドライブ講習会の検討	
取組3	● 平成30年度に実施した取組							
	職員向けエコドライブ講習会を検討していたが、実施には結びつけることができなかった。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	職員向けエコドライブ講習会の実施ができなかったが、通年の省エネ行動の中でエコドライブの推進を呼び掛けた。							
取組3	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	令和元年度に関しては、市職員向けのエコドライブ講習会を実施し、市民の模範となるよう、エコドライブを推進する。また、広報こがや行事予定表等を活用し、市民へエコドライブの周知、啓発に努めていく。							

「意識調査」の実施による効果検証				市民に対する「意識調査」を実施し効果検証を行う。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	アンケートの検証							
取組4	● 平成30年度に実施した取組							
	アンケート調査の結果について、事業を行う際の参考資料とした。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	アンケート調査の結果を活かした具体的施策の設定が必要とされる。							
取組4	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	アンケート結果を、各事業への反映できるよう、検証を行っていく。							

◆ 施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

家庭部門への対策として「うちエコ診断」の受診や「エコファミリー」への登録などを推進し、市民の省エネ・節電意識の向上に努めている。「うちエコ診断」・「エコファミリー」とも年々増加しているものの、目標数値には到達していないため、市民へのPRをより強化していく。また、運輸部門の施策である「エコドライブ講習会」を職員向けに実施できるよう、検討していく。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	A. 古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
基本的な取組	A-③事業者への環境マネジメントシステム導入の推進

施策内容	
<p>事業者が自主的に環境保全への取組を継続して進めていくための仕組みとして、ISO14001 やエコアクション21 などの環境マネジメントシステムの導入を促進します。導入支援の内容として、手続きに関する情報の提供、人材育成のための研修会などの開催をはじめ、規格取得などに必要な費用の補助についても検討していきます。また、「うちエコ診断」の実施を促し、企業のエネルギー使用の現状把握を行うことで、効果的な施策の検討も併せて行います。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
二酸化炭素総排出量の削減割合	398 千t-CO2 100% (平成21年度・2009年)	407 千t-CO2 100% (平成27年度・2015年)	386 千t-CO2 -3% (令和5年度・2023年)
事業者のマネジメントシステム導入数	14事業所	14事業所	増加（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市・国・福岡県	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

環境マネジメントシステムの導入検討		環境マネジメントシステムの段階的な導入を促す仕組みづくりを検討する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	市ホームページ等で導入のための情報提供				市ホームページ等で導入のための情報提供			
取組1	● 平成30年度に実施した取組							
	環境マネジメントシステムの段階的な導入を支援するために実施されている国や県の事業等について、市ホームページ等で情報提供を行った。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	市独自で、環境マネジメントシステム導入を促す仕組みづくりの検討には至らなかったが、平成27年度に行った聞き取り調査等において、大企業では自主的に環境マネジメントを導入していることがわかった。国や県の制度の活用も含めて、事業者へ環境マネジメントシステムの導入を促す方法について検討する必要がある。							
取組2	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	国や県の制度の情報収集を行うとともに、その制度の活用を含めて、事業者へ環境マネジメントシステムの導入を促すための情報提供を行っていく。							

環境マネジメントシステム導入に向けた事業紹介		環境マネジメントシステム導入に向けた事業紹介(説明会等)を実施する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	市ホームページ等で導入のための情報提供				市ホームページ等で導入のための情報提供			
取組2	● 平成30年度に実施した取組							
	環境マネジメントシステム導入に向けて実施されている国や県の事業(説明会等)について、市ホームページ等を通じて市内事業者へ情報提供を行った。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	平成27年度に行った聞き取り調査等において、大企業では自主的に環境マネジメントを導入していることがわかったため、その他の事業者が環境マネジメントシステムを導入するための制度等について、特に情報収集していく必要がある。							
取組2	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	国や県の制度の情報収集を行うとともに、事業者へ環境マネジメントシステムの導入を促すための情報提供を行っていく。							

国・県等の情報を収集				国・県等で把握している情報を収集する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組 3	国・県における省エネ・環境マネジメントシステムに関する情報収集				国・県における省エネ・環境マネジメントシステムに関する情報収集			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 講演会や説明会に参加し、国・県における省エネ・環境マネジメントシステムに関する情報収集を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 中小企業も含めて、環境マネジメントシステムの導入のために活用しやすい制度について情報収集し、事業者へ情報発信していく必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 引き続き、国・県における省エネ・環境マネジメントシステムに関する情報収集を行い、情報発信していく。</li> </ul>								

事業者に対する「意識調査」の実施				事業者に対する「意識調査」を実施し効果検証を行う。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組 4	事業の効果検証・反映				事業の効果検証・反映			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 アンケート調査の結果について、事業を行う際の参考資料とした。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 アンケート調査の結果を活かした具体的施策の設定が必要とされる。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について アンケート結果を、各事業への反映できるよう、検証を行っていく。</li> </ul>								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

平成29年度に実施した意識調査の結果等も参考とし、環境マネジメントシステムの普及促進に向けて、活用しやすい制度について情報収集し、事業者へ情報発信していく。

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進
基本的な取組	B-①公共施設における再生可能エネルギー導入の推進

施策内容	
公共施設へ再生可能エネルギー導入を推進していきます。また、設備導入に当たっては国や県などの各種補助制度を活用し、経費・社会性の面を考慮しながら適宜実施していきます。	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	4施設	6施設	増加(令和5年度)
古賀市の公共施設における温室効果ガス排出量の削減割合(%)	9,339.46 t-CO2 (平成25年度)	7,366.90 t-CO2 (21.1%削減)	7,751.759 t-CO2 (17%削減) (令和32年度)

実施主体	担当課
古賀市	環境課、管財課、教育総務課、上下水道課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査の実施	古賀市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入可能性調査を実施する。							
	スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	国・県等の動向や他市町村の先進事例等の情報収集				国・県等の動向や他市町村の先進事例等の情報収集				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年度に実施した取組 公共施設への再生可能エネルギー導入のため、国や県の動向を注視し、説明会等での情報収集に努めた。</li> <li>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入可能性調査について、具体的な施策につなげることができなかった。引き続き、国や県の動向を注視し、他市町村等の先進事例などの情報収集に努めていく必要がある。</li> <li>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について 引き続き、国や県の動向を注視し、他市町村等の先進事例などの情報収集に努め、古賀市の特性にあった再生可能エネルギー設備の導入について検討していく。</li> </ul>								

取組2	再生可能エネルギー設備の導入を推進	調査結果を基に、古賀市の特性にあった設備導入を検討し、導入を推進する。							
	スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	消化ガス発電設備の導入に向けた検証				関連する既存施設の改築等も含めた検証				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年度に実施した取組 水再生センターにおける消化ガス発電の事業化に向けた検証において、当初、想定していたガス発生量まで至っていないため、消化タンクの汚泥の滞留期間を延ばすなど試行したが、消化ガス発生量の増加には繋がらなかった。</li> <li>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 要因として、消化タンクの経年劣化による消化性能の低下が考えられるため、消化タンク等の改築更新も併せて検証する必要がある。</li> <li>●平成31年度以降の取組について 消化タンク等の改築更新と併せて検証する。</li> </ul>								

研修棟に太陽光パネル(10kW)を設置		環境への配慮及び省エネを目的とし、研修棟における太陽光パネル(10kW)を設置する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	保守点検の実施							
取組 3	● 平成30年度に実施した取組							
	リーバスプラザこが交流館に設置が完了している設備について、保守点検等を実施した。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	設置が完了した設備について保守点検等を行い、効率的な運用を行っていく。							
取組 3	● 平成31年度以降の取組について							
	保守点検等を実施し、設備の維持管理に努めていく。							

グリーンニューディール基金事業の活用		グリーンニューディール基金事業を活用した、太陽光パネル(10kW)の導入及び蓄電池(15kW)を設置する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	保守点検の実施							
取組 4	● 平成30年度に実施した取組							
	発電した電力は蓄電池に充電を行うとともに、余剰電力については各施設で自家消費を行った。また、災害発生時に備え、定期的に保守点検等を実施することで設備の維持管理に努めた。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	設置が完了した設備について保守点検等を行い、災害発生時に活用できるよう備えておく必要がある。							
取組 4	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	通常時の余剰電力は公共施設において有効活用を行い、災害発生時に活用できるよう、定期的に保守点検等を実施することで設備の維持管理に努めていく。							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

エネルギー事情を考慮しながら、市内公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進していく。既に導入が完了した設備については、保守点検等を継続して実施することで効果的、効率的な使用に努め、温室効果ガス排出量の抑制につなげていく。

※古賀市地球温暖化実行計画(事務事業編)の策定により、指標の「古賀市の公共施設における温室効果ガス排出量の削減割合」の数値は、古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)内の基準年度及び平成29年度末の実績値を記載

環境分野	地球環境
環境目標	「低炭素」社会の構築
取組の方向性	B. 古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進
基本的な取組	B-②グリーン購入の推進及び庁舎の省エネルギーの推進

施策内容	
<p>グリーン購入調達方針に基づく、製造過程・廃棄段階で環境への負荷が少ない物品の購入・使用に努めます。</p> <p>また、LED などの高効率照明への切り替え、照明の間引き、消灯の励行によって庁舎の節電に努めるとともに、車輛のエコドライブを推奨することでエネルギーの節減にも取り組みます。</p> <p>特に、電力使用が多い夏季・冬季については、冷暖房の温度設定の徹底（夏季28℃、冬季20℃）、クールビズ・ウォームビズの取り組みや、給湯器の停止（夏季）、緑のカーテンの設置など積極的な節電対策に取り組みます。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
グリーン購入の調達率（※下記参照）	88%	99.95% （紙類のみ集計）	100%（令和5年度）
古賀市の公共施設における温室効果ガス排出量の削減割合（※）	9,339.46 t-CO2 （平成25年度）	7,366.90 t-CO2 （21.1%削減）	7,751.759（17%削減） （令和2年度）

実施主体	担当課
古賀市	環境課、管財課、教育総務課、上下水道課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	「省エネ法」に基づく中長期計画書の作成	「省エネ法」に基づく特定事業者としての体系づくり、及び中長期計画書を作成する。						
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	中長期計画書の作成 →			中長期計画書の作成 →				
<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、平成30年度に取り組む内容をまとめ、中長期計画書を作成した。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>エネルギーの効率的な利用を促進するため、現況の把握に努め、エネルギーの効率的な使用について検討する。</p> <p>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について</p> <p>古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、中長期計画書を作成し、取組みを推進していく。</p>								

取組2	省エネ法における「定期報告書」の作成	省エネ法における「定期報告書」を作成する。						
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	定期報告書の作成 →			定期報告書の作成 →				
<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>定期報告書を作成し、関係省庁へ提出した。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>定期報告書の提出期限を遵守する。</p> <p>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について</p> <p>定期報告書を作成し、関係省庁へ提出する。</p>								

公共施設における省エネや節電を推進				庁舎内及び他の公共施設における省エネや節電を推進する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	通年の省エネ節電行動				通年の省エネ節電行動			
	夏季の省エネ節電行動		冬季の省エネ節電行動		夏季の省エネ節電行動		冬季の省エネ節電行動	
「COOL CHOICE」の推進				「COOL CHOICE」の推進				
取組 3	● 平成30年度に実施した取組							
	不要な照明の消灯、ノー残業デーの実施等の通年の省エネ節電行動に加え、庁舎内の冷房28℃設定等の夏季の省エネ節電行動、暖房20℃設定等の冬季の省エネ節電行動について、職員への周知・啓発を行った。また、古賀市役所で賛同している「COOL CHOICE」を推進することで、市民や事業者の自主的、積極的な行動の促進を促した。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	本庁の会議室は個別に空調管理を行っているため、温度調整パネル付近にお知らせを掲示し、省エネ意識を促している。しかし、職員が行う省エネ節電行動の取組だけでは、温室効果ガス排出量の削減に限界があるため、高効率の設備への更新等も検討する必要がある。							
● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について								
古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)にもとづき公共施設のエネルギーの効率的な利用に努めていく。								

省エネ等の講習会等の実施				講習会等を実施し、「グリーン購入」や「省エネ・節電」に関する職員の理解を図る。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	省エネ・節電等の啓発				省エネ・節電等の啓発			
	●職員研修(6/12)				●職員研修(6/14)			
取組 4	● 平成30年度に実施した取組							
	夏期・冬期・通年で行う職員の省エネ・節電の取組について、職員への周知・啓発を行った。また、職員研修を実施した。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	「古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の推進と併せて、職員の自主的な行動を促すために、効果的な方法を検討する必要がある。							
● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について								
「古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の推進のため、職員を対象として研修を行う。また、引き続き、職員への周知・啓発を行っていく。								

◆ 施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

平成29年2月に策定した「古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の管理手法として、古賀市カーボンマネジメントシステムを導入し、庁舎の省エネルギーやグリーン購入など、計画に基づいた取組をすすめていく。また、平成29年12月に賛同した「COOL CHOICE」を公共施設で推進することで、市民や事業者の自主的、積極的な行動の促進をめざす。

※ 指標 グリーン購入の調達率：調達率＝集計対象の累計適合物品調達数/集計対象の調達総量

※ 古賀市地球温暖化実行計画(事務事業編)の策定により、指標の「古賀市の公共施設における温室効果ガス排出量の削減割合」の数値は、古賀市地球温暖化実行計画(事務事業編)内の基準年度及び平成29年度末の実績値を記載

(5) 資源循環

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	A. ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	A-①生ごみを減量するための水切りやマイバックなどの啓発促進（家庭系ごみ）

施策内容	
<p>まつり古賀などのイベントで、生ごみの水分を極力減らす「最後のひとしぼり」をテーマに、水切りの効果についての啓発を行うとともに、マイバックの配布を継続しながら、その使用を促す啓発を行います。</p> <p>生ごみ処理機器の補助金の活用について、現在の使用状況などの実態調査を実施し、調査の結果をもとに、生ごみ処理機器を活用した取組の課題を整理し、今後の啓発などに反映させます。</p> <p>食品ロスについても、県と連携しながら啓発活動を行います。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
1人1日あたりのごみ処理量 (g)	784g	771g	665g (令和5年度)

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	水切りやマイバック等の啓発・実態把握・分析・検証	イベント等を活用し、生ごみ減量に効果的な水切りやマイバックの使用等について啓発を継続しながら実態把握し、分析・検証を行う。						
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	6月	6月	11月	1月	6月	6月	11月	1月
スケジュール	ラブアース参加者へ啓発用品配布	市役所市民ホール等での啓発	「まつり古賀」での啓発	市役所市民ホールで水切りをテーマにしたパネルの展示	ラブアース参加者へ啓発用品配布	市役所市民ホール等での啓発	「まつり古賀」での啓発	市役所市民ホールで水切りをテーマにしたパネルの展示
	<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>ラブアース・クリーンアップ2018 in古賀、まつり古賀でマイバック や生ごみの水切り用品 (300個) を配布しての啓発、「環境展2018」「環境衛生週間」における市庁舎内市民ホールでの啓発パネルの展示により、レジ袋の削減や生ごみの水切り、食べきりによるごみ減量意識の向上を図った。</p> <p>また食品ロスに関しては、「出前講座」での啓発、「環境展2018」や「まつり古賀」での展示やチラシ配布を行うとともに、広報こがに記事を掲載し、家庭から出る食品ロス削減の意識向上を図った。</p> <p>県と連携したフードバンク活動を推進し、市内に工場を有する企業からの食品寄贈について合意締結につなげた。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>今後も継続して、効果的な啓発（広報こが等の媒体やイベント等を活用した情報発信による啓発）を行う。</p> <p>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について</p> <p>生ごみ減量等に効果的な啓発（広報こが等の媒体やイベント等を活用した情報発信による啓発）を継続して実施する。広報こがを主体とするが、時勢に応じた改善を継続する。</p>							

取組2	啓発促進のための情報収集と情報提供・発信	他自治体における市民の自発的取組事例、啓発の場となるイベント情報及び関係団体等に関する情報を収集し、活用する。また、イベント等及び広報こが・市ホームページ等を活用した情報発信、出前講座や体験型講座等の啓発方法についても検討する。						
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
スケジュール	出前講座の実施・広報こがに	「環かって納得」を掲載		出前講座の実施・広報こがに	「環かって納得」を掲載			
	市民ホールで情報発信	まつり古賀で情報発信		市民ホールで情報発信	まつり古賀で情報発信			
	<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>広報こが連載記事「環かって納得！」において、毎号コラムや特集ページなど形態に縛られない情報発信を実施した。また、「くりんぐりん古賀（環境教育グループ）」と連携し、雑誌の分別に関する出前講座を実施した。市民啓発活動として、「まつり古賀」での啓発、市庁舎内市民ホールで水切りをテーマに生ごみ減量を目的としたパネル展示を行った。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>広報こがでの情報提供については、市民に分かりやすい紙面への改善に努める。</p> <p>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について</p> <p>今後も継続して、広報こが連載記事の内容拡充を図り、情報提供・発信に努める。また、啓発促進のため「まつり古賀」でのパネル展示、市民ホールでの特設展示を実施していくとともに、市民へ丁寧でわかりやすい情報発信手法を検討していく。</p>							

生ごみ処理機器等の活用促進のため周知・啓発

生ごみ減量につながる生ごみ処理機器等の活用についてわかりやすい啓発パネルやチラシ・ポスターの作成、公共施設等への配架、ごみ出しパンフレット・市ホームページ等による啓発を実施するとともに、生ごみ処理に関する講座を開催するなどより身近な方法を周知していく。

平成30年度

平成31年度(令和元年度)

スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
関連情報掲載 (ホームページ・広報こが)					関連情報掲載 (ホームページ・ごみ出しパンフレット)			
生ごみ処理機器の補助実施					生ごみ処理機器の補助実施			
		啓発パネル展示 (庁舎特設展示)	啓発パネル展示 (まつり古賀)			啓発パネル展示 (庁舎特設展示)	啓発パネル展示 (まつり古賀)	

取組3

●平成30年度に実施した取組

グリーンカーテンの匠事業にてタンホールコンポストの講座を行うとともに「生ごみ処理機器購入費補助制度」の周知を行った。「剪定枝チップ機購入費補助金制度」を利用した市民へ、利用状況のアンケートを実施し使用状況の把握に努めた。

●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策

平成30年度は、「グリーンカーテンの匠事業」での紹介や「まつり古賀」での啓発パネルの展示など、年間を通じて情報発信を行うことができた。

「生ごみ処理機器購入費補助制度」については、ホームページやごみ出しパンフレットでの周知、「グリーンカーテンの匠事業」での紹介や「まつり古賀」での啓発パネルの展示など、年間を通じて多く情報発信するよう努めた。今後も継続して、広報こが連載記事の内容拡充を図り、情報提供・発信に努める。

●平成31年度(令和元年度)以降の取組について

「生ごみ処理機器購入費補助制度」を利用した市民へ、利用状況のアンケートを実施し使用状況の把握に努める。生ごみ処理機器等の活用促進に向け、より効果的な情報発信内容を検討し、発信する情報がより効果的なものとなるよう、内容を検討し、広報こがや市HPへの掲載、展示用パネルの作成等での情報発信の機会を増やしていく。また、新規の利用者だけでなく継続利用を促すために必要な情報発信の方法について、研究を行っていく。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

ごみ処理量の平成30年度の状況は、771gになっており、平成35年度目標の665gを達成するには、より一層のごみ減量と資源化対策が必要になってくることから、更なる効果的な啓発を展開していくとともに、併せてより一層分かりやすい指標の検討を行う。

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	A. ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	A-②資源化率を上げるための分別品目の検討（家庭系ごみ）

<b>施策内容</b>
「リサイクルの見える化」により、資源ごみの回収の効果を明確化し、分別収集への取組を推進します。最新のリサイクル情報を収集し、新規に分別収集ができる品目について検討し、資源化率の向上につなげます。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
資源化率	17.4%	14.8%	26.0%（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	分別状況の把握	地域の分別に関する現状を把握する。							
	スケジュール	平成30年度				平成31年度（令和元年度）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	分別収集会場での現状確認及び地域への分別説明	市環境組合の清掃工場見学及び意見交換・情報交換会		分別収集会場での現状確認及び地域への分別説明	市環境組合の清掃工場見学及び意見交換・情報交換会				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年度に実施した取組 分別収集が適切に行われていない地域については、収集会場で分別について説明を行い、また地域の世話人の中心である組長会へ出向き分別についての説明や意見交換を行った。「古賀市環境組合（代表区長会）」において意見交換・情報交換会や古賀清掃工場の見学を実施した。</li> <li>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 「古賀市環境組合（代表区長会）」での情報交換会や分別収集会場等で回収状況等についての情報収集を行うことができた。しかし、収集品目等の周知が徹底できていないことから、収集会場での分別説明に努めていく。</li> <li>●平成31年度（令和元年度）以降の取組について 分別収集会場での現状確認や組長会等へ出向いての説明や意見交換を引き続き行っていく。また、「古賀市環境組合（代表区長会）」の限られたメンバーのみならず、区長会において意見交換・情報交換会を行うなど、分別に関する現況の把握に努めていく。</li> </ul>								

取組2	リサイクル情報の収集	先進地視察及び他自治体のリサイクル情報を収集する。							
	スケジュール	平成30年度				平成31年度（令和元年度）			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	他自治体のリサイクル情報を収集				他自治体のリサイクル情報を収集 （紙おむつリサイクル 食品廃棄物）				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年度に実施した取組 福岡県清掃協議会や福岡都市圏環境行政推進協議会などで、他の自治体のリサイクル情報収集を行った。</li> <li>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 市に適したリサイクルのあり方については、品目、受入施設、回収方法及び費用対効果など、個別に検討することが必要である。</li> <li>●平成31年度（令和元年度）以降の取組について 随時、他自治体のリサイクル情報を収集し、検討していく。</li> </ul>								

分別品目の検討		資源化率を上げるための分別品目を検討する。							
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	古賀清掃工場及び構成市町との分別品目の検討 パソコンの無料回収・みんなのメダルプロジェクト				古賀清掃工場及び構成市町との分別品目の検討 パソコンの無料回収・剪定枝の実証実験・インクカートリッジ やリチウムイオン電池の回収検討				
取組3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組           <p>古賀清掃工場及び構成市町(古賀市・福津市・新宮町)にて分別品目の検討を行った。国の認定業者と提携し、不要となったパソコンの宅配便による無料回収を行った。廃棄する小型家電を回収し、それに含まれる金属からオリンピック・パラリンピックのメダルを作ろうという「みんなのメダルプロジェクト」に賛同し、小型家電の回収を実施した。</p> <p>家庭から出る剪定枝を福津市の中間処理施設に持込み、資源化できるよう関係先と協議を行った。</p> </li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策           <p>市民に対して分別品目の周知徹底に努めていく。</p> </li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について           <p>さらに資源化率を上げていくため、古賀清掃工場及び構成市町(古賀市・福津市・新宮町)の担当者による定例会議において、分別品目の内容について検討していく。</p> <p>家庭から出る剪定枝の再生利用を促進するための実証実験を行う。インクカートリッジや小型充電式電池(リチウムイオン電池)の無料回収の検討を行う。</p> </li> </ul>								

分別収集の啓発		分別収集チラシ・ポスターを作製する。「家庭ごみの出し方」パンフレットに3Rの啓発内容を盛り込み作成・配布する。							
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
	地域の収集会場で説明を実施				地域の収集会場で説明を実施				
取組4	「可燃ごみ・地域分別収集カレンダー」の作成・配布				「可燃ごみ・地域分別収集カレンダー」の作成・配布				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組           <p>分別品目等について説明会を開催する旨を定例区長会において周知し、要望のあった地域へ出向き現地で説明を実施した。また、広報こがにて分別品目の説明を行うなど、分別収集の啓発を行った。</p> <p>「可燃ごみ・地域分別収集カレンダー」を作成し、全戸配布を行った。また、同様のアプリについても同時に作成した。</p> </li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策           <p>効果的な分別収集を進めるために、地域の収集会場で説明を実施する。</p> </li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について           <p>「家庭ごみの出し方」パンフレットをもとに分別推進に努める。また、分別品目に変更が生じた際には、市民にわかり易く、丁寧な説明を行っていく。「可燃ごみ・地域分別収集カレンダー」のアプリについて広報にて利用促進を図る</p> </li> </ul>								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

資源化率の平成30年度の状況は、14.8%になっており、令和5年度目標の17.5%を達成するには、より一層のごみ減量と資源化対策が必要となってくることから、資源ごみの回収効率を「リサイクルの見える化」により明確化したり、最新のリサイクル情報を収集し提供するなど、更なる効果的な啓発を展開していく。

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	A. ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	A-③ごみの減量と資源化に関する啓発や情報提供（事業系ごみ）

施 策 内 容

実態把握調査の結果を踏まえ、廃棄物の発生抑制に積極的に取り組んでいる事業所又は事業者に対して表彰を行い、減量と資源化への取組をPRしていく。  
 製造・流通・販売などの事業活動の各段階における廃棄物について、減量と資源化を促進するための啓発を行い、事業者への取組を促します。  
 事業者や消費者に環境負荷削減効果が分かる事業者向けの情報を広報・ホームページなどに掲載し、事業者へ3Rの取組を促します。事業者が自主的・自発的に取組ことができる他自治体の事例などを調査研究します。  
 環境負荷の少ない事業活動への変革を求めるため、業種ごとの産業特性に合わせて無理なく3Rの取組ができる情報提供を行います。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
1人1日あたりのごみ処理量	784g	771g	665g（令和5年度）
資源化率	17.4%	14.8%	26.0%（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	指導及び啓発のための事業訪問 分別に対する意識の把握	事業所に対する情報提供の実施。						
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール			事業所訪問	→			事業所に対する情報提供	→
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 多量排出事業所を中心に、事業所等を訪問し、ごみの減量と資源化に関する指導及び啓発に努めた。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 事業所訪問により、各事業所のごみの分別に対する意識は高いことがわかったが、今後さらに分別を進めていくため、情報提供を行っていく必要がある。</li> <li>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について 継続して実態把握に努めていく。</li> </ul>								

取組2	事業所訪問の実施 情報発信・啓発強化	事業所訪問（啓発・情報提供・指導）を実施する。 情報発信・啓発を強化する。						
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール			事業所訪問	→			事業所に対する啓発・情報提供・指導	→
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 事業所からの食品ロス削減につながる「フードバンク」活動を推進するため、事業所訪問を実施した。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 事業所から排出されるごみに関しては、一般廃棄物と産業廃棄物に分別し適正に処理しなければならないため、理解を深めてもらう必要がある。今後も継続して情報提供に努めていく。</li> <li>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について 事業所に対して啓発・情報提供・指導を実施していく。</li> </ul>								

優良事業者表彰		優良事業者表彰を実施する。							
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)				
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
取組3	廃棄物の発生抑制に積極的に取り組んでいる優良事業者の認定 ・優良事業所認定(表彰)のための情報収集				廃棄物の発生抑制に積極的に取り組んでいる優良事業者の認定 最優良事業所の表彰				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組  「ごみの適正処理・減量・資源化」に積極的に取り組んでいる事業所を申請に基づき訪問し、ごみ減量化推進優良事業所認定を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策  事業所訪問時に情報収集を行った。認定(表彰)制度の認知度の向上を図る必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について  引き続き、ごみ減量化推進優良事業所を認定するとともに、取り組みが顕著な事業所に対して表彰を行い、資源化率の向上につなげていく。</li> </ul>									

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

平成30年度の1日1人あたりのごみ処理量の状況は771gとなっており、資源化率は14.8%となっている。令和5年度の目標を達成するため、家庭ごみの資源化率の向上を図るとともに、事業者についてもより一層のごみ減量と資源化対策が必要となる。そこで、事業所から排出される廃棄物の適正処理と分別方法について啓発を行うとともに、優良事業所への認定制度を活用し、目標の達成をめざしていく。

環境分野	資源循環
環境目標	「循環」型社会の構築
取組の方向性	A. ごみの減量と資源化対策
基本的な取組	A-④資源化率向上のための取組（事業系ごみ）

施策内容
資源化の余地が残されている食品廃棄物や古紙などは、新たな資源化ルートの構築に取り組みます。事業者に対し資源ごみの分別の徹底を促すとともに、自主的な資源化の取組についての支援を検討します。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
資源化率	17.4%	14.8%	26.0%（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	「循環型社会形成推進事業」の推進	循環型社会形成推進（A-③で別述）による実態把握を実施する。							
		平成30年度				平成31年度（令和元年度）			
	スケジュール	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			事業所訪問			事業所訪問時の資料に基づく施策の検討			
	●平成30年度に実施した取組	実態把握のため事業所訪問、指導を行った。							
	●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策	資源化率の向上に向けて、効果的な施策を検討する必要がある。							
	●平成31年度（令和元年度）以降の取組について	事業所への情報提供を行うとともに、効果的な施策を検討し、資源化率の向上につなげていく。							

取組2	新たな資源化ルートの構築	食品廃棄物や古紙など新たな資源化ルートの構築について検討する。							
		平成30年度				平成31年度（令和元年度）			
	スケジュール	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
			事業所訪問時に個別に聴き取りを行い、新たな資源化ルートについて検討する			新たな資源化ルートについて検討する			
	●平成30年度に実施した取組	資源化率の向上を図るため、事業所への情報提供に努めた。							
	●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策	継続して、資源化率の向上を図るため、事業所への情報提供に努めていく。							
	●平成31年度（令和元年度）以降の取組について	事業所への情報提供を行うとともに、効果的な施策を検討し、資源化率の向上につなげていく。							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

平成30年度の1日1人あたりのごみ処理量の状況は、771gとなっており、資源化率は14.8%となっている。令和5年度の目標を達成するには、一層のごみ減量と資源化対策が必要になっている。そこで、事業所から排出される廃棄物の適正処理と分別について啓発を行うとともにごみ減量化推進優良事業所への認定制度を活用し、目標の達成を目指していく。

(6) 環境意識と行動

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	A. 環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化
基本的な取組	A-①市・ぐりんぐりん古賀などの共働による環境保全活動の推進

施策内容	
環境のネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀」を中心に会員独自の事業をはじめ、学校などと連携することで、環境教育を推進し、生物多様性の保全や3Rの推進など、活動分野の拡大、継続性のある活動の展開を図ります。	

実施主体	担当課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

古賀市グリーンカーテンの匠事業の実施		古賀市グリーンカーテンの匠事業を実施し、グリーンカーテンの普及啓発に努める(平成27年度までのボトムアップ事業)。その後も引き続き、グリーンカーテンの普及啓発についての取組を検討する。							
取組1	スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		市民向け・学校向け講座等の実施 →				市民向け・学校向け講座等の実施 →			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 市民向け及び学校向けに講座を実施した(講座実施回数:市民向け:4回(参加者数:80名)/学校向け:4回×7校)。学校向けについては市内7小学校で「グリーンカーテンの匠」認定者を講師として実施した。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 より効果的な学校向けの講座を行うために、講座参加者や学校の意見を反映させながら、事業内容を検討していく必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 一般市民向けの講座と学校向けの講座を合同で開催するなど、多様なつながりを生み、地域全体で地球温暖化防止に取り組んでいけるような方法を検討していく。</li> </ul>									

ECOかるたの作成		環境教育・環境学習推進に活用するためECOかるたを作成する。							
取組2	スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		「ぐりんぐりん古賀」ホームページでの周知 →				「ぐりんぐりん古賀」ホームページでの周知 →			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 平成26年度に「ぐりんぐりん古賀」が子どもたちが環境を守り、自然を大切にする心を育てることを目的として作成した「ECOかるた」を、市民がダウンロードして活用できるように「ぐりんぐりん古賀」ホームページ内に専用ページを設置し、周知を行っている。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 「ECOかるた大会」を開催するなど、環境教育に活用する方法を、「ぐりんぐりん古賀」と連携し、検討していく必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 「ぐりんぐりん古賀」ホームページによる周知を継続するとともに、「ECOかるた」を環境教育に活用していく方法などを、「ぐりんぐりん古賀」と連携して検討していく。</li> </ul>									

環境体験講座の実施

環境体験講座を通し環境保全に関する情報や技術を提供する。

スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「ぐりんぐりん古賀」による講座の実施 【6/8】 知っ得！簡単防災グッズの作り方！ 【7/13】 簡単！カワイイ！消しゴムハンコ作り 【10/27】 家庭エコ教室 再生エネルギー実験とクイズにチャレンジ 【11/16】 水引で楽しもう 【12/7】 モダンしめ縄づくり 【3/1】 甘酒を作って料理に活かそう				「ぐりんぐりん古賀」による講座の実施 【第1月曜日】 ぼらんず 【第1日曜日】 松林清掃（花見校区） 【第3日曜日】 松林清掃（中川区） 【第3日曜日】 古賀駅清掃 【10/19、2/15】 大根川一斉清掃 【11/23】 薬王寺ピオトープ保全活動			

取組3

- 平成30年度に実施した取組  
 「ぐりんぐりん古賀」により、環境保全活動に関する情報や技術提供の機会として6講座が実施され、身近な生活の中でのエコ活動につながった。（延参加者数102人）
- 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策  
 事業によって参加者数にばらつきがあるため、参加者の増加に向け、周知を強化していく必要がある。
- 平成31年度（令和元年度）以降の取組について  
 平成31年度以降に関しては、名称を「環境ボランティア体験」と変更し、講座的なものだけではなく、気軽にボランティアをしてもらえるような体験活動を中心に募集を行う。

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「グリーンカーテンの匠事業」や「ECOかるた」の活用、「環境ボランティア体験」等を通じ、市民に対して環境に関する啓発を行うことで環境保全への意識の向上につなげていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	A. 環境保全活動に関わる個人・団体の連携強化
基本的な取組	A-②市・ぐりんぐりん古賀を中心とした個人・団体との環づくり

施策内容	
「ぐりんぐりん古賀」を中心として、A-①の活動に伴い、個人・団体の集いの場である「つながりひろば」などを活用し、環境と密接に関わり合う主体とのネットワークの強化を図ります。また、まつり古賀など各種行事やホームページなどで積極的に広報活動を行い、参加の輪を広げることで、会員数の増加をめざします。	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議） 個人会員・団体会員数	個人会員：36名	46名	100名（令和5年度）
	団体会員：21団体	23団体	50団体（令和5年度）

実施主体	担当課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校	環境課、コミュニティ推進課（つながりひろば）

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	「わ・わ・わ通信」等を活用した情報提供の充実				つながりひろば情報紙「わ・わ・わ通信」及びフェイスブックによる情報提供の充実を図る。			
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	「わ・わ・わ通信」へのイベント情報掲載・フェイスブックへの情報掲載			「わ・わ・わ通信」へのイベント情報掲載・フェイスブックへの情報掲載				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 つながりひろばが発行する情報紙「わ・わ・わ通信」（年6回発行）に、「ぐりんぐりん古賀」のイベント情報を掲載するとともに、「ぐりんぐりん古賀」のフェイスブックにおいても、イベント情報や活動報告などを掲載した。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 フェイスブックでの情報発信など、より積極的な活用方法を検討していく。</li> <li>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について 市民や「ぐりんぐりん古賀」が情報発信を積極的に行えるよう、「わ・わ・わ通信」への情報掲載、フェイスブックによる情報発信を支援していく。</li> </ul>								

取組2	ぐりんぐりん古賀会員募集カードの作成、配布				ぐりんぐりん古賀の活動内容を記載した会員募集カードを作成し、配布する。			
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
スケジュール	「ぐりんぐりん古賀」による会員募集チラシ・クリアファイルを活用した会員募集活動			「ぐりんぐりん古賀」による会員募集チラシ・クリアファイルを活用した会員募集活動				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 「まつり古賀」や「ぐりんぐりんフェスタ」、その他各種イベントにおいて、啓発チラシや新たに作成したクリアファイルを使った会員募集活動を実施した。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 会員募集カードの再作成やカード以外の啓発方法の検討が必要である。</li> <li>● 平成31年度（令和元年度）以降の取組について 平成31年度においても、平成30年度と同様にクリアファイルの作成を行い、ぐりんぐりん古賀の啓発活動を行う。</li> </ul>								

ホームページの充実				ぐりんぐりん古賀ホームページの充実を図る。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		ホームページによる情報発信				ホームページによる情報発信		
取組3	<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>「ぐりんぐりん古賀」ホームページの構成内容等の検討を行い、イベント情報や活動報告などの情報発信を行った。また、平成30年度はぐりんぐりん古賀の説明ページの修正を行い、掲載内容の整理をした。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>イベント情報や活動報告などの最新情報の更新とあわせて、全体的にリニューアルを行っていく必要がある。</p> <p>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について</p> <p>平成31年度については、会員情報のページのリニューアルを行う。</p>							

各種行事における会員募集活動の実施				各種行事(まつり古賀、ぐりんぐりんフェスタ)での会員募集活動を実施する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
		会員の募集				会員の募集		
取組4	<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>「ぐりんぐりん古賀」により、「まつり古賀」や「ぐりんぐりんフェスタ」、その他各種イベントにおいて、「ぐりんぐりん古賀」の活動を発信し、会員募集チラシや啓発用クリアファイルを活用して会員募集活動を実施した。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>「ぐりんぐりん古賀」の会員数は、個人・団体会員ともに平成26年度より増加しているが、更なる会員数増を目指して、「ぐりんぐりん古賀」の活動の有効な周知方法等を検討し、各種行事における会員募集活動を継続し、会員数の増加をめざしていく。</p> <p>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について</p> <p>「ぐりんぐりん古賀」の活動を充実させていくため、会員数の増加に向けて、各種行事における会員募集活動の実施を継続するとともに、有効な会員募集方法を検討していく。また、会員が参加しやすいようにイベントの告知なども強化する。</p>							

年次報告書の作成				ぐりんぐりん古賀年次報告書を作成する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	● 報告書作成			ぐりんぐりんフェスタ →	● 報告書作成			ぐりんぐりんフェスタ →
取組5	<p>● 平成30年度に実施した取組</p> <p>「ぐりんぐりん古賀」の活動については、平成29年度の年次報告書を6月に作成し、市内の公共施設などに配架した。平成31年3月に開催した「ぐりんぐりんフェスタ」において、「ぐりんぐりん古賀」が行っている平成30年度の活動をパネル展示や報告会等で報告した。</p> <p>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策</p> <p>ぐりんぐりんフェスタ等の参加者を増やし、より多くの人に活動の様子を知ってもらふ必要があるため、開催日時・場所等について検討する必要がある。</p> <p>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について</p> <p>平成30年度の報告書を作成・配架するとともに、ぐりんぐりんフェスタについては、より多くの往来が見込めるリーバスプラザで開催する。</p>							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「ぐりんぐりん古賀」が、平成29年度に県知事表彰を受賞するなど、これまでの活動が評価されているが、さらなる活性化に向けて、つながりひろば情報紙「わ・わ・わ通信」やフェイスブック、「ぐりんぐりん古賀」ホームページ、市の広報媒体などで活動についての情報を発信し、環境保全に関する市民の意識向上を図るとともに、会員数の増加をめざす。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	B. 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進
基本的な取組	B-①環境保全活動に関する情報発信の強化

施策内容	
<p>・市ホームページや広報こがなどの広報手段だけでなく、ボランティア団体の情報が集まる「つながりひろば」の広報手段を活用し、更なる情報発信の強化を図ります。また、交流活動などへの積極的な参加を促すことで、他分野の団体との情報共有を図ります。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
環境保全活動に関する実行度	55%	47%	70% (令和5年度)

実施主体	担当課
古賀市	環境課、コミュニティ推進課 (つながりひろば)

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

つながりひろば情報紙への掲載		つながりひろば情報紙「わ・わ・わ通信」に掲載する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	わ・わ・わ通信へのイベント情報掲載				わ・わ・わ通信へのイベント情報掲載			
取組1	● 平成30年度に実施した取組							
	つながりひろばが発行する情報紙「わ・わ・わ通信」(年6回発行)において、登録を行っている市民活動団体の環境保全に関する事業を紹介した。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	「わ・わ・わ通信」への情報掲載を継続するとともに、フェイスブックなどを通じて有効な情報発信の方法を検討する必要がある。							
取組2	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	「わ・わ・わ通信」への情報掲載を継続するとともに、フェイスブックなどを通じて有効な情報発信を行っていく。							

公共施設や周辺施設への掲示、周知		公共施設や周辺施設(古賀駅、コスモス館など)への掲示、周知を実施する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	公共施設等へのポスター等の掲示・環境展での啓発				公共施設等へのポスター等の掲示・環境展での啓発			
取組2	● 平成30年度に実施した取組							
	「ぐりんぐりん古賀」の各種行事に関する記事の広報への掲載やチラシの配布を行った。また市内小中学校・図書館・公民館・市民へぐりんぐりん古賀広報紙やチラシを配布した。また環境課が行う「環境展」にて展示を行った。							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	公共施設等へのポスターの掲示やチラシの配布等を継続するとともに、効果的な情報発信の方法等を検討していく必要がある。							
取組2	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	公共施設等へのポスターの掲示やチラシの配布等を継続するとともに、効果的な情報発信の方法等を検討していく。							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

つながりひろばが発行する情報紙「わ・わ・わ通信」の活用や公共施設や周辺施設への掲示等の取組を継続しつつ、環境保全活動の情報発信について有効な方法を検討していく。
--

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	B. 環境保全活動に関する情報の提供及び活動の推進
基本的な取組	B-②市内の美化活動の推進

施策内容	
<p>道路環境美化、古賀市環境美化行動の日の活動では市民参加による一斉清掃活動が行われているほか、アダプトプログラムでは、古賀市の事業者を中心に様々な団体が積極的に美化活動に参加しています。また、「ラブアース・クリーンアップ」では、ボランティア団体・企業・行政などが実行委員会を形成して、海岸の一斉清掃に取り組むことで、美観の形成を図っています。一方、地域コミュニティやボランティア団体も河川や松原など、独自で清掃活動に取り組んでいることから、今後は地域に根付く美化活動を、多様な主体の共働で推進していきます。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
古賀市の美化活動に対する参加の意向	40%	61%	76% (令和5年度)
アダプトプログラム登録数	34団体	32団体	50団体 (令和5年度)

実施主体	担当課
古賀市、市民・市民活動団体（地縁団体・志縁団体）、企業	環境課

◆各取組状況について（実施スケジュール・成果・課題等）

取組1	環境活動に関する情報提供及び活動推進	環境活動に関する情報の提供及び活動を推進する。							
	スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	情報提供・周知				情報提供・周知				
<p>●平成30年度に実施した取組 平成30年6月10日に実施した「ラブアース・クリーンアップ2018 in古賀」では、ボランティア団体、企業、自治会から355人が参加し海岸清掃を実施、2,050kgのごみを回収した。平成30年7月の環境美化行動の日においては、行政区を中心に市内で清掃活動を実施した。これらの清掃活動については、市ホームページ、広報こが、定例区長会等で参加を呼びかけている。また、平成30年10月・平成31年2月には市と「ぐりんぐりん古賀」の共働委託事業として「大根川一斉清掃」を実施した。</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 「ラブアース・クリーンアップ」について、今後も引き続きより多くの市民に対して効果的な広報活動に努める。「大根川一斉清掃」については、「ぐりんぐりん古賀」との共働事業として実施する。</p> <p>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について 市民の積極的な参加のきっかけとなるよう、清掃活動等の環境活動についての情報提供や広報等の周知活動を継続して実施していく。</p>									

取組2	環境活動に関わる個人・団体の連携強化	環境活動に関わる個人・団体の連携強化を図る。							
	スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	関係者協議				関係者協議				
<p>●平成30年度に実施した取組 「ラブアース・クリーンアップ2018 in古賀」は、環境活動に関わるボランティア団体、地域、企業、行政が連携して取り組んだ。</p> <p>●平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 今後はさらに、より多くの市民が関ることができるよう、実行委員会のあり方を検討していく必要がある。</p> <p>●平成31年度(令和元年度)以降の取組について 環境活動に関わる個人・団体の連携強化が図れるよう、関係者での協議を重ねていく。</p>									

「古賀市アダプトプログラム」に関する周知啓発				「古賀市アダプトプログラム」に関する周知啓発を実施する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	補助金手続き			実績報告	補助金手続き			補助金周知
取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 「古賀市アダプトプログラム」について、市ホームページにて周知を行った。また、団体が継続的に活動を行えるよう「アダプトプログラム助成制度」について情報提供を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 新規団体を増やすため、広報活動を行うとともに、団体が継続的に活動を行えるよう、引き続き情報提供などの支援を行う。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 市民や団体に対して、市ホームページにより「古賀市アダプトプログラム」の周知を図るとともに、登録団体への「アダプトプログラム助成制度」の周知を行う。</li> </ul>							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

「ラブアース・クリーンアップ」等、環境活動に関する情報提供を行うことで、市内の美化活動への参加者の拡大を促していく。登録団体への「アダプトプログラム助成制度」の周知を行うとともに、市民や団体に対して、ホームページによりアダプトプログラムの周知を図る。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実
基本的な取組	C-①環境教育プログラムの作成と活用

施策内容	
<p>市・ぐりんぐりん古賀・学校の連携で、小学生を対象とした「環境教育プログラム」の作成に取り組みます。プログラムの内容は小学生の低学年から高学年までを対象とした授業に対応するため、自然環境・生活環境における様々な分野のプログラム整備を図ります。</p> <p>一方、中学校では独自で環境保全に係る清掃活動やボランティア活動を展開していることから、古賀市版「環境カウンセラー」による支援や、ボランティア団体などと連携しながら環境教育の推進を図ります。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
環境プログラム実施数	0回	7回	30回/年 (令和5年度)

実施主体	担当課
古賀市、ぐりんぐりん古賀、学校	環境課、学校教育課、各教育機関

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

古賀市グリーンカーテンの匠事業の実施		古賀市グリーンカーテンの匠事業を実施する(平成27年度までのボトムアップ事業)。その後についても引き続き、取組を検討する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	市民向け・学校向け講座等の実施				市民向け・学校向け講座等の実施			
取組1	● 平成30年度に実施した取組							
	<p>市民向け及び学校向けに講座を実施した(講座実施回数:市民向け:4回(参加者数:80名)/学校向け:4回×7校)。学校向けについては市内7小学校で「グリーンカーテンの匠」認定者を講師として実施した。</p>							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	<p>より効果的な学校向けの講座を行うために、講座参加者や学校の意見を反映させながら、事業内容を検討していく必要がある。</p>							
取組2	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	<p>一般市民向けの講座と学校向けの講座を合同で開催するなど、多様なつながりを生み、地域全体で地球温暖化防止に取り組んでいけるような方法を検討していく。</p>							

現在提供中の環境講座の調査		現在提供中の環境講座を調査し、現状把握する。						
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	アンケート結果を基にした環境教育の検討				環境審議会に専門部会での検討 アンケート結果を基にした環境教育プログラムの検討			
取組2	● 平成30年度に実施した取組							
	<p>平成29年度に行ったアンケート結果を参考に、第2次古賀市環境基本計画後期事業の検討を行った。</p>							
	● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策							
	<p>アンケート結果を活かした環境教育プログラムの作成を行う必要がある。</p>							
取組2	● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について							
	<p>平成31年度に古賀市環境審議会に設置した「古賀市版環境カウンセラー制度専門部会」で検討する古賀市版環境カウンセラー制度と並行して、現在の環境講座の精査を行う。</p>							

講座内容を学校へ提示				講座内容を学校へ提示(マッチング)する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
取組3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 「グリーンカーテンの匠事業」の学校向けプログラム(内容:グリーンカーテンの育成と温暖化防止に関する講座)について、市内小学校に提案を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 平成30年度は市内全小学校を訪問して事業の案内を行ったため、希望が大幅に増え、7小学校での実施となった。今後も多くの学校で実施できるよう、呼びかけを行っていく必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 市内小学校を訪問・事業説明し、希望のあった小学校において事業を実施する。</li> </ul>							

「環境教育プログラム」の小学校教育活動への展開				「環境教育プログラム」の小学校教育活動への展開を検討する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「グリーンカーテンの匠事業」(学校向け講座実施) →				「グリーンカーテンの匠事業」(学校向け講座実施) →			
取組4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 環境教育プログラムのひとつとして、「グリーンカーテンの匠事業」を学校向けに実施した。7小学校の4年生を対象に総合的な学習の時間及び理科の学習の一環で授業を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 平成30年度は市内全小学校を訪問して事業の案内を行ったため、希望が大幅に増え、7小学校での実施となった。今後も多くの学校で実施できるよう、呼びかけを行っていく必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 現在、地球温暖化対策に関する環境教育プログラムとして、講師となる人材を育成した上で「グリーンカーテンの匠事業」を実施し、小学校の授業も行っているが、他の分野に関する環境教育プログラムについても、古賀市環境審議会に設置した「古賀市版環境カウンセラー制度専門部会」で検討する古賀市版環境カウンセラー制度に合わせて検討する。</li> </ul>							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

現在、地球温暖化対策に関する環境教育プログラムとして、「グリーンカーテンの匠事業」を推進している。今後は、他の分野に関する環境教育プログラムも作成・提案し、適宜、学校の希望等に合わせ変更を加えることで内容の充実を図っていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	C. 年齢層に応じた環境教育・学習の充実
基本的な取組	C-②事業者向け環境教育の充実

施策内容	
<p>C-①の環境教育プログラムの内容を発展させて、事業者が行う社員教育やISO14001、エコアクション21などの各種認証制度に基づく環境学習の場において、環境教育の充実を図る。</p> <p>また、環境教育などの取組を率先して行っている事業者の事例発表や研修会など、事業者相互の情報交換が行える場づくりを行います。</p>	

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
環境教育を実施する事業者の割合	53%	25.9%	66% (35年度)

実施主体	担当課
古賀市	環境課、商工政策課

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

後期（平成31年度～）に事業所向けの環境教育が行えるよう、古賀市版環境カウンセラー制度の導入と併せて実施内容等の検討を行っていく。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進
基本的な取組	D-①古賀市版「環境カウンセラー」の登録制度確立と人材育成

<b>施策内容</b>
<p>学校や企業などに対して環境教育を実践する人材として、古賀市版「環境カウンセラー」登録制度を創設します。また、環境カウンセラーは「人材バンク」との連携を図りながらC-①の施策にある環境教育プログラムの推進を中心となって担い、様々な環境分野に関する知識や経験が豊富な人材が担います。人材の育成については、環境分野における資格や各種研修などの情報提供や、環境教育プログラム作成に向けた講習会の開催などの補助をくりんぐりん古賀と共働で取り組みます。</p>

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
環境カウンセラーの登録数	0人	0人	30人（平成35年度）

実施主体	担当課
古賀市、くりんぐりん古賀	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	環境教育に関する人材の調査				くりんぐりん古賀、「人材バンク」の登録状況を調査する。			
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「くりんぐりん古賀」、「人材バンク」における環境教育に関する人材の確認・活用の検討				「くりんぐりん古賀」、「人材バンク」における環境教育に関する人材の調査			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 「くりんぐりん古賀」「人材バンク」における環境教育に関する人材の確認を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 「くりんぐりん古賀」「人材バンク」ともに登録時から時間が経っているため、登録状況に加えて、実際の活動状況なども併せて確認する必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 古賀市環境審議会に設置した「古賀市版環境カウンセラー制度専門部会」において、登録状況・活用状況の確認を行う。</li> </ul>								

取組2	「環境カウンセラー」に関するニーズ調査				学校、企業において求められている「環境カウンセラー」について調査する。			
	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	アンケート結果を基にした制度設計の検討				アンケート結果を基にした制度設計の検討			
●環境審議会内に専門部会を設置								
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 アンケート結果をもとに古賀市版環境カウンセラー制度について検討するため、古賀市環境審議会に「古賀市版環境カウンセラー制度専門部会」を設置した。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 アンケートによりニーズの把握はできたが、具体的な対応策については、今後の「古賀市版環境カウンセラー制度」に合わせて検討していく必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 「古賀市版環境カウンセラー制度専門部会」において検討する。</li> </ul>								

人材バンクとニーズとのマッチング作業				人材バンクと学校・企業におけるニーズとのマッチング作業を実施する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	人材バンクの活用状況の調査				人材バンクの活用状況の調査			
取組3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 人材バンクの活用状況及び今後の展望についての確認を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 人材バンクについては、環境教育の人材が乏しいため、古賀市版環境カウンセラー制度とどのように連携をしていき、学校・企業のニーズとマッチングしていくかを検討する必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 「古賀市版環境カウンセラー制度専門部会」において、人材バンクとどのように連携していくか検討する。</li> </ul>							

環境カウンセラー活用について提案				環境カウンセラー活用について学校、企業へ提案する。				
スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
					● 部会における検討 環境審議会内に専門部会を設置			
取組4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 古賀市版環境カウンセラーについての提言を行う、「古賀市版環境カウンセラー制度専門部会」を平成31年3月に設置した。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 「古賀市版環境カウンセラー制度専門部会」において、制度全体についての検討する。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 「古賀市版環境カウンセラー制度専門部会」において、制度全体についての検討をする。</li> </ul>							

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

古賀市環境審議会に「古賀市版環境カウンセラー制度専門部会」を設置した。古賀市版「環境カウンセラー」のニーズについては、学校・事業所により様々であるため、より多くの学校・事業所が使いやすい方法を検討し、市内の環境教育に関わる人材を活用できるように制度設計を行う。

環境分野	環境意識と行動
環境目標	「共働」の環の拡大
取組の方向性	D. 環境教育の担い手の育成、活動の推進
基本的な取組	D-②環境保全に関する交流の場づくり

**施策内容**

市・環境保全活動団体を中心に、中・高生をはじめ一般市民を含む多様な主体で、環境保全活動や環境教育に関する意見交換のための交流の場づくりを行います。交流会では、様々な立場の主体が対等な関係のもと意見を出し合うことで、地域特性にあった古賀市独自の環境施策への展開を検討していきます。

指標	計画策定時の状況	平成30年度末現在の状況	目標
環境保全に関する交流の回数	0回/年	1回	4回/年 (令和5年度)

実施主体	担当課
古賀市、環境保全活動団体、市民（中高生含む）	環境課

◆各取組状況について(実施スケジュール・成果・課題等)

取組1	意見交換のための交流の場づくり 先進事例についての調査研究	意見交換のための交流の場づくりに関する先進事例について調査研究する。							
	スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	環境保全に関する交流事例の調査・研究 →				環境保全に関する交流事例の調査・研究 →				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 より多くの市民・団体・事業所などが意見交換を行える交流の場づくりについての検討を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 「くりんくりん古賀」の会員や「グリーンカーテンの匠」認定者の他にも、多様な主体で環境保全活動や環境教育に関する意見交換を行う必要があるため、先進事例の調査研究を行っていく。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 「くりんくりん古賀」や「グリーンカーテンの匠」認定者の交流会を継続して開催するとともに、多様な主体で行う環境保全活動や環境教育に関する意見交換について検討していく。</li> </ul>								

取組2	意見交換のための交流の場づくり 実施に向けた体制の構築	意見交換のための交流の場づくり実施に向けた体制を構築する。							
	スケジュール	平成30年度				平成31年度(令和元年度)			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
	「くりんくりん古賀」による交流の場づくり →				「くりんくりん古賀」による交流の場づくり →				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度に実施した取組 市民、ボランティア団体、事業者などの多様な主体が会員となって活動している「くりんくりん古賀」会員間の交流会、「くりんくりん古賀」と市との意見交換や情報交換等を行った。</li> <li>● 平成30年度における課題、及び課題に対する対応策 「くりんくりん古賀」会員や「グリーンカーテンの匠」認定者の他にも、意見交換の場づくりができないか検討する必要がある。</li> <li>● 平成31年度(令和元年度)以降の取組について 日常的に環境に関する活動を行っている人だけではなく、環境に関する活動に興味がある人なども参加しやすい意見交換会の体制を検討していく。</li> </ul>								

◆施策内容に対する進捗状況及び今後の動向について

団体等に所属していない人たちの参加をどのようにしていくか検討しながら、多種多様な主体が交流できる場作りを検討していく。また、様々な立場の主体が対等な関係のもと意見を出し合うことで、地域特性にあった古賀市独自の環境施策が展開できるよう、協議していく。

(7) 第2次古賀市環境基本計画 進捗一覧 (平成30年度)

分野	指標	計画策定時の状況	目標 (目標年度)	平成30年度末 現在の状況	達成の 状況	実施した取組の要約
自然環境	A-①	生物多様性の保全に向けた体制づくり	達成 (平成29年度)	環境審議会生物多様専門部会において検討	○	環境審議会生物多様専門部会で協議を行った。
自然環境	A-②	「(仮称)古賀市生物多様性地域戦略」の策定	策定 (平成29年度)	平成30年度策定	◎	「生物多様性古賀戦略」を策定した。
自然環境	A-③	生物多様性に向けたガイドラインの策定	策定 (平成30年度)	環境審議会生物多様専門部会において検討	○	環境審議会生物多様専門部会で協議を行った。
自然環境	B-①	コスモス広場の組合員数	増加 (令和5年度)	172人	△	コスモス館における農産物販売を通年でを行い、学校給食用農産物の生産者2名に補助を行った。
自然環境	B-①	市民農園数	5箇所 (令和5年度)	4箇所	○	これまでに、開設した市民農園について市民に広く周知した。
自然環境	B-②	森林面積(古賀市森林計画上の民有林)	現状維持	1,119ha	○	間伐・除伐で森林の育成を行った。
自然環境	B-③	認定農業者数	66人	43人	△	研修会や消費者交流会の開催支援など継続的な支援を行った。
自然環境	C-①	ビオトープを活かした取組数	増加 (令和5年度)	16回	◎	舞の里小ビオトープの月1回の清掃や薬王寺水辺公園での観察会・希少生物の保全活動を行った。
自然環境	C-① C-②	生物とふれあう場の確保・創出に対する満足度	47.8% (令和5年度)	27.60%	○	
生活環境	A-①	生活環境苦情件数	20%減少 (令和5年度)	79件	△	生活環境に関する苦情に対し、迅速な対応を実施した。
生活環境	A-②	大気環境の保全に関する満足度	50% (令和5年度)	43.30%	○	
生活環境	A-③	道路交通騒音の環境基準達成率	100% (令和5年度)	97.1%	○	県道2路線について、調査を実施した。
生活環境	B-①	河川・海域における水質の環境基準達成度状況	100% (令和5年度)	91%	△	河川の1地点において、基準を超過した。
生活環境	B-②	汚水処理人口普及率	100% (令和7年度)	94.90%	○	下水道・合併浄化槽の整備を進めた。

分野	指標	計画策定時の状況	目標 (目標年度)	平成30年度末 現在の状況	達成の 状況	実施した取組の要約	
都市環境	A-①	セミナー参加延べ人数	440人	1,300人 (平成30年度)	1049人	○	親子対象の色に関するワークショップを開催した。
都市環境	A-②	コンテスト応募点数	100点	300点 (平成27年度)	661点	◎	事業を継続して行い、目標を超える応募数が集まった。
都市環境	A-③	古賀市路上等違反広告物追放推進団体	4団体	8団体 (平成28年度)	5団体	○	ボランティア団体と無届違反広告物の是正指導、除去を行い、未申請数が大幅に改善した。
都市環境	A-④	公共空間景観形成ガイドライン準拠物件	0件	5件 (平成30年度)	3件	○	都市計画課内で、聞き取りを行った。
都市環境	B-①	自然史・歴史講座の開催数	4回	増加 (令和5年度)	5回	◎	一般向け。子ども向けなど5講座を実施した。
地球環境	A-①	太陽光発電設備設置件数	1,055件	増加 (令和5年度)	1820件	◎	再生可能エネルギーの普及推進のため、情報収集に努めた。
地球環境	A-① A-② A-③	二酸化炭素総排出量の削減割合	398千t-CO2 100% (平成21年度) (2009年)	386千t-CO2 -3% (令和5年度) (2023年)	407千t-CO2	△	
地球環境	A-②	うちエコ診断受診件数	0世帯	500世帯 (令和5年度)	257世帯	○	市内のイベント・うちエコ診断会で診断を実施し、受診件数を増やした。
地球環境	A-③	事業者のマネジメントシステム導入数	14事業所	増加 (令和5年度)	14事業所	○	市ホームページを通じて市内事業所に情報提供を行った。
地球環境	B-①	公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	4施設	増加 (令和5年度)	6施設	◎	リーバスプラザこが交流館の太陽光パネルの保守点検を実施した。
地球環境	B-① B-②	古賀市の公共施設における二酸化炭素排出量の削減割合	9,339.46 t-CO2 (平成25年度)	7,751.759 t-CO2 (17%削減) (令和2年度)	7366.90 千 t-CO2	◎	職員の省エネ・節電の取組について周知・啓発を行った。
地球環境	B-②	グリーン購入の調達率	88%	100% (令和5年度)	99.95%	○	
資源循環	A-① A-③	1人1日あたりのごみ処理量 (g)	784g	665g (令和5年度)	771g	○	広報・出前講座で啓発を行うとともに、生ごみ処理機等の補助を行い、ごみ減量を推進した。
資源循環	A-② A-③ A-④	資源化率	17.4%	26.0% (令和5年度)	14.8%	△	パソコンの無料回収やみんなのメダルプロジェクトなどで資源回収率の向上に努めた。

分野	指標	計画策定時の状況	目標 (目標年度)	平成30年度末 現在の状況	達成の 状況	実施した取組の要約
環境意識 と行動	A-② ぐりんぐりん古賀 (古賀市環境市民会 議) 個人会員	36名	100名 (令和5年度)	46名	○	まつり古賀やぐりんぐりん フェスタなどのイベントで 会員募集を実施した。
環境意識 と行動	A-② ぐりんぐりん古賀 (古賀市環境市民会 議) 団体会員数	21団体	50団体 (令和5年度)	23団体	○	まつり古賀やぐりんぐりん フェスタなどのイベントで 会員募集を実施した。
環境意識 と行動	B-① 環境保全活動に関す る実行度	55%	70% (令和5年度)	47%	△	さまざまな媒体を通して、 環境保全活動の情報発信 を行った。
環境意識 と行動	B-② 古賀市の美化活動へ 対する参加の意向	40%	76% (令和5年度)	61%	○	アダプトプログラムやラブ アースへの参加を呼び掛 けた。
環境意識 と行動	B-② アダプトプログラム 登録数	34団体	50団体 (令和5年度)	32団体	△	助成制度の周知を行った ほか、ボランティア団体へ の案内を送付し、新規加 入の増をめざした。
環境意識 と行動	C-① 環境プログラム実施 数	0回	30回/年 (令和5年度)	7回	○	3小学校で「グリーンカー テンの匠」による講座を実 施した。
環境意識 と行動	C-② 環境教育を実施する 事業者の割合	53%	66% (令和5年度)	25.90%	△	
環境意識 と行動	D-① 環境カウンセラーの 登録数	0人	30人 (令和5年度)	0人	○	環境教育に関する人材の 確認を行い、今後の方向 性について検討を行った。
環境意識 と行動	D-② 環境保全に関する交 流の回数	0回/年	4回/年 (令和5年度)	1回/年	○	ぐりんぐりん古賀の交流 会を実施した。

※◎…達成済み・100%以上 ○…維持もしくは達成はしていないが好転している △…悪化

※達成率=(達成目標値-策定時の値)/現在の値

※目標が数値のものについては%、それ以外のものについては「達成」「未達成」で表示

## 8 古賀市カーボン・マネジメントシステム

### (1) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの経緯

古賀市では、これまで、「古賀市環境保全実行計画」(平成 13(2001)年 4 月)、「古賀市役所第 2 次環境保全実行計画」(平成 18(2006)年 4 月)、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」(平成 23(2011)年 12 月)を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

前計画である「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」が策定された平成 23(2011)年度以降は、各所属、施設等における取組を強化し、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や不要照明の消灯徹底、空調温度の管理、夏期の給湯器停止など、温室効果ガス排出量の削減のため、様々な取組を行ってきました。取組の成果についてみると、二酸化炭素排出量の削減目標は電気事業者別排出係数の変動に影響されたことにより、未達成でしたが、エネルギー使用量については減少傾向となっています。今後は、二酸化炭素を含めた温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の増減要因を精査しつつ、エネルギー使用量の削減目標の設定を行い、取組の成果を把握していく必要があります。

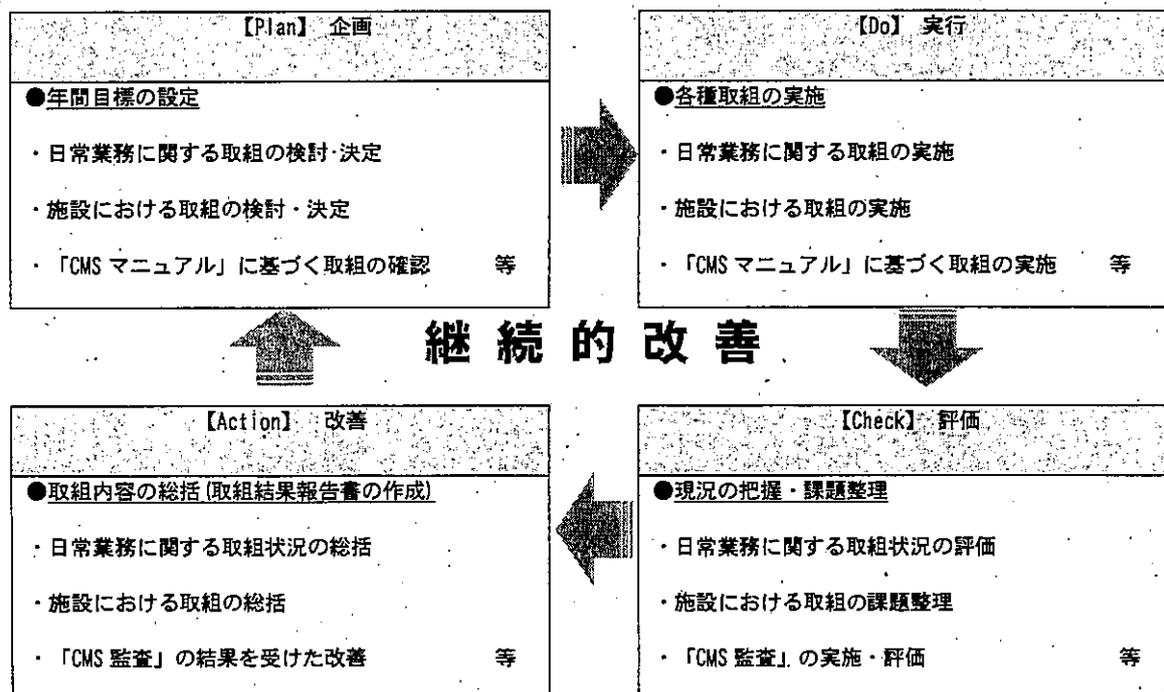
こうした状況を踏まえ、「地球温暖化対策計画」に掲げられた目標に遜色のない古賀市の目標を定め、実効性の高い取組を実施していくため、「古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を平成 29 年 2 月に策定し、本計画の推進管理手法として、古賀市カーボン・マネジメントシステムを導入しました。

### (2) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの目的

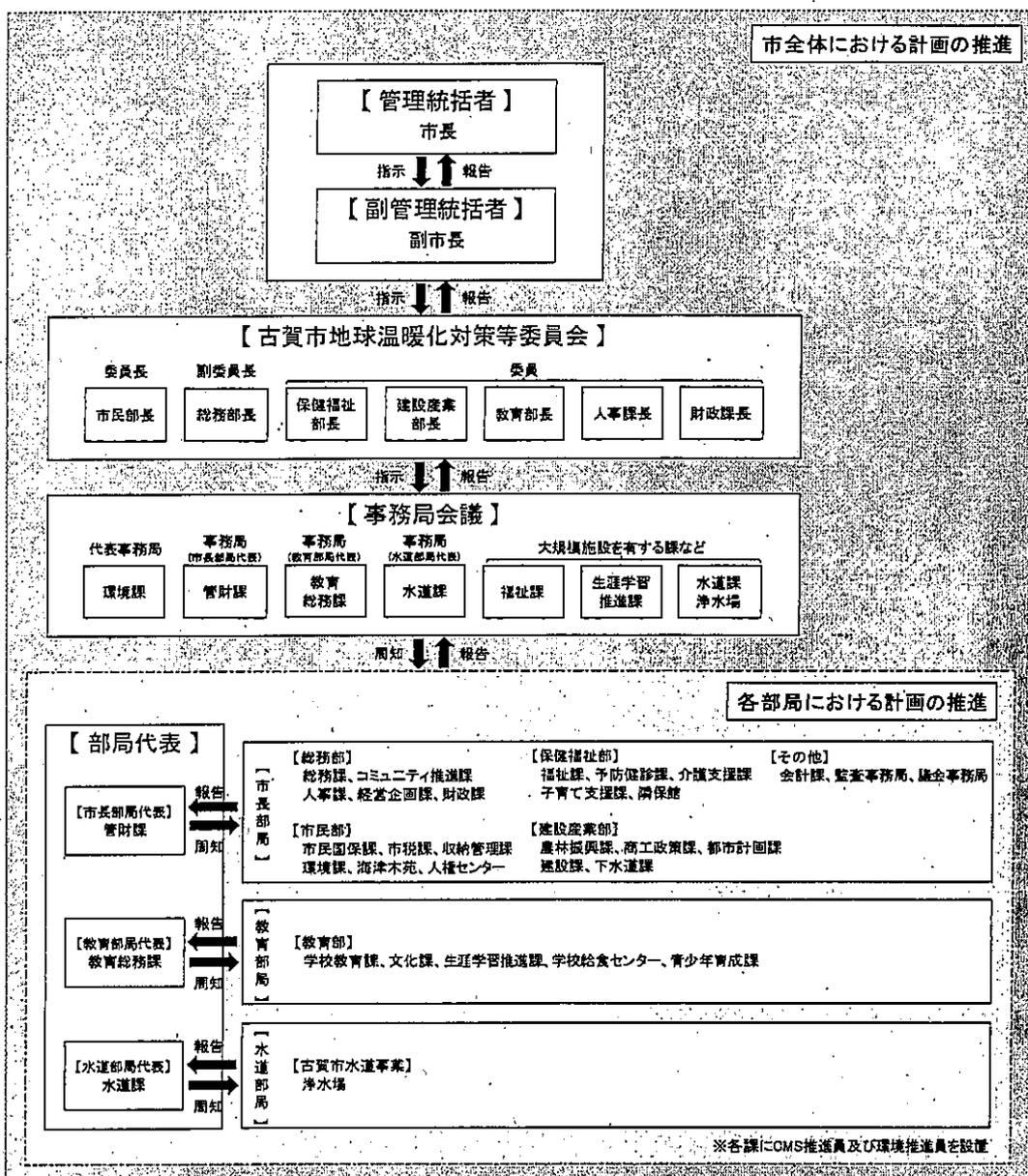
古賀市カーボン・マネジメントシステムでは、「古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」で定めた温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の削減のため、PDCA サイクルの手法を用いて、継続的な改善を図りながら取り組んでいきます。

### (3) 古賀市カーボン・マネジメントシステムの仕組み・推進体制

#### ① 古賀市カーボン・マネジメントシステムの仕組み



## ②古賀市カーボン・マネジメントシステムの推進体制



※組織は平成30年度現在のものです。

### (4) 古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

#### ①目的

市が積極的にエネルギーの効率的利用を行い、以下の項目をめざすことで地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

1. 自ら排出する温室効果ガスの削減を図る。
2. 市民・事業者の模範となることで、市民や事業者の自主的・積極的な行動を促進する。

#### ②計画期間

平成29(2017)年度から令和12(2030)年度まで

### ③対象範囲

対象事業：市が行うすべての事務事業

対象施設：市所有施設及び市水道事業部所有施設(指定管理者施設を含む)

### ④目標

目標年度	温室効果ガス排出量	エネルギー使用量 (原油換算値)
平成 25 (2013) 年度 基準年度 実績値	9,339.46 t-CO <sub>2</sub>	3,685.33 kℓ
令和 2 (2020) 年度 削減目標 (中間目標)	7,751.75 t-CO <sub>2</sub> (17%削減)	3,537.92 kℓ (4%削減)
令和 12 (2030) 年度 削減目標 (長期目標)	5,603.68 t-CO <sub>2</sub> (40%削減)	3,353.65 kℓ (9%削減)

## (5) 古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の取組状況

### ①温室効果ガス排出量・エネルギー使用量

使用されていない空調の停止や照明の消灯など、職員の日常業務に関する取組を中心にエネルギー使用量の削減に努め、基準年度である平成 25 年度に比べ、温室効果ガス排出量は 21.1%削減、エネルギー使用量は 10.1%削減することができました。

目標年度	温室効果ガス排出量	エネルギー使用量 (原油換算値)
平成 25 (2013) 年度 基準年度 実績値	9,339.46 t-CO <sub>2</sub>	3,685.33 kℓ
平成 30 (2018) 年度 実績値	7,366.90 t-CO <sub>2</sub> (21.1%削減)	3,314.90 kℓ (10.1%削減)

【参考：部局ごとの温室効果ガス排出量実績】

目標年度	市長部局	教育部局	水道部局
平成 25 (2013) 年度 基準年度 実績値	5,161.91 t-CO <sub>2</sub>	3,310.90 t-CO <sub>2</sub>	866.65 t-CO <sub>2</sub>
平成 30 (2018) 年度 実績値	4,383.92 t-CO <sub>2</sub> (15.1%削減)	2,513.82 t-CO <sub>2</sub> (24.1%削減)	469.17 t-CO <sub>2</sub> (45.9%削減)

【参考：部局ごとのエネルギー使用量(原油換算値)実績】

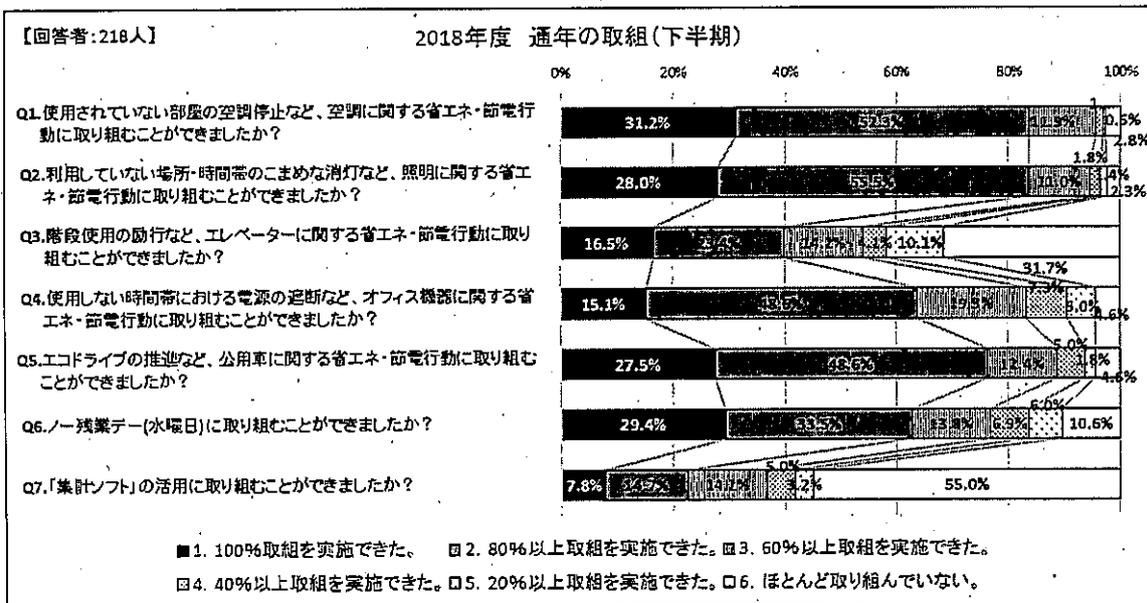
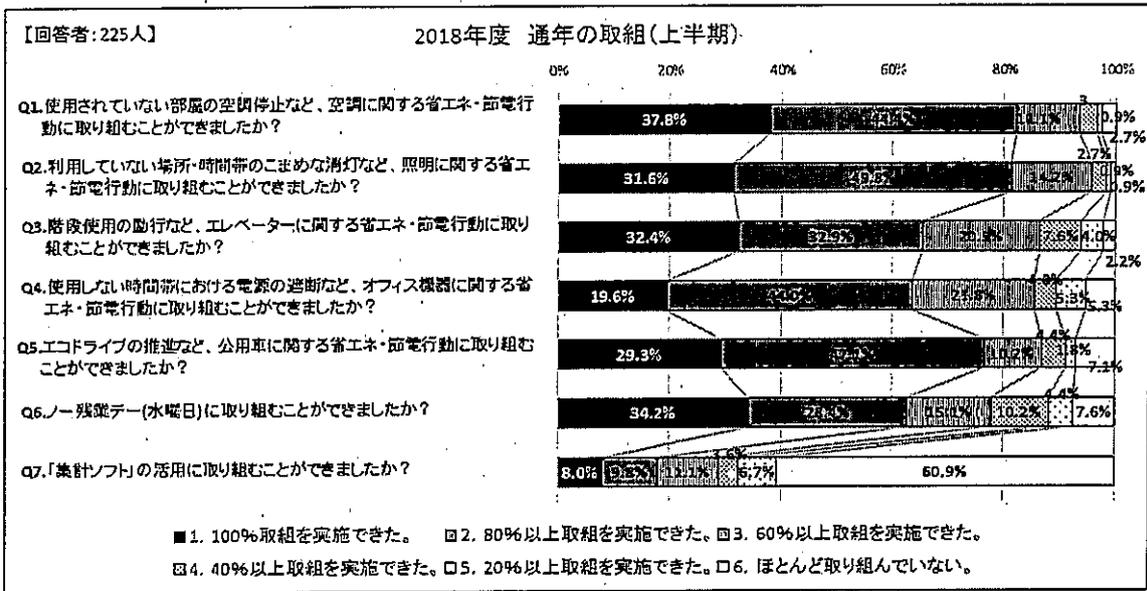
目標年度	市長部局	教育部局	水道部局
平成 25 (2013) 年度 基準年度 実績値	1,923.50 kℓ	1,398.61 kℓ	363.23 kℓ
平成 30 (2018) 年度 実績値	1,872.41 kℓ (2.7%削減)	1,221.34 kℓ (12.7%削減)	221.15 kℓ (39.1%削減)

## ②職員の日常業務に関する取組

日常業務において職員一人ひとりが省エネ行動に取り組むよう周知し、職員（短時間勤務職員、嘱託員含む。臨時職員は除く。）を対象に、取組状況についてのアンケート調査を実施しました。

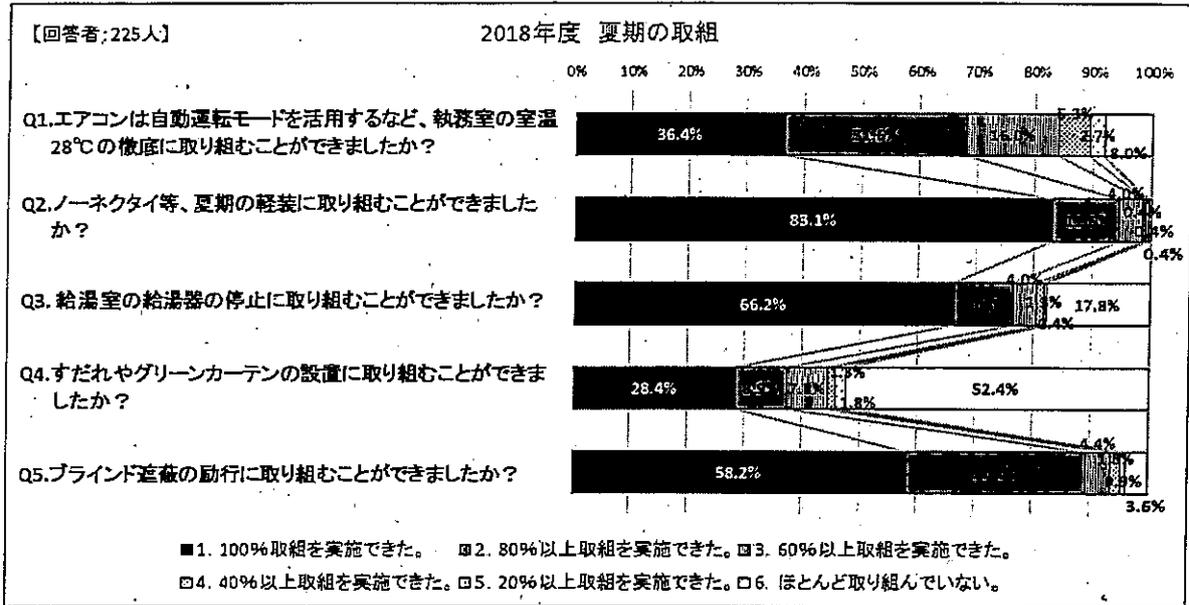
### 【通年の取組状況】

空調、照明、エレベーター、公用車に関する取組については、「100%・80%以上取り組むことができた」という回答者が7割を超えています。事務機器やノー残業デー、集計ソフトの活用に関する取組については、「100%・80%以上取り組むことができた」という回答者が他の項目に比べて少ないことから、さらに啓発等を行う必要があると考えます。



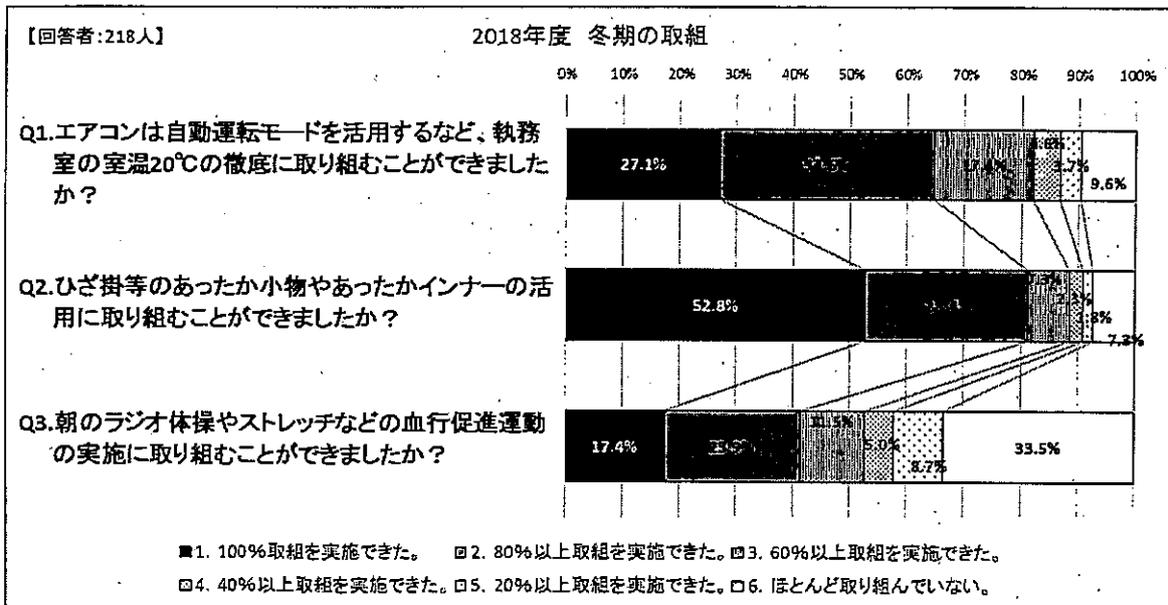
【夏期の取組状況】

夏期の軽装、給湯器の停止、ブラインドの遮光に関する取組については、「100%・80%以上取り組むことができた」という回答者が7割を超えていますが、すだれやグリーンカーテンの設置に関する取組については、「ほとんど取り組んでいない」という回答者が5割を超えていることから、対策を検討していく必要があると考えます。



【冬期の取組状況】

ひざ掛け等の活用のみ「100%・80%以上取り組むことができた」が7割を超えており、血行促進運動に関する取組については特に少なくなっています。健康面・環境面の両面に良い点があることなど、更に周知を進めていく必要があると考えます。



### ③設備機器の保守・省エネ運転に関する取組

施設運用マニュアルを作成している42施設において、施設運用マニュアルを活用した設備機器の保守・省エネ運転に取り組みました。

### ④設備機器の更新に関する取組

花見小学校・海津木苑・千鳥苑・古賀水再生センターにおいて空調設備を更新しました。また、市役所庁舎（議場）・海津木苑・街路灯・水道庁舎において照明交換時にLED化を実施しました。

また、千鳥苑の給湯施設の更新を行いました。

### ⑤グリーン購入の取組

平成15年3月に古賀市グリーン購入の推進に関する基本方針を作成し、全庁的に環境に配慮した物品の購入に取り組んでいます。

平成30年度古賀市環境物品等調達方針では、12分野139品目について調達率100%の目標を掲げて取組を行いました。

また平成30年度からは全体を「紙類」「文具類」「その他」の3グループに分け集計を行うこととしており、平成30年度はグリーン購入チェックリストを基に、紙類についての集計を行いました。

分野	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	(参考) 福岡県H29
紙類		91.30%	96.60%	95.90%	95.85%	90.28%	100.00%	99.95%	100.0%
文具類		99.20%	98.80%	98.50%	98.21%	99.92%	99.85%		99.9%
オフィス家具等		95.70%	98.50%	98.10%	94.61%	96.69%	100.00%		99.9%
画像機器等					94.52%	93.07%	91.46%		100.0%
電子計算機等		95.10%	94.80%	97.70%	99.03%	95.32%	99.43%		99.5%
オフィス機器等					98.55%	100.00%	98.67%		100.0%
照明		99.70%	99.40%	96.80%	92.58%	92.94%	93.65%		100.0%
自動車		-	-	100.00%	-	-	100.00%		100.0%
制服・作業服		86.10%	70.40%	84.20%	85.63%	71.20%	90.32%		100.0%
作業手袋		100.00%	84.30%	73.40%	100.00%	88.35%	95.69%		
その他繊維製品		13.90%	56.50%	4.70%	99.81%	4.10%	37.60%		
役務		99.00%	93.60%	50.00%	7.14%	100.00%	100.00%		
合計		91.40%	96.59%	95.98%	90.34%	90.34%	99.99%		

(単位：%)

※調達率(%) = 調達量 ÷ 調達総量

※「画像機器等」、「電子計算機等」、「オフィス機器等」については、平成24～26年度は「OA機器」として集計している。

※参考として記載している福岡県の数値については、金額ベースで算定されており、目標値を100%として取り組んでいる。  
(資料：平成30年版 福岡県環境白書、環境課)

---

## (6)今後の取組

---

古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標達成に向け、職員の日常業務に関する取組を引き続き実施するとともに、各部局代表は所管する施設のエネルギー使用状況等を的確に把握し、設備機器の適正運転に努め、施設の照明のLED化等に設備機器の改修・更新に取り組んでいきます。

また、代表事務局は、各部局の取組内容等を把握するとともに、施設への省エネルギー診断の実施や関連する補助金の情報提供等により、各部局の取組を積極的に支援していきます。

## 資料編

---

# 1 河川水質

## 1. 環境基準点の水質

古賀市内の河川のうち、大根川水系については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定が行われており、大根川橋と石ヶ崎橋の地点についてはA類型に指定されています。また、花鶴橋の地点についてはB類型に指定されています。

環境基準点の水質（BOD）は、全地点において環境基準を満たしていますが、今後も継続して注視していく必要があります。

なお、中川水系については、環境基準の類型指定は行われていません。

表7 環境基準点における水質調査結果（BOD）

類型	水系	調査地点	測定値等	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A	大根川水系	大根川橋	75%値 (mg/l)	1.7	0.9	1.1	0.9	1.2
			適否	○	○	○	○	○
		石ヶ崎橋	75%値 (mg/l)	2.5	1.5	1.8	1.6	2.1
			適否	×	○	○	○	×
B	花鶴橋	75%値 (mg/l)	1.5	1.3	1.3	1.4	2.0	
		適否	○	○	○	○	○	

※福岡県にて調査を実施している。

（資料：平成28年度公共用水域水質測定調査 福岡県）

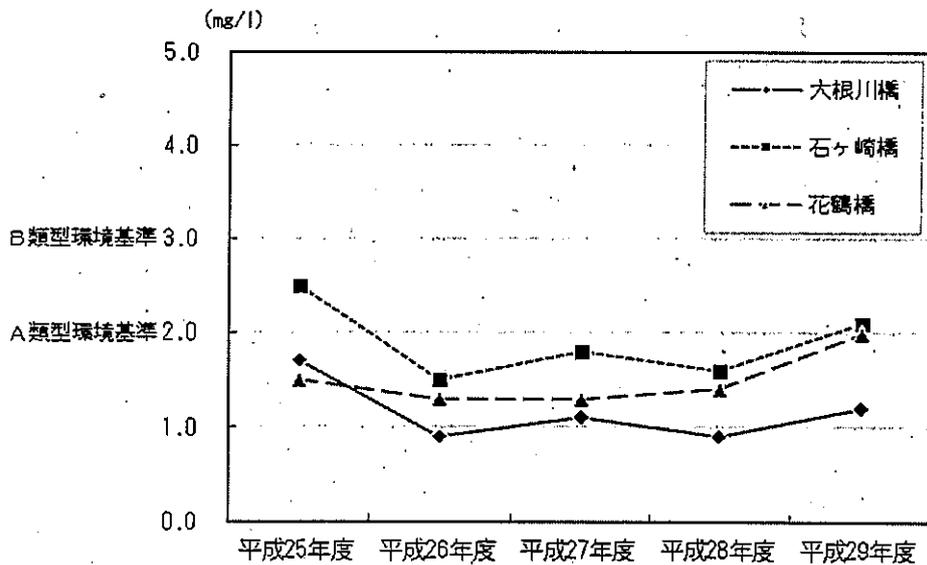
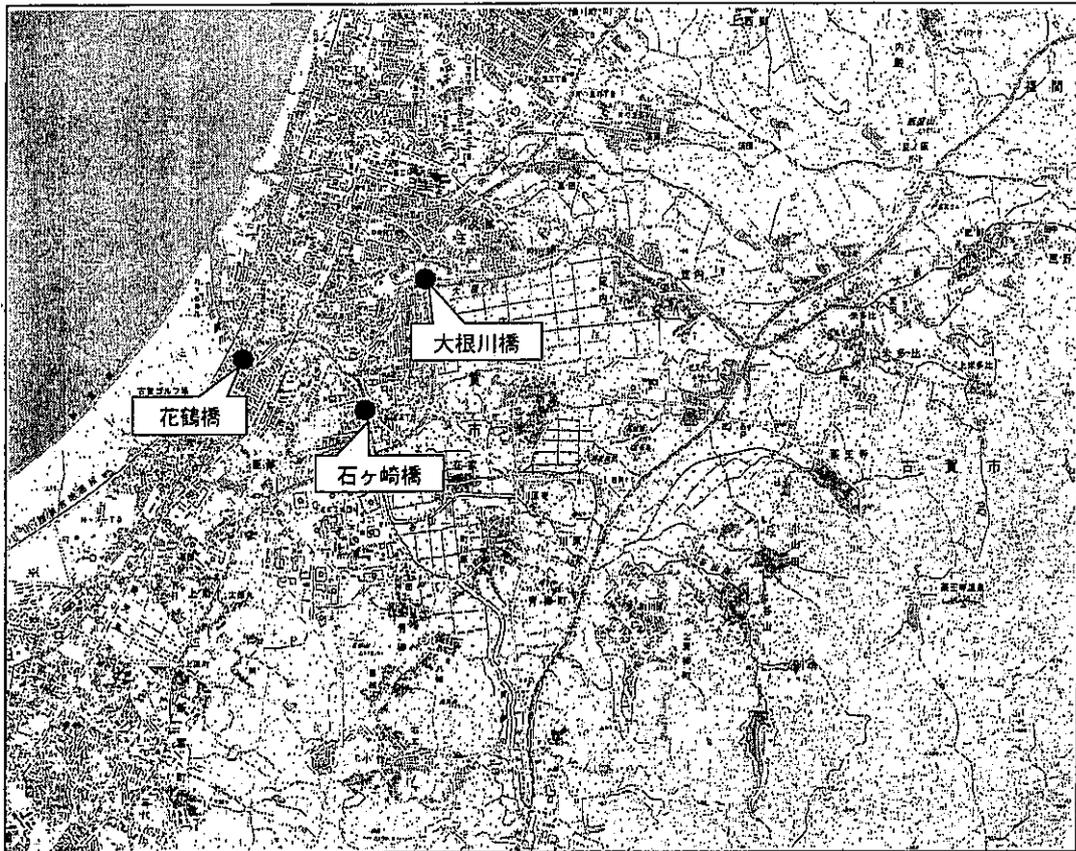


図4 環境基準点における水質調査結果（BOD）



(資料：環境課)

図5 福岡県河川水質調査地点位置図

表8 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	基準値				
	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
A類型	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B類型	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下

(資料：環境課)

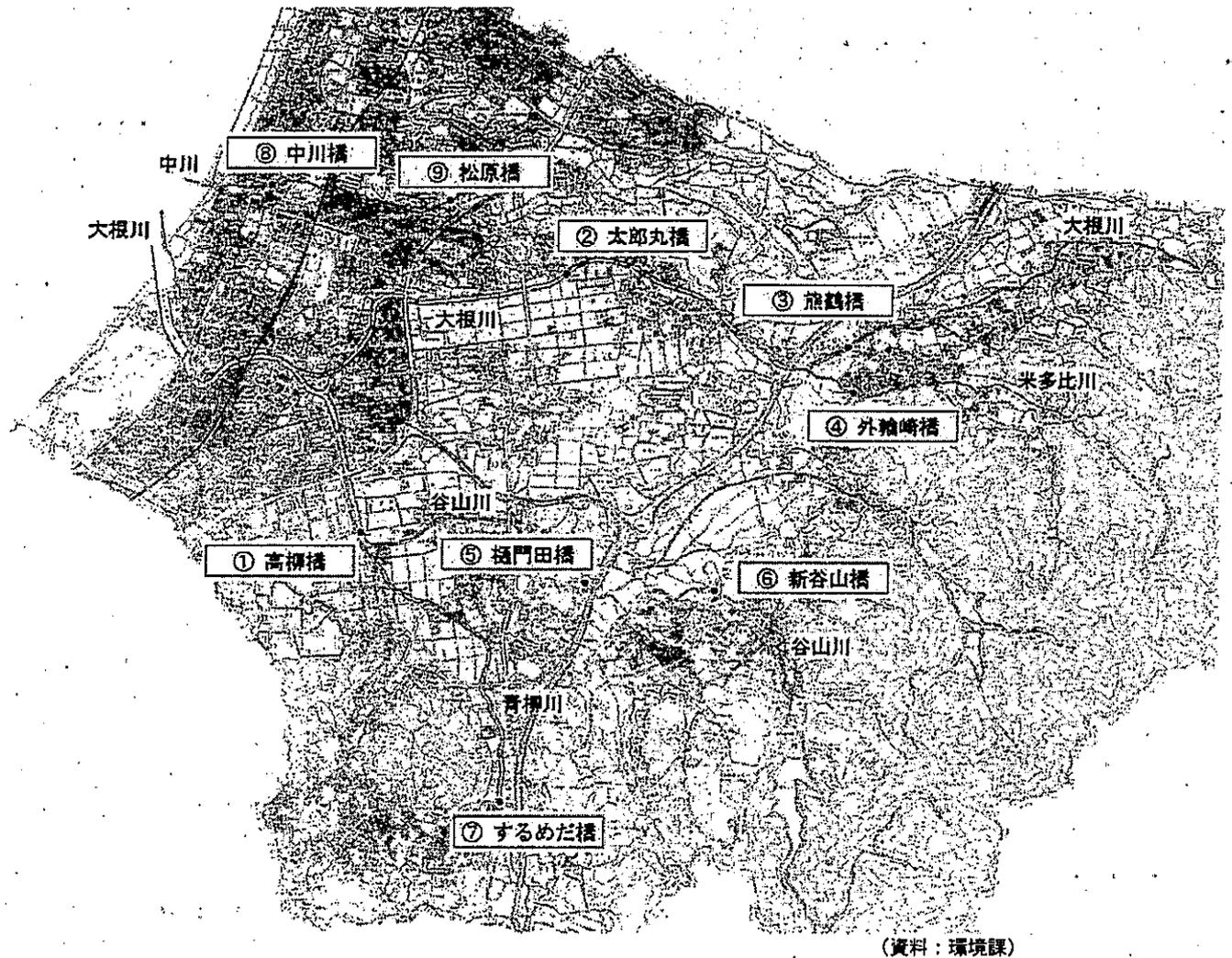
## 2. 古賀市内河川水質調査

生活排水などが河川に流れ込むことによる河川水質への影響を経年的に把握することを目的に、古賀市内に位置する2つの2級河川の定点9箇所における7項目の水質を年間4回調査しています。

調査結果については、大根川水系では大腸菌群数が全ての箇所、BOD75%値が2ヶ所で環境基準値を超過しましたが、他の項目については環境基準値内になっています。

基準値を超過した原因については、大腸菌群数に自然の土壌由来の細菌も含まれる可能性があることを調査実施機関に確認しています。今回の分析結果は、過年度の変動範囲内であり、特に問題はないとの報告を受けています。今後も河川水質について注視していく必要があります。

なお、中川水系では、環境基準の類型指定は行われていません。



(資料：環境課)

図6 河川水質調査地点位置図

表9 河川水質調査結果 (平成30年度)

調査項目 調査地点	pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数	全リン	全窒素	
	(-)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100ml)	(mg/l)	(mg/l)	
高柳橋	H30. 5. 22	8.1	1.7	4	9.1	46,000	0.240	1.80
	H30. 9. 25	7.9	0.9	2	9.1	33,000	0.140	1.70
	H30. 12. 19	7.7	1.6	2	11.0	13,000	0.200	2.60
	H31. 2. 5	7.9	2.1	3	10.0	170	0.240	2.40
	平均値	7.9	1.7	3.0	9.8	23,000	0.210	2.10
太郎丸橋	H30. 5. 22	7.4	1.1	2	9.7	26,000	0.069	1.70
	H30. 9. 25	7.2	0.5	1	9.0	33,000	0.066	1.30
	H30. 12. 19	7.3	0.8	<1	8.7	480	0.031	0.55
	H31. 2. 5	7.4	1.0	1	8.0	93	0.035	0.10
	平均値	7.3	1.0	1.0	8.9	15,000	0.050	0.91
能鶴橋	H30. 5. 22	7.5	1.5	4	7.7	49,000	0.090	1.50
	H30. 9. 25	7.8	0.6	2	8.6	14,000	0.095	1.10
	H30. 12. 19	7.5	1.0	1	10.0	2,400	0.030	0.24
	H31. 2. 5	7.6	<0.5	10	11.0	170	0.038	1.10
	平均値	7.6	1.0	4.0	9.3	16,000	0.063	0.99
外輪崎橋	H30. 5. 22	7.6	2.2	6	8.6	110,000	0.200	3.80
	H30. 9. 25	7.8	1.9	2	8.4	2,200	0.150	1.50
	H30. 12. 19	7.7	1.6	<1	10.0	4,900	0.230	2.70
	H31. 2. 5	7.7	2.1	2	11.0	790	0.140	1.60
	平均値	7.7	2.1	3.0	9.5	29,000	0.180	2.40
樋門田橋	H30. 5. 22	7.9	2.0	8	8.7	14,000	0.079	1.20
	H30. 9. 25	7.8	0.9	2	8.6	79,000	0.078	0.87
	H30. 12. 19	7.8	1.5	2	10.0	3,300	0.032	0.29
	H31. 2. 5	7.7	2.0	2	10.0	1,700	0.071	1.40
	平均値	7.8	2.0	4.0	9.3	25,000	0.065	0.94
新谷山橋	H30. 5. 22	7.7	1.0	4	8.5	49,000	0.056	1.70
	H30. 9. 25	7.8	0.8	2	8.3	79,000	0.059	1.10
	H30. 12. 19	7.4	1.0	<1	9.4	1,300	0.043	0.82
	H31. 2. 5	7.9	1.7	12	12.0	330	0.090	1.30
	平均値	7.7	1.0	5.0	9.6	32,000	0.062	1.20
するめだ橋	H30. 5. 22	7.7	3.1	1	7.9	920,000	0.620	3.40
	H30. 9. 25	7.8	1.7	4	8.1	350,000	0.280	3.20
	H30. 12. 19	7.8	1.1	<1	10.0	3,300	0.150	1.70
	H31. 2. 5	7.6	2.7	2	10.0	13,000	0.510	3.50
	平均値	7.7	2.7	2.0	9.0	320,000	0.390	3.00
中川橋	H30. 5. 22	7.7	1.3	5	8.5	240,000	0.180	1.90
	H30. 9. 25	7.6	0.9	18	7.8	24,000	0.180	1.60
	H30. 12. 19	7.7	1.0	4	8.0	7,900	0.046	0.29
	H31. 2. 5	7.8	1.3	13	10.0	1,700	0.150	1.90
	平均値	7.7	1.3	10.0	8.6	68,000	0.140	1.40
松原橋	H30. 5. 22	7.7	1.6	6	8.4	240,000	0.200	2.30
	H30. 9. 25	8.1	0.9	55	8.1	130,000	0.190	1.70
	H30. 12. 19	8.0	1.1	4	8.2	13,000	0.130	1.10
	H31. 2. 5	8.2	1.7	40	12.0	1,700	0.240	2.10
	平均値	8.0	1.6	26.0	9.2	96,000	0.190	1.80

※測定値は、小数点以下4桁の範囲内で設置し、有効数字を2桁とし3桁目以降を切り捨てる。また、平均値は3桁目を四捨五入し、有効数字を2桁とする。BODの平均値の欄は、75%値を記載している。

※全リン、全窒素については環境基準が設定されていない。

※なお、古賀市では生活環境項目の5項目（pH、SS、BOD、DO、大腸菌群数）以外に全窒素、全リンの2項目についても測定しているため掲載している。

※中川橋、松原橋は環境基準の類型指定がない。

(資料：環境課)

表10 河川水質（BOD）調査結果の推移－大根川水系（A類型）－

調査地点	測定値等	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①高柳橋	75%値 (mg/l)	2.7	1.3	1.0	0.9	1.7
②太郎丸橋	75%値 (mg/l)	2.3	1.1	0.5	0.6	1.0
③熊鶴橋	75%値 (mg/l)	/	/	0.7	0.8	1.0
④外輪崎橋	75%値 (mg/l)	/	/	0.7	5.4	2.1
⑤樋門田橋	75%値 (mg/l)	3.2	1.3	0.7	0.8	2.0
⑥新谷山橋	75%値 (mg/l)	/	/	0.6	0.9	1.0
⑦するめだ橋	75%値 (mg/l)	2.5	1.4	1.1	1.3	2.7
高速ガード下	75%値 (mg/l)	2.3	1.1	/	/	/

※斜線の部分は環境基準 (2.0mg/l) に適合しない。

※年間4回の調査の平均値 (平成30年度の調査日は表9 (79ページ) に記載) を記載している。

※熊鶴橋、新谷山橋、外輪崎橋は平成28年度から調査を開始している。高速ガード下の調査は平成27年度まで調査を実施していた。

(資料: 環境課)

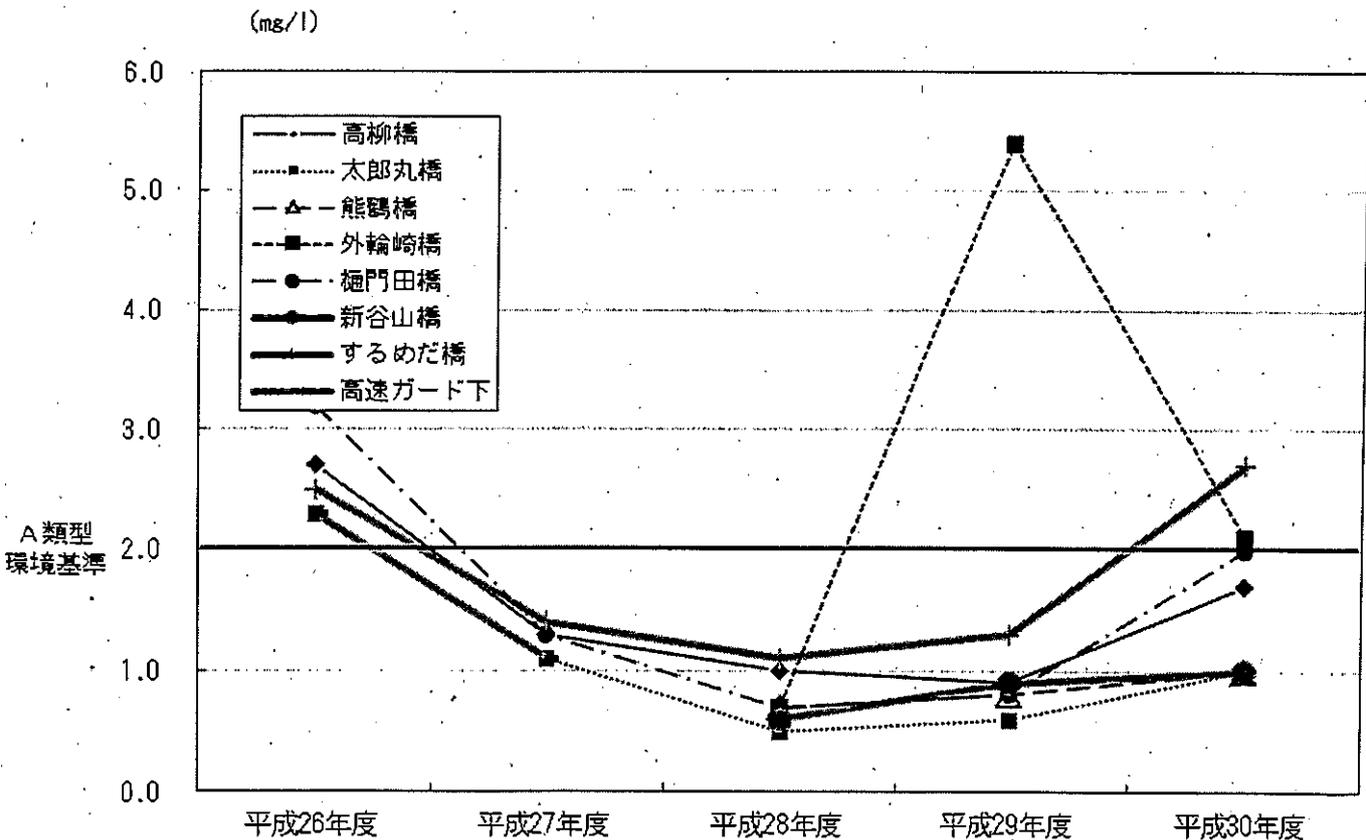


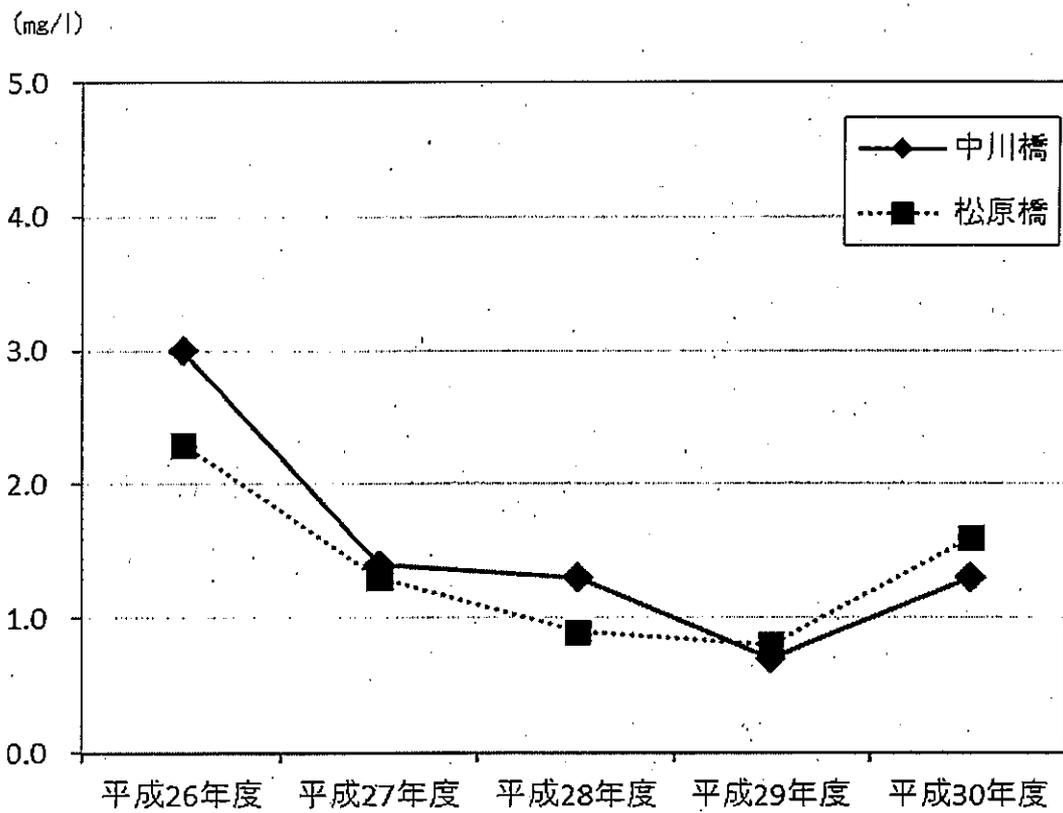
図7 河川水質調査結果 (BOD) -大根川 (A 類型) -

(資料: 環境課)

表 11 河川水質調査結果（BOD）－中川（類型指定なし）－

調査地点	測定値等	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
⑧中川橋	75%値 (mg/l)	3.0	1.4	1.3	0.7	1.3
⑨松原橋	75%値 (mg/l)	2.3	1.3	0.9	0.8	1.6

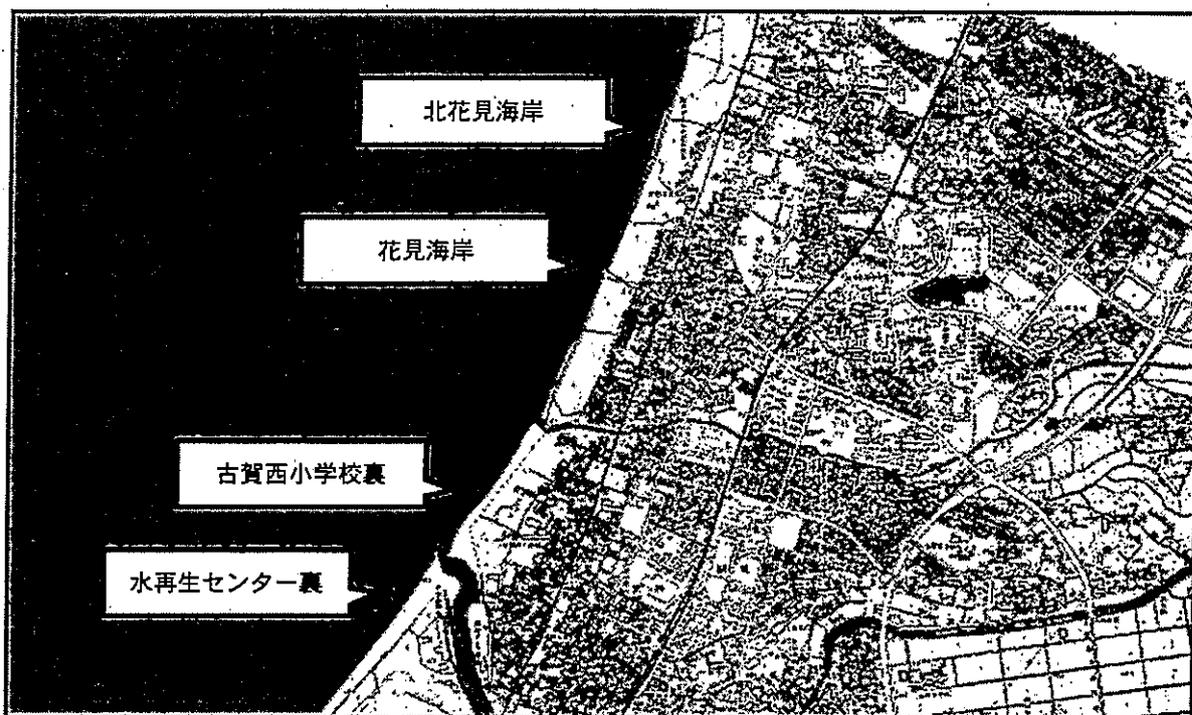
図 8 河川水質調査結果（BOD）－中川（類型指定なし）－



## 2. 海水域水質

生活排水及び工場排水の流入による海水域の水質状況を経年的に把握することを目的に、河川が流入する海水域の4箇所の定点において、午前と午後の2回、海水水質7項目の調査を実施しています。

平成30年5月10日に実施した調査の結果については、環境省が定める水浴場水質判定基準に準用すると、水質は「適」となっています。



(資料：環境課)

図9 海水域水質調査地点位置図

表12 水浴場判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	GOD	透明度
適	水質AA 不検出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透
	水質A 100個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透
可	水質B 400個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
	水質C 1,000個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満～ 50cm 以上
不適	1,000個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満

(資料：環境課)

表 13 海水域水質調査結果 (平成 29 年度) 調査日:平成 30 年 5 月 10 日

調査項目		pH	透明度	塩化物イオン	COD	一般細菌	ふん便性大腸菌群数	油膜	水質判定
		(-)	(m)	(mg/l)	(mg/l)	(個/ml)	(個/100ml)		
北花見海岸	午前	8.2	1.0 以上	19,000	1.5	17	2	無	A(適)
	午後	8.3	1.0 以上	18,000	1.6	60	7	無	
花見海岸	午前	8.2	1.0 以上	19,000	1.5	18	3	無	A(適)
	午後	8.2	1.0 以上	19,000	1.5	22	2 未満	無	
古賀西小学校裏	午前	8.2	1.0 以上	20,000	1.7	16	2 未満	無	AA(適)
	午後	8.2	1.0 以上	19,000	1.6	8	2 未満	無	
水再生センター裏	午前	8.2	1.0 以上	17,000	1.6	80	93	無	A(適)
	午後	8.2	1.0 以上	17,000	1.9	130	28	無	

※水浴場水質判定基準について：ふん便性大腸菌、油膜の有無、COD(化学的酸素要求量)、透明度のすべての項目について、上記の基準に適合しているため水質B(可)と判別される。なお、調査地点や時間で結果に大きな差がないことから、調査地点付近で局所的な汚染を受けている可能性は低いと考えられる。

表 14 海水域水質調査結果 (COD)

調査地点	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
北花見海岸	1.8	2.4	0.7	2.0	1.8
花見海岸	1.8	2.4	1.4	2.1	1.7
古賀西小学校裏	1.9	2.2	2.6	2.0	1.5
水再生センター裏	1.8	2.2	2.7	1.9	1.6

※原則、毎年 5 月に調査を実施している。

※単位 (mg/l)

(資料：環境課)

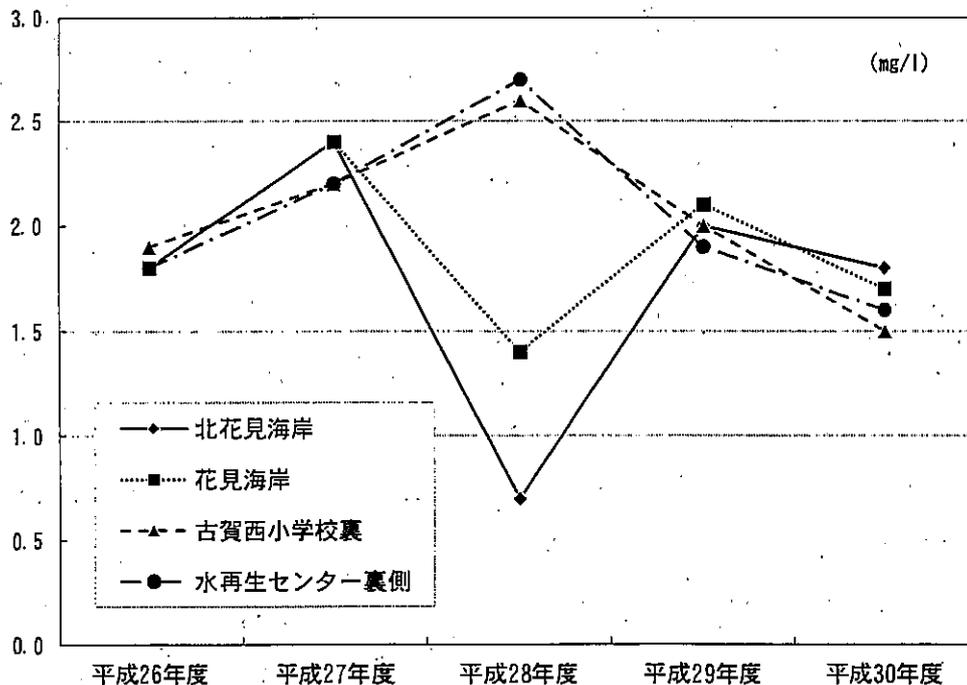


図 10 海水域水質調査結果 (COD)

### 3 地下水水質

#### 1. 福岡県地下水概況調査

地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を実施していますが、この調査によると、近年、古賀市内で健康項目における環境基準を超過した地点はありません。

なお、基準超過などが見られた場合には、福岡県と連携・協力して対応していきます。

表 15 地下水概況調査（福岡県実施）

調査項目	実施年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 28 年度
	調査地区	川原	谷山	鷹野
	深さ (m)	40	不明	40
カドミウム	0.003 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
全シアン	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
鉛	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
六価クロム	0.05 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
ヒ素	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
総水銀	0.0005 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
アルキル水銀	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
PCB	不検出	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
ジクロロメタン	0.02 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
四塩化炭素	0.002 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
トリクロロエチレン	0.03 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
テトラクロロエチレン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
チウラム	0.006 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
シマジン	0.003 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
チオベンカルブ	0.02 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
ベンゼン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
セレン	0.01 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	4.3	1.5	3.3
ふっ素	0.8 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1
ほう素	1 以下	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満

(資料：平成 26, 27, 29 年版公営関係測定結果 福岡県)

※1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)については、シス-1,2-ジクロロエチレンに替わり、新たに地下水の水質汚濁に係る環境基準項目として追加された。(H21年11月30日環境省告示)

※1,1-ジクロロエチレンについては、地下水環境基準における基準値が0.02mg/Lから0.1mg/Lに変更された。(H21年11月30日環境省告示)

※カドミウムについては、地下水の水質汚濁に係る環境基準が0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更された。(H23年10月27日環境省告示)

※平成27年度の調査対象井戸に、市内の井戸はない。

#### 2. 井戸水水質調査（快適環境監視事業）

古賀市内の上水道未整備地域における地下水環境の水質状況の把握を目的に、飲用井戸等衛生対策要領に基づき、家庭用飲用井戸における13項目の水質調査（サンプリング調査）を平成5年度から実施しています。平成30年度は54箇所において実施しました。井戸管理者に対しては、検査結果及び改善策を送付しています。

## 4 大気環境

近年、人体に影響を与える可能性があるPM2.5や光化学オキシダントなど大気汚染に関する市民の関心も高くなっています。

古賀市においては、平成29年度までは一般大気測定局、自動車排出ガス測定局ともに未設置のため、福岡(香椎)および宗像における数値を参考にしています。なお、平成30年度から国道3号鹿部交差点付近に福岡県の自動車排気ガス測定局が設置され、PM2.5も測定されています。

### 1. 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊している  $2.5\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$  は  $1\text{mm}$  の千分の1の大きさ) 以下の小さな粒子のことをいい、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM:  $10\mu\text{m}$  以下の粒子) よりも小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

福岡県では、平成29年7月27日に福岡・北九州地域において、PM2.5の注意喚起が発表されました。日平均値が環境基準(1年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ1日平均値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること) を超えた日数は、福岡(香椎)で5日間、宗像で4日間測定されています。また、3月から5月にかけて数値が高くなる傾向にあることから、この期間は特に注意が必要です。

表16 福岡県における微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起発令基準及び対応方法

注意喚起発令基準及び対応方法		
福岡県	午前中の判断	同一地域内の2か所以上の測定局において、午前5～7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、注意喚起を実施。
	午後からの活動に備えた判断	同一地域内の1測定局でも午前5時～12時の1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、注意喚起を実施。
古賀市の対応		県からの情報提供を受け、注意喚起を実施する。

※県内を4地域(北九州・福岡・筑後・筑豊)に分け、地域毎に注意喚起を実施している。(資料:福岡県・環境課)

表17 一般大気測定局における測定結果(微小粒子状物質 (PM2.5))

測定地点	福岡(香椎)			宗像		
	年平均値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		年平均値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
平成25年度	$19.4\mu\text{g}/\text{m}^3$	30日	8.3%	$15.6\mu\text{g}/\text{m}^3$	19日	5.2%
平成26年度	$17.8\mu\text{g}/\text{m}^3$	15日	4.2%	$15.9\mu\text{g}/\text{m}^3$	12日	3.3%
平成27年度	$15.8\mu\text{g}/\text{m}^3$	9日	2.5%	$14.5\mu\text{g}/\text{m}^3$	6日	1.7%
平成28年度	$14.8\mu\text{g}/\text{m}^3$	1日	0.3%	$13.3\mu\text{g}/\text{m}^3$	2日	0.5%
平成29年度	$13.7\mu\text{g}/\text{m}^3$	5日	1.4%	$12.7\mu\text{g}/\text{m}^3$	4日	1.1%

(資料:平成30年度版公害関係測定結果 福岡県)

## 2. 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物、炭化水素及び揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こすことによって生成される物質をいいます。

光化学オキシダントがある濃度以上になると、目がチカチカしたりのどが痛くなったり、植物に悪い影響が出たりすることがあるため注意が必要です。

なお、平成21年度に光化学オキシダントの注意報が発令されて以降、平成30年度までは、古賀市に注意報は発令されませんでした。(令和元年5月24日に注意報発令)

表18 光化学オキシダント注意報発令基準及び対応について

注意報発令基準及び対応	
福岡県における注意報発令基準	(注意報)1時間値 0.12ppm 以上で継続するおそれがある場合 (警報)1時間値 0.24ppm 以上で継続するおそれがある場合 (重大警報)1時間値 0.40ppm 以上で継続するおそれがある場合 ※古賀市への発令については、宗像市・福岡市東区香椎の数値等をもとに県が判断する。
古賀市の対応	県からの情報提供を受け、注意喚起を行う。

(資料：福岡県・環境課)

表19 一般大気測定局における測定結果(光化学オキシダント)

測定地点	福岡(香椎)			宗像		
	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数
平成24年度	0.037 ppm	0日、0時間	0日、0時間	0.034 ppm	0日、0時間	0日、0時間
平成25年度	0.035 ppm	0日、0時間	0日、0時間	0.033 ppm	0日、0時間	0日、0時間
平成26年度	0.039 ppm	0日、0時間	0日、0時間	0.033 ppm	0日、0時間	0日、0時間
平成27年度	0.038 ppm	0日、0時間	0日、0時間	0.038 ppm	0日、0時間	0日、0時間
平成28年度	0.039 ppm	1日、2時間	1日、2時間	0.041 ppm	1日、2時間	1日、2時間
平成29年度	0.039 ppm	0日、0時間	0日、0時間	0.042 ppm	0日、0時間	0日、0時間

※昼間とは5時から20時までの時間帯である。

(資料：平成30年度版公害関係測定結果 福岡県)

## 3. 微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダントの注意報等を知るには

福岡県から注意報等が発令されたときは、古賀市においても防災行政無線、防災メール、市公式ホームページ等で古賀市民の方へお知らせします。

### 福岡県防災メール・古賀市防災メールの登録について

PM2.5 注意報および光化学オキシダント注意報等の情報を福岡県防災メールおよび古賀市防災メールで配信しています。注意報発令時には、すぐに情報の収集を行うことができます。

- ・福岡県防災メール：mamoru@bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp
- ・古賀市防災メール：bousai.koga-city@raidan.ktaiwork.jp

上記のメールアドレスに空メールを送信してください。登録用サイトのアドレスが添付されたメールが届きます。必要な情報(メールアドレス、お住まいの地域、配信種別等)を入力し、送信すると登録が完了します。

## 5 廃棄物及びリサイクル

### 1. ごみ処理の現状

平成26年度に策定した「第2次ごみ処理基本計画」では、ごみの排出量の増加を抑制しながら、減量と資源化を推進し、「1人1日当たりのごみ処理量の削減」と「資源化率の向上」を目標にしています。

1人1日当たりのごみ処理量については、平成29年度に比べて減少しています。これは、事業所訪問時に廃棄物の適正処理について指導を行ったことにより、事業所からのごみが減少したことによるものが主な原因と考えられます。

また、資源化率については、平成29年度に比べて横ばいであることから、新たな分別品目や資源化ルート of 構築についての調査研究、情報収集を行うなど、資源化率向上のための取組につなげていきます。また、商業施設などで実施されている資源の回収量の把握方法についても研究していきます。

表 20 ごみ処理の現状

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A	ごみ総排出量(t)	19,584	20,368	20,258	19,764	19,488
B	リサイクル総量(t)	3,399	3,220	3,057	2,979	2,887
ごみ処理量(A-B)(t)		16,185	17,148	17,201	16,785	16,601
人口(人)		58,324	58,292	58,433	58,673	58,993
1人1日あたりのごみ処理量(g) (ごみ処理量÷人口÷365日)		760	805	806	784	771
資源化率(%) (B÷A×100)		17.3	15.8	15.0	15.1	14.8

(資料：環境課)

※人口については、各年度9月末日時点の住民基本台帳を使用している。

※A:ごみ総排出量=家庭系ごみ量(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ)+事業系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ)+直接搬入ごみ量+集回回収量+浄化槽・脱水汚泥量

※B:リサイクル総量=資源化総量(古賀清掃工場)+集回回収量(古紙類・剪定枝等)

(資源化総量=焼却施設残渣資源化量+リサイクルプラザ資源化量+リサイクルプラザ直接資源化量)

※各数値の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値の間で±1の誤差が生じる場合がある。

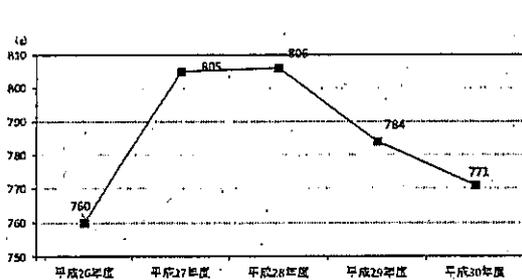


図 11 1人1日あたりのごみ処理量の推移と目標値

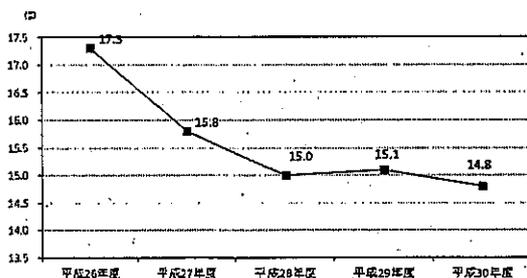
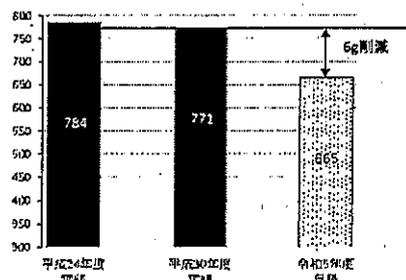
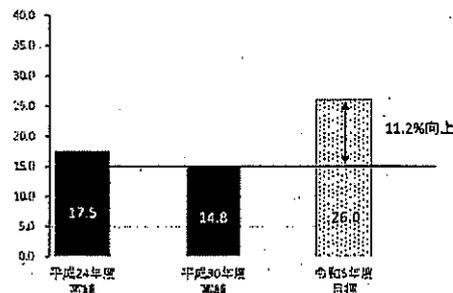


図 12 資源化率の推移と目標値



## 2. 廃棄物の適正な処理

### (1) 家庭系ごみの処理

可燃ごみについては、指定ごみ袋（有料）による収集を行い、玄界環境組合古賀清掃工場において焼却処分しています。

不燃ごみ（土砂・ブロック・陶磁器類）については、古賀市不燃物埋立地において埋立処分しています。

資源ごみについては、地域ごとに収集会場を設け、分別収集（12品目）を行い、玄界環境組合古賀清掃工場に搬入し処理しています。

### (2) 粗大ごみの処理（家庭系ごみ）

粗大ごみについては、ごみ減量を推進することを目的に、排出者責任の明確化と負担の公平性を図るため、平成18年1月から粗大ごみ処理シール（有料）による収集をしています。

### (3) 事業系ごみの処理

事業系ごみについては、原則として事業者自ら処理することになっていますが、自己処理できない事業系一般廃棄物については、古賀市の許可業者による収集運搬、もしくは自己搬入によって、玄界環境組合古賀清掃工場で処理しています。

また、特定事業用建築物（延床面積3千平方メートル以上）、学校（延床面積8千平方メートル以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者等に対し、ごみの減量や3R実践を促進するため、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付けています。

### (4) し尿及び浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者による収集を行い、古賀市海津木苑（浄化槽汚泥のうち一部は浄化槽汚泥濃縮車）において処理しています。

表 21 一般廃棄物の種類及び収集形態・搬入先について

種類及び分別の区分		収集形態 (収集回数)	収集運搬主体 (収集運搬を実施する者)	搬入先 (処理方法)	
ごみ	家庭系	可燃ごみ	戸別収集 (週2回)	委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	古賀清掃工場 (焼却)
		不燃ごみ	拠点収集 (月1回(地域)) (月3回(エコロの森))	委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	古賀清掃工場 (焼却、再資源化)  古賀市不燃物埋立地 (埋立)
		粗大ごみ	戸別収集 (毎月指定日(有料))		
	資源ごみ	びん	拠点収集 (月1回(地域)) (月3回(エコロの森))		
		ガラス			
		飲料缶			
		金属混合物			
		蛍光灯			
		乾電池			
		ペットボトル			
		プラスチック製容器包装			
	梱包材	再生業者	再資源化施設 (再資源化)		
	紙パック				
	陶磁器	再生業者	再資源化施設 (再資源化)		
スプレー缶					
古紙	拠点収集 (その都度)	再生業者	再資源化施設 (再資源化)		
廃食用油	拠点収集 (その都度)	再生業者	再資源化施設 (再資源化)		
事業系	可燃ごみ	個別収集 (その都度) (※1)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	古賀清掃工場 (焼却、再資源化) 古賀市不燃物埋立地 (埋立)	
	不燃ごみ				
	直接搬入ごみ	-	-	古賀清掃工場 (焼却、再資源化)  古賀市不燃物埋立地 (埋立)	
	集団回収	集団回収団体が収集 (その都度)	-	再資源化施設 (再資源化)	
その他	し尿	戸別収集 (月2回)	許可業者 (古賀衛生工業) (コスモス環境) (環境開発工業)	古賀市海津木苑	
	浄化槽汚泥	戸別収集 (その都度) (※2)			
	脱水汚泥	-	委託業者	古賀清掃工場 (焼却)	
	小動物死体	戸別収集 (その都度)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	古賀清掃工場 (焼却)	

※1 事業者が古賀清掃工場に直接搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

※2 浄化槽法の定めにより収集する。

## ま

### □ ISO14001

ISO (国際標準化機構) が定めた環境マネジメントシステム。環境に視点をおいた経営管理システムで、事業所ごとに環境保全に関する目標・方針・計画を定め、実施し、達成状況を点検しつつ、全体の見直しやさらなる環境配慮の実施に取り組んでいくというものです。

### □ アダプトプログラム

市民と行政が共同で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは、「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいいます。

### □ エコアクション21

1996年9月のISO14001の発行に合わせて環境庁(現環境省)から出された中小企業向けの環境保全活動推進プログラム。内容としては環境への負荷の自己チェック、取組の自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表からなります。プログラム参加企業の登録制度として発足しましたが、2004年にISO14001と同じような認証・登録制度に改定されました。

### □ 外来生物

もともとその地域にいなかった生物で、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。

- ・特定外来生物…外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。
- ・生態系被害防止外来種…侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種を選定しています。また、外来生物法に基づく規制対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、規制対象外の外来種も幅広く選定されています。(平成27年3月 要注意外来生物から名称が変更された。)

### □ 合併処理浄化槽

し尿とともに台所、風呂などから生活雑排水を処理する浄化槽です。(浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や集合住宅単位で設置されます。)

### □ 環境マネジメントシステム

企業などの事業体が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きのことを指します。また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画などの実行計画に関する実行状況の点検作業は環境監査と呼ばれます。

### □ ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)

人と自然が共生し、持続的に発展することができる「環のまち」の実現のため、多様な主体(市民・ボランティア団体・事業者・行政など)が、集い、活動する、開かれた共働ネットワークです。

グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することです。

COOL CHOICE (クールチョイス)

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

玄海国定公園

東は福岡県北九州市若松区遠見ヶ鼻から西は佐賀県伊万里市伊万里湾浦漣付近までの東西約120kmにわたる福岡県、佐賀県及び長崎県の玄界灘の海岸景観を主体とする公園です。古賀海岸には白砂青松の海岸線が広がっています。

古賀市環境審議会

市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者などから構成されます。この審議会では、環境保全に係る諸事項を調査審議するとともに、古賀市の報告に基づく計画目標の達成状況、古賀市の環境に関する施策を点検・評価し改善策を提言します。

古賀市環境政策調整委員会

環境施策に関連する部課で構成される組織であり、計画の推進と進行管理を行うとともに、計画の見直しや新たな環境関連施策の立案及び調整を行います。また、環境分野全般にわたり、全庁的な事案に関して議論・検討を行い、それに基づいて環境審議会に報告を行います。

古賀市カーボン・マネジメントシステム

「Plan(企画)」、「Do(実行)」、「Check(評価)」、「Action(改善)」の4つのステップで構成されるマネジメントシステムであり、古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく取組の実施、実施状況の把握、評価、実績の公表等を毎年度着実に実施するためのツールです。

古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされており、大きく分けて2つの部分(「事務事業編」と「区域施策編」)から構成されます。この実行計画(区域施策編)では、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について書かれています。

古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体に対して策定が義務付けられている計画です。この実行計画(事務事業編)では、古賀市自らの事務及び事業において積極的に地球温暖化対策を行うことにより、地域の温室効果ガス排出量の削減に寄与すること、市内の事業者や市民の模範となることが求められています。

指標種

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物を指します。

### 循環型社会

製品等が廃棄物等になることが抑制され、製品等が循環資源となった場合については適正に循環的な利用が行われることが促進され、また、循環な利用が行われない循環資源についても適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される社会をいいます。

### 3R

Reduce (リデュース=廃棄物を出さない)、Reuse (リユース=再利用する)、Recycle (リサイクル=再資源化する) の3つの頭文字「R」を取ったものです。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用にまわそうというもので、循環型社会をつくっていくうえでの基本的な考え方です。

### 生物多様性

生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念で、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のほか、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念です。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で多様性を捉えており、それぞれ保全が必要となっています。

### ダンボールコンポスト

ダンボール箱を利用した生ごみ処理機のことです。家庭から出る生ごみを「ピートモス」、「もみ殻くん炭」等の基材とともに段ボール箱に入れ、微生物の力によって生ごみを分解し、堆肥化を行います。

### BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことです。単位は一般的に mg/L で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。河川について環境基準が定められており、その達成状況は75%値(年間の日間平均値のデータ n 個をその値の小さいものから順に並べたときの  $0.75 \times n$  番目のデータ値)で評価します。

### 福岡県地球温暖化防止活動推進センター

県内の地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、福岡県地球温暖化防止活動推進員や様々な人・組織と連携しつつ、脱温暖化社会の形成に向けた活動を進めている機関です。

### 類型指定 (河川水質調査)

環境基本法では、河川、海域、湖沼等の公共用水域における水質の汚濁に関し、維持されることが望ましい基準(環境基準)を定めることとされています。現況の水質や利水状況等を勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル(類型)を設けることを類型指定といいます。

## 7 古賀市環境基本条例

平成16年10月5日  
条例第17号

### 附則

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環(わ)のまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。
  - 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行われなければならない。

#### (市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

#### (市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
  - 3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
  - 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (各主体の協働)

- 第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかななければならない。

#### 第2章 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

### 第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
  - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第24条に定める古賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

### 第4章 推進施策

#### 第1節 環境への負荷の低減に資する施策

(公害等の防止)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障(公害を除く。)を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第13条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と再生)

第14条 市は、環境保全型農業(持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(平成11年法律第110号)第2条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。)の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第19条 市は、市民又は事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課することについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

第2節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

(環境教育等の振興)

第20条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の推進)

第21条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

### 第3節 地球環境保全のための施策の推進

(地球環境保全のための施策の推進)

第23条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

## 第5章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、古賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(民間団体等の施策への参加)

第25条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制等の整備)

第26条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要となる体制の整備に努めるものとする。

(施策推進の庁内体制の整備)

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

(民間団体等との協力・協働)

第 28 条 市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 29 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境基本計画の経過措置)

2 この条例の施行の際既に定められている環境基本計画は、第 9 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づき定められたものとみなす。

(古賀市環境審議会条例の廃止)

3 古賀市環境審議会条例(平成 14 年条例第 26 号)は、廃止する。

(古賀市環境審議会委員の経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第 24 条第 5 項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 4 日までとする。

古賀市環境報告書（令和元年版）

発行：令和元年11月

発行元：福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1

TEL 092-942-1127 FAX 092-942-1291

E-mail [kankyo@city.koga.fukuoka.jp](mailto:kankyo@city.koga.fukuoka.jp)